

刑 政

號二十第

號月二十

卷九十四第

雜報 ○○思想犯觀察法令 ○東京刑務武道會 ○教誨研究會閉會式 ○○神戸刑務所移轉工事現況 ○風雲を孕む國際政局 ○協會記事その他 92	新刊紹介 83	刑罰の進化 A・ワアレン・スターンズ 71	行刑作業としての鯉漁撈成績 深山間作 60	行刑法と最近の刑事政策 ——正木亮先生著「行刑法」讀後 小川太郎 50	徳川時代の刑罰論 (完) 細川龜市 42	刑務作業の研究 (二) 小川太郎 30	理論としての刑罰と實踐として の刑罰 ——昭和十一年の刑事學界の回顧 木村龜二 7	長くも天覽の榮に浴したる 刑務所製作品 坂梨森太郎謹記 5	昭和十一年を送る (巻頭言) 正木亮 2
---	------------	-----------------------------	-----------------------------	--	----------------------------	---------------------------	---	--	----------------------------

財團法人 刑務協會 發行

「刑政」五十卷
刑務協會新築
記念懸賞論文募集

一、課題

□第一部「累犯防邊を論ず」(論說) □第二部「刑務所の一日」(隨筆)

二、應募資格
刑務協會員

口語體、平假名

□第一部——四百字詰原稿用紙五十枚以内 □第二部——同上二十枚以内

昭和十二年三月末日 裁判官、本省高等官、東京近傍刑務所長に依頼中に付き追て發表す

七、賞
第一部 一等 金壹百圓……一名 三等 金拾圓……五名
二等 金五拾圓……二名 選外佳作金五圓……若干名
第三部 一等 金三拾圓……一名 三等 金五圓……十名
二等 金拾圓……五名 選外佳作 ……若干名

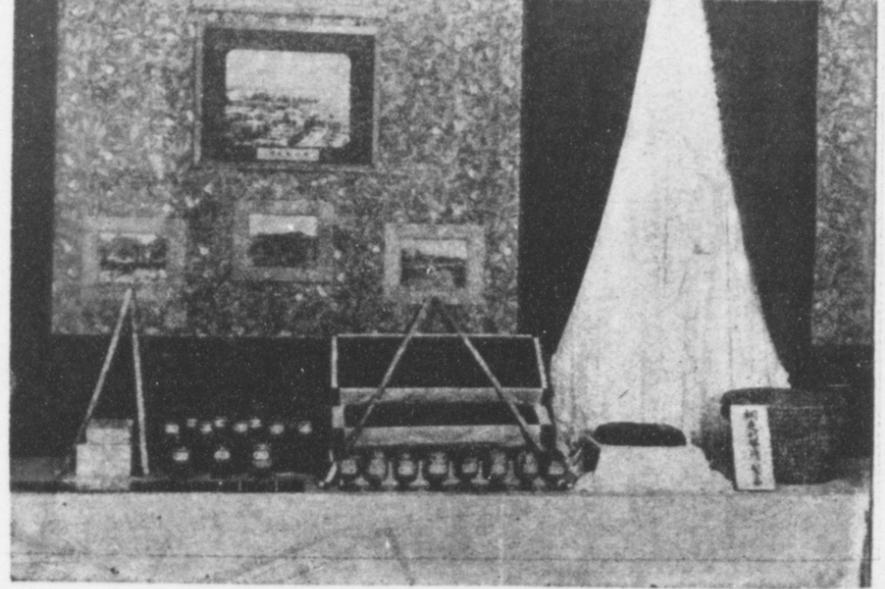
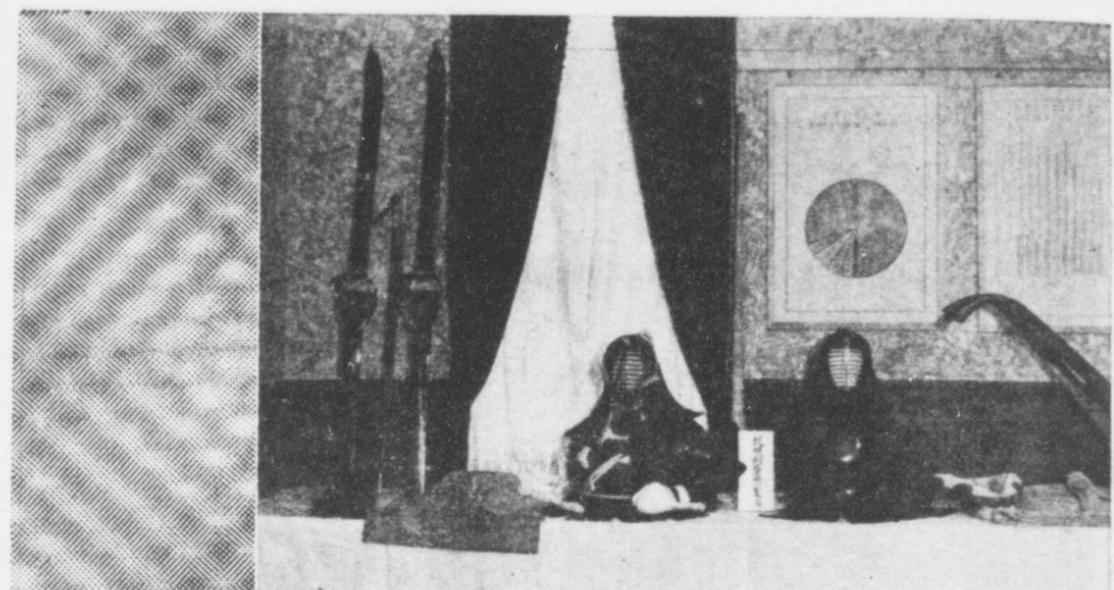
第二部

右の外入賞者には入賞メダルを加賞す

八、應募原稿送先

東京市麹町區西日比谷町刑務協會編輯部宛、封筒に「懸賞論文」と朱書のこと

刑 務 協 會



上 札幌刑務所製品
中 北海少年刑務所製品
下 網走刑務所製品

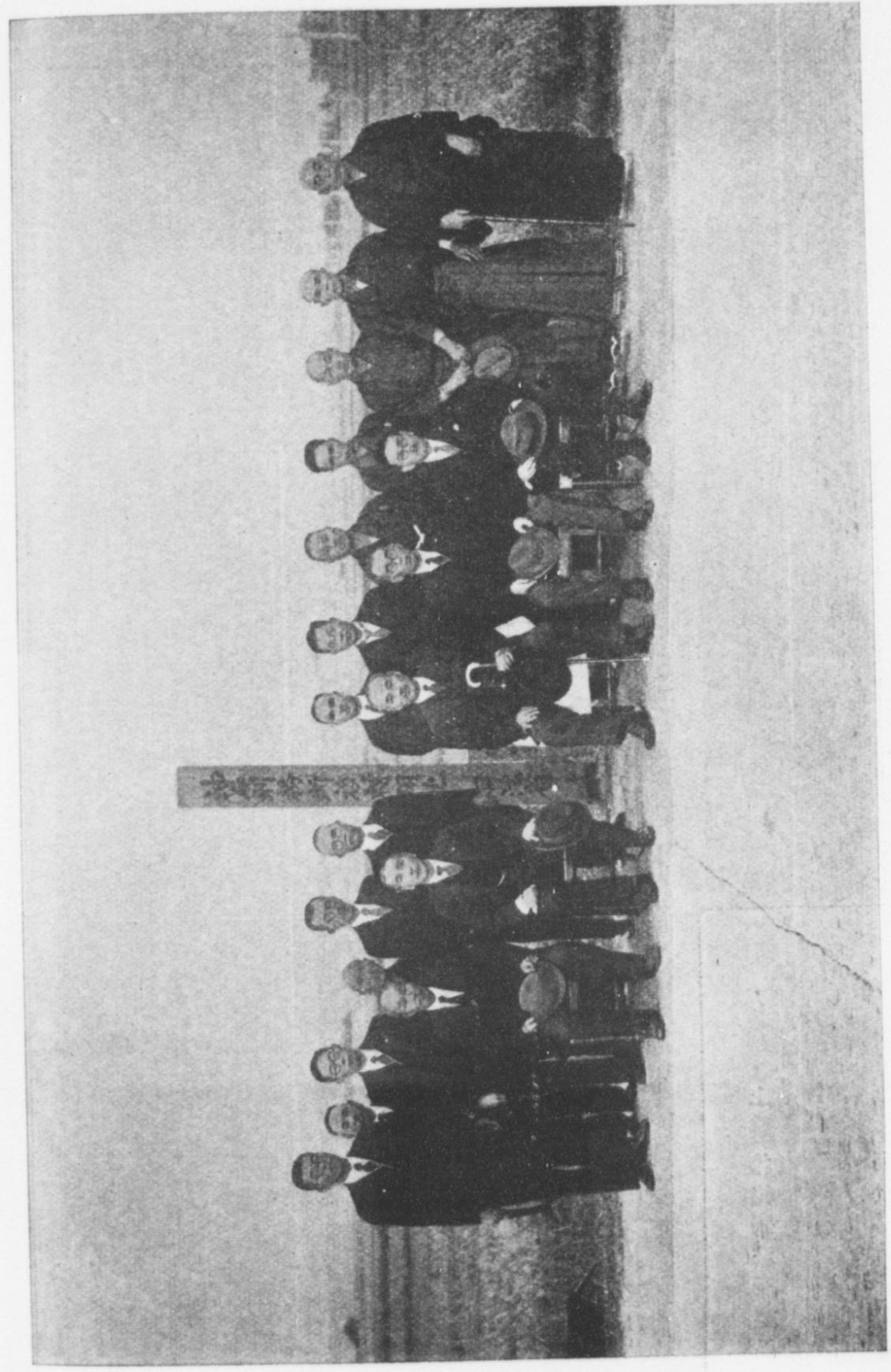
品製所務刑たし浴に榮の覽天もく畏

刑政

十二月號

第四十九卷

第十二號



神戶刑務所移轉用地に於ける林司大法一臣行

昭和十一年を送る

昭和十一年は種々なる點に刑事政策上の示唆を與へた。先づその年頭に於て衆議院議員選舉が行はれその取締上所謂嚴罰主義が強調せられた。その結果として今次の選舉違反者に對しては多く自由刑が用ゐられた。おそらく之によつて官民共に望んで止まざる選舉肅正といふ理想が徹底したであらうことは疑がない。しかし、吾々刑事政策家としてはその反面に横はる或る種の矛盾を看過してはならぬのである。即ち、刑罰處遇上破廉恥犯と非破廉恥犯との區別を爲すべきことは十九世紀に於ける心理學的所産であつたし又今日の立法に於てもその點は決して蔑視されては居らないが今次の選舉違反を機縁として此の點は殆んど閑却されたかの觀を呈したのである。

わたくしは從來行刑上自由刑の單一化を叫んで居るのであるから窃盜犯であらうが選舉違反であらうがその何れもが苟しくも國法の尊嚴を蔑ろにする以上同一の刑罰を以て對抗するのを當然とするのであるが、然し、しかする場合に於ては刑の量定上犯人の心情、動機原因、犯罪に對する世界觀等が從來よりも一層考慮せられねばなることを信するものである。刑罰宥恕制度と合して自由刑をして更に一層の弾力性を發揮せしめて刑務所に入れることなしに、より以上の警戒目的を達し得せしめるやうにすべきであるのである。しかく選舉對策としての刑罰問題が刑罰制度再考の示唆を與へたことを忘れてはならぬ。

二月二十六日は空前にして絶後であり度いいまはしき大事件が突發した。此の事件の結末としては十數人を死刑に處したることによつてその事件は落著したものとされた。然し、かやうな事件が恐るべき極刑を

實行したこと丈によつて彈壓し得たとすればそこには一大錯誤の起り易いものであることを忘れてはならぬ。死刑に會つた此等の人々に死刑が果して恐るべきものであり得たか、又、その刑がかやうな人人を威壓せしむるに足るものであつたかは少時論外として、爲政者はかやうな刑を用ゐねばならなくなる前に犯罪の未然防止の爲にあらゆる手段を講ずべかりしこと、従つて死刑を用ゐねばならなくなるのが政治の失敗であることを實驗したであらうことを斷言してはばからない。

二・二六事件の直後に於て司法大臣が更迭せられた。而して司法大臣は刑罰仁愛の原則を高調された。弛緩せる刑罰をなげいて刑罰の嚴肅性を高らかに叫ばれた。その結果として極めて認識を深めたのは職業訓練に偏重せず精神主義の大道に則すべしとせられたのである。私は從來の行刑に於ても精神主義の大道に則して居たことを信じて疑はなかつた。只その方法が刑務作業といふ手段に重きを置き過ぎたとせられるのなら或は精神主義の大道をはづれたかも知れないが、然し、一心不亂に働かせその中に誠實と正直と勤勉とを習慣づけやうとする爲の手段と見れば勞働は精神主義の糧であるのである。そこに神を敬ひ教誨を重んずる點を毫も排斥するものでなく、又乖反するものでもなく否むしろ神その中にあるのである。

此の度の豫算編制の結果行刑局に作業官の制度が置かれることになつた。おそらく明年度より實施されることになるであらうが、この制度の採用はそも何を意味するであらうか。刑務作業は最近十年の間に逐年擴張して昭和十一年度に於ては全國調定壹千壹百萬圓を突破せんとして居る、之を十年前に比較すれば實に二倍である。かかる作業状態に對して之を統制し、之を合理化し而して受刑者をこの方面に指導訓練せんが爲にこの司法大臣の時代に於て作業官が設置されるに至つたことはさきの精神主義の原則が決して

作業輕視にあらざることを明かにするに十分であると思ふ。

行刑に於ける精神主義はわたくしはむしろ刑務官それ自體に於て再考せらるべきであらうと思ふ。不幸にして昭和十一年には職員の間にはいまはしき破廉恥的行動が屢々傳へられた。おそらく本年位新聞の三面を賑はしたことはなかつたであらうと思ふ。數にしてみれば少くともその繰返されることによつて如何に世の信用を失ひしことかを思ふとき誠に暗然たらざるを得なかつた。殊にそれが人を改過せしめ遷善せしめようとする導者としての刑務官であるだけに一層切なるものがあつた。

晩秋の十一月二十日を期して待望の思想犯保護觀察所が開かれ保護觀察所輔導官及思想保護司の任命があつた。この優秀なる人人によつて此の法律の實績が大に擧げらるるであらうが然しこの事業も亦行刑に於ける以上に導者の人格に俟つところが尠くない。否、導者の人格が事業の總てであるともいひ得よう。しかく昭和十一年は豊富なる刑事政策上の跡を印して暮れ行くのである。

昭和十一年十一月廿二日夜

正木 亮

畏くも 天覽の榮に浴したる刑務所製作品

坂梨 森 太郎 謹記

昭和十一年中秋 聖駕當北海道十一州ニ遍ク道民親シク龍顔ヲ拜シ奉リシ陸軍特別大演習御統監ノ砌 聖上陛下ニハ、畏クリモ十月七日札幌控訴院ニ行幸アラセラレタ際親シク明治初年度來ノ裁判記録及關係統計表並ニ道内刑務所ヨリ出品シタル作業品ヲ 天覽遊バサレタ。

申スモ畏キ極ミ乍ラ、カカル破格ノ大御心ヲ垂レサセ給ヘル御仁慈ヲ拜察スルニ 天恩ノ宏大無邊ナルコト受刑者ハ申スニ及バズ、行刑ノ職ニ携ル者ノ光榮之ニ過グルモノナシト只々感激ノ至リニ堪ヘザル處デアル。

聖上陛下ニハ十月七日午前八時半行在所ヲ御出御、午前九時札幌控訴院ニ着御アラセラレ、有資格者ニ拜謁ヲ賜リ院長檢事長ノ上奏ヲ聽シ召サレ、階上天覽室ニ御臨、御院長ノ御説明ヲ受ケサセラレツツ約五分間ニ亙リ 天覽遊バサレシ由洩レ承ハル。

天覽ニ供シ奉リシ作業製品ハ、函館刑務所ノ魚網、網走刑務所ノ農產品、黒曜石、細工、飯櫃入、北海少年刑務所ノ背囊、リユツク、サツク、札幌刑務所ノ馬具、軍手、綿糸靴下、ブラオ、農耕器械、劍道具、銃劍術用防具、スキー用アノラツク、スキー用外衣、及スキーストツク、スキー靴等デアツ

タ。

其ノ材料ハ主トシテ道産品ヲ使用シタモノデ、少數ノ綿糸、皮革及ゴム類ガ他地方ノ産出品デア。先ヅスキー材ハ道産『いたやかへで』ヲ用ヒ、締具及締金具等ノ附屬品モ革工、鍛冶工ノ利用材料デア價ニ生産サレタモノデア。『ストツク』ハ道産曲リ竹ヲ使用シテ内地竹ト同ジ效果ヲ保タシメタモノ、『アノラツク』ハ帝國製麻會社製ノ布ニ防雪ノ爲ニ實際上ノ經驗ヲ考慮シタルモノ、スキー靴ハ濕雪ニ適スル本州向ノ堅牢ナルモノデ、目下引受製作中ノ大量品ノ中ヨリ選擇シタ。

『アラオ』ハ北海道ノ如キ大農式、農業經營ニ無クテハナラヌ馬耕用ノモノデ、工作モ當地ノモノハ使用上ノ工夫ガ加味サレテキル。旭川支所ノ防具ハ師團及學校等ノ註文品ト同一品デアリ、北海少年刑務所ノ『リュツクサツク』、函館刑務所ノ漁網共ニ地方色濃キ産出品デアツタ。網走刑務所ハ其ノ農園ノ收穫物ヲ標本的ニ示シ、更ニ農業、牧畜ノ副産品トシテ、『バター』、飯櫃入、『ホームスパン』毛織布等何レモ北海道産出品トシテノ特色ヲ現シタモノデア。天覽品ハ平常刑務作業トシテ經常的大量供給ヲ爲シツツアルモノ、特ニ地方産業ニ實質上ノ貢獻ヲ與ヘタルモノ、之ガ爲ニ特別ナル技術及製産費ノ過剩ニ互リタル製品ニ非ザルモノナルベキ旨ノ御注意ヲ體シ、工場ニテ日々製作シタルモノノ中ヨリ製作者ノ身上、性及製品ノ良否ヲ夫レ夫レ判定検査ヲ行ヒ、所長、保健技師立會ノ上完全ナル消毒ヲ施シ、之ヲ箱ニ納メ、作業課長奉持シテ指定ノ場所ニ御納メ奉リシ次第デア。』

理論としての刑罰と實踐としての刑罰

— 昭和十一年の刑事學界の回顧 —

木村 龜

- 一 刑罰の目的としての一般豫防と特別豫防
- 二 行刑の實踐的性質と科學的精神
- 三 刑務作業の意義と本質の省察
- 四 保安處分論と死刑論及びその他

一

刑罰の目的としての一般豫防と特別豫防とに關し注目すべき主張が爲された。その第一は小野博士の主張である。勿論、これは書評の一節として述べられたところに過ぎない『ヘルムツト・マイエルの民族主義刑法學』法學協會雜誌第五四卷第九號。即ち、小野教授は、ヘルムツト・マイヤーが『近時の教育刑論に對して、自由刑は教育方法として全く不適當なものであることを強調し、若シラントツアのいふやうに「刑は教育であるから然らざれば凡そ何等の意味もないものである」ならば、我は即時に自由刑を廢すべきであらう』と爲す點を指摘せられ、それが教授などの『見解と同一で

ある』とし、更に進んで『今日自由刑の正當性を眞面目に其の特別豫防的意義によつて基礎づけることは出来るものでない』と斷言せられて居る。それから小野教授は、自己の見地として『然らば刑罰は何を其の本來の目的とするか』として、これに對する答として『一般豫防の外にはない。しかも時代は今や以前にも増して一般豫防を必要としてゐる』と主張せられて居る。又博士は、マイヤーの言葉として『すべての特別豫防的方法には應報的刑法のもつ強い道義的感情が缺けて居る。…刑法の特別豫防的基礎づけは其の實際に於て必然的に單なる功利的思想に陥り、それによつて刑法から其の最も大なる力を奪ふことになる』といふのを引用して『かうした見方も亦評者の宿論に一致するのである』として共鳴の意思を表示せられて居るのである。

ヘルムート・マイヤー及び小野教授が主張せられて居るところは、大體に於て、從來から客觀主義の見地を採る者に於て主張せられたところであつて、それに對し主觀主義の見地を採る學者が客觀主義の批判の結論として教育刑論を主張するに至つたのである。勿論、教育刑論者に於ても今日の自由刑の運用を以つて、その有りのままの事實に於てそれが教育刑の理想を現はしたものだとしてこれを正當づけることなどは到底出来るものではない。教育刑の理念の上からは今日の自由刑の中には廢止さるべき要素が甚だ多く含まれて居る。教育刑は事實の正當性を根據づける原理ではなくして、事實が如何になるべきかを示す原理として唱導せられて居るのであつて、この點については應報刑の理念とは少しその性質を異にするのかも知れない。少くとも、さうした考へ方の相異が教育刑論の正當に理解せられることに對して障礙となつて

居るかとも私は考へる。然し、この點については一般に誤解なきことを希望したい。

唯だ、私は小野博士の教育刑の批判に關聯して次の三つの點について特に注目すべきものがあるのを感じる。第一に、博士が特別豫防の理論は『今日』眞面目に自由刑の正當性を基礎づけ得ぬとせられ、且つ、今日の『時代』は以前に増して一般豫防を要求してゐるとせられて居ることである。この點については、私は、第十九世紀から今日に至る歴史の永い發展は、むしろ、特別豫防の要求の方に重點を置き、且つ特別豫防の見地から理解せらるべき方向に向つて刑罰の運用を進めて居るやうに考へる。第二に、小野博士が特別豫防を功利的見地に立つことの故に非難せられるらしいことである。然し、元來、一般豫防といひ特別豫防といひ、ともに、刑罰の効果といふ功利的見地に於ける重點の差異から生じた思想であつて、特別豫防が功利的思想に陥り、一般豫防が然らずといふが如きものではないと思ふ。私は、最近、フォイエルバッハの刑法教科書を精讀する機會に際して、この最も偉大なる一般豫防論者が、自己の威嚇説を以つて『ベンサム』の社會功利説と甚だよく調和するものである』と述べて居るのを知り得たのである。功利主義といふことも、所謂個人的利己主義の意味に解するならば別であるが、刑罰の價值をその實際上の效果に從つて決定するといふ意味であれば、特に、非難せらるべきではなく、強調せらるべきことであつて、むしろ、効果といふことを超越するところに應報的刑罰の無價值性、非人道性があるのではなからうか。私はその意味で、刑罰は特別豫防を全うすべきであると同時に一般豫防をも亦全うすべきものであると考へ、その兩者のいづれをもこれを無視若は輕視することは許されないと

考へて居る。第三に、小野教授は、その一般豫防を強調するについて、『刑法の一般豫防的基本作用は單なる威嚇ではない。其の道義を形成する力である』ことを強調せられて居る。この點は、我が特別豫防についても同じで、私は、特別豫防の根本作用は犯罪的個人を社會生活の規準にまで引き上げるといふ高い道義的形成力の中に在ると考へるのである。従つて、この特別豫防の持つ道義性を無視して一般豫防の道義性のみを強調することは誤つて居ると思ふ。兩者がともに十分に考慮せられて始めて意義があるのである。さうすると、結局、この社會的道義といふ點に於て一般豫防と特別豫防とが調和せられることとなり、反社會性の小なる者に對してはそれに適合した強力なる處置が必要とせられ、これに反し、反社會性の小なる者に對してはそれに適合したところの適當な處置が講ぜらるべきこととなり、特別豫防は同時に一般豫防であり一般豫防は同時に特別豫防でなければならぬこととなるのである。成る程、從來の特別豫防を強調する説に在つては社會一般に對する効果を十分に考慮しない點があつたかも知れない、然し、從來の一般豫防説も亦犯人の社會化を無視した一般豫防であつた。この意味に於て、小野博士が一般豫防の限界を道義性の範圍に止まらしめて、その威嚇的要素を否定せられるのは、一般豫防か特別豫防かといふ古い矛盾命題を克服して一般豫防と特別豫防とを綜合する見地を肯定する方に向はれたものとなるのではなからうか。我々の教育刑論の主張は、少くとも、特別豫防を強調して一般豫防を排するのではなくして、特別豫防を實現することに因つて同時に一般豫防を全うするといふことをその中心的思想と爲して居るのである。そして、この一般豫防と特

別豫防の兩機能可能ならしめる原理として教育刑が主張せられて居るのである。かかる意味に於て、我々は、教育刑こそ今日の刑法を指導すべき理念であり、その必要を特に痛感しつつあるのである。小野教授の主張に對して、牧野博士は、『若し一般豫防といふ點から見れば、輕かるべき者に輕くして、重かるべき者に重きところに、それが適切に實現せらるべきではなからうか。これが刑罰個別論である』、『最近における刑法理論の争』法律時報第八卷第一〇號とせられて居る。教育刑論は刑罰個別化を基礎として特別豫防と一般豫防とをその古き對立から新しい調和へ止揚せんとするものであるのである。

刑罰の目的についての一般豫防と特別豫防とに關する注目すべき第二の主張として、中尾書記官の懲罰論があつた『懲罰の使命と其の運用』刑政第四九卷第二號。中尾書記官は、ここで刑罰の作用が主として特別豫防に重點を置くべきであるのに對して、懲罰の作用が一般豫防的色彩を必要とするにせられるのである。私は、ここにも、特別豫防か一般豫防かといふ古い考へ方の殘存を感ずるのであつて、その意味に於て教育刑の個別化の原理の綜合的機能が、今少し、十分に考慮せらるべきではなかつたかといふことを指摘して置きたく考へる。

第三の重要な主張は、牧野博士のそれである。博士は、その新著『刑法研究』第六卷に於て、『國家は、犯人に對し、その同化に必要な限度において刑を科するといふことが一方に於て犯人に對し、他方において社會の一般に對し刑に依るの權威を維持し得るの要點になるのである』として、特別豫防と一般豫防との綜合を主張せられ、かかる新しい綜合的な特別豫防論の上に立つて見

ると、『刑罰は單なる害惡であつてはならぬことになるのである。それは、その害惡に因つて犯罪人の社會復歸を期待し得るものでなければならぬ。この意味に於て刑は教育である。刑は教育的見地において理解せられ、統制され、改正され、發展せしめられねばならぬのである』とせられて居る。同時に、又博士は、『教育刑論をもつて事を蔽ふ』ことを警戒せられ、『教育刑論に對する理解を深めることに因つてのみ、刑法の發展はこれを期待し得られるのである』とせられて居る。かく考へて見ると、私は、昭和十一年の刑事學界に於ても、特別豫防と一般豫防との問題を通して、教育刑の原理は、批判せられるどころではなく、返つて、深められたといふことを知るのである。

二

應報刑論とか客觀主義の理論を主張する學者は、兎かく正義といふことや概念といふことを前面に押し立てるのが常である。これは、勿論、非難せらるべきどころでなく正しいことである。然し、その場合の正義は所詮應報的平等的正義以上に出でて居ない。我々は、かかる平等的正義についても、その正義としての重要性を忘れるものではない。然し、應報刑論の正義は、實は、十八世紀式な正義であり、個人主義的な正義である以上に出でて居ない。この正義は抽象的であり形式的である。それで、實にかかると、抽象的形式的正義を修正するところの具體的實質的な正義が存在し、且つ要求せられる。教育刑論及び主觀主義の理論の基礎を成して居るところの正義は具體的實質的正義である。この正義は古くからアリストテレス等に依つて主張せられて

來たものであつて、それは、個々の個人を個人なるが故に平等に取扱ふところの正義ではなくして、個々の個人の持つ個性を尊重し、その個性に適合せんとするところの配分的な正義である。即ち、主觀主義の正義は個別化的正義である。個別化は個人主義ではない。個別化は團體主義である。個々の個人の個性に適合することに因つて全體を生かさうとするのが教育刑の基礎となつて居るところの正義である。それは個を生かしつつ全體を維持するところの團體主義的社會的正義である。應報的正義は個と個との間の平等的關係乃至均衡が保たればそれで全うせられると考へられるところの正義であつて、そこに在るのは個の満足だけであつて全體は抽象化せられて了つて居る。これは、最近の全體主義が個を抽象したところ全體のみを満足せしめることを以つて正義と考へると同一の抽象的正義觀である。第十八世紀的個人的正義と最近の全體主義的理論とが緊密なる結合を持つかに見えるのはかかる考へ方の抽象性を共通にして居ることから來て居るのである。然し、現代特に、且つ又、本質的に必要なのは個人的正義でもなければ全體主義的正義でもなく、個人と社會との調和を理念とするところの團體主義的正義である。教育刑は、その意味に於ても、正義の本來の要求の上に立つものであると同時に、一面的な個人的應報的正義とそれと同様に一面的な全體主義的正義とをコントロールするところの規制的理念として今日最も自覺が要求せられつつあるものである。

應報刑のかかる抽象性の本質を指摘批判して、行刑の具體性を明白にし、この具體的な實踐としての行刑と科學的精神との結合を特に強調せられたのが青木教授の、『行刑と教育科學』刑政第

四九卷第四號)である。教授は、先づカントの應報刑論を捉へて、『カントにあつては、犯罪と刑罰とは、觀念的に取扱はれ、現實な問題としての考想はとられなかつたのである。だから、犯罪がいかにして生れるのか、と云ふやうな、その歴史性についての認識が省みられなかつたことなどは、當然の事であると同時に、刑罰が人々にどんな風に響いてゆくかなどと云ふ、いはゆる刑罰の影響性のやうなものもその念頭にはなかつたと見なくてはならないのである。いはば、刑罰は、刑罰の科された時には始まり、しかも科されたときに終つてゐたのである』とせられる。それから、更に、所謂新應報主義については、『いはゆる新應報主義の思想として説かれるところを見ても、その姿は、略同じものをもつてゐると云はれやう。新應報主義は、上のやうな論理的構造の外に信仰と直観とによつて刑罰の意味の理解を要求するやうな、一種の神祕主義的な思想が織り込まれてゐるもので、いよいよそれは觀念的であり、且つ實踐如何などについての反省と思慮とを缺くやうになつてゐる』とせられるのである。

然しながら、犯罪と刑罰とが、かやうに實踐から遊離することは誤つて居る。『行刑の事實に直面してゐるものから見ると、行刑は思想ではない。行刑は現實に行はれ、現實に人々に影響をもたらしつつあるものである。即ち、刑罰の決定をもつて、われ等の正義意識が満足したならば、それを以て終りを告げるものと見られるやうなものではないのである。刑罰は、刑罰の決定をもつてはじまり、しかも亦影響的に働くものなのである。この行刑の現實の姿は、單に刑罰觀念の概念的規定の嚴密さを追ふ思索をもつて處理することの出來ぬものがあるのである。事象が

觀念的に考慮せられてゐる間は、その影響についての反省の如きは、慮外のこととして放置されるであらう。併し、現實の問題としては、直ちにそこに實踐の問題が考へられ、この實踐の確實な歩みが求められるのである。』そこで、私は、右の青木教授の言葉に附け加へて、謂ひたい。正義といふことも刑罰の概念もこの實踐を指導すべきものとして考へられ、思念せられなければならぬのであり、實踐を離れては單にそれは言葉であるに過ぎない、と。

刑罰の理論と刑罰の實踐とを離ればなれなものとして來たのが應報的刑罰論であるとするならば、理論としての刑罰が實踐としての刑罰を指導し批判するものでなければならぬとして居るのが教育刑論である。かく具體的な實踐としての刑罰の上に重點が置かれることに因つて、その實踐の對象の認識といふことが要求せられ問題となつて來るのであるが、青木教授は、對象に對する作用とその前提としての對象の認識の要求といふ見地に於て、教育と行刑とが全然同じであることを指摘して次の如く謂はれて居る。曰く、『行刑もこれを現實としてその影響を與へようとしてゐる企圖に於て、通例教育と云はれてゐる企と、些かの相異もあり得ない。その意味で、その影響しようとしてゐる對象、即ち犯罪人の認識を怠ることのできないのは、教育と同じである。犯罪人もまた生物的存在であり、心理的存在であり、また社會的な存在である。従つて、これ等全體の側面と關聯しての、換言すれば、生物的心理的社會的な存在としての束縛を離れて、その伸びゆく姿を考へる事はできないと云つてよいのである。この犯罪人の存在構造を明かにすること、そこに、この犯罪人に影響することの企て、すなはち行刑の出發點と、その目的へ

の過程とが考へられる根拠が見つげ出されなければならぬのである」と。換言すれば、そこに、
 刑罰と科學的精神との結合の必要性が與へられて居るのである。この刑罰と科學的精神の結
 合といふことは、刑罰を抽象的觀念的に見ることに因つてではなく、これを實踐として見ること
 に因つてのみ實際的にも理論的にも可能なのである。青木教授は、實に、この刑罰の實踐的性質
 と行刑に於ける科學的精神との緊密なる關係を指摘せられたのである。これは、我々の如く刑
 法を中心にも、事を考へて居る者の結論と同じ結論を、教育を中心とせられる學者から示され
 たものとして特に重要なものであつたと謂はねばならぬであらう。

然らば昭和十一年度に於て、科學的研究は刑罰の實踐の上に如何なる寄與を爲したかと謂ふ
 に、この點については、私は、精神病學の領域に於ては吉益醫學士の貴重なる業績と心理學の領域
 に於ては近藤文學士の注目すべき研究とを挙げねばならぬと思ふ。吉益學士は『都市青少年犯
 罪者の研究』(精神神經學雜誌第四〇卷第九號)と『犯罪者の社會的豫後に關する精神病學的研究』(同誌第四〇
 卷第九號)との二つの研究を發表せられた。前者は以前に發表せられた『都市少年犯罪者の研究』
 (神經學雜誌第三五卷昭和七年)の繼續である。これは、昭和六年始から昭和八年の終に近い期間に於て
 一、〇〇〇名の青少年受刑者について爲された調査報告であつて、學士は、その結論として、次の如
 く述べられて居る。曰く『是等青少年犯罪者の多くは確に經濟的に恵まれざる家庭に育ち、尙親
 に早く缺れたるもの多く、充分なる教育を受けず、又充分なる職業道德を涵養すること能はず、そ
 の他種々不良なる環境的條件の下に育ちたるものなることは認めざるべからず。然れども、之

を精神病學的に審査せしに、精神的に病的なるもの四三九%あり。その中病的な人格は約三〇%、
 精神薄弱は約八%なり。之を更に三群に分ち比較するに第一群なる十八歳未満の少年受刑者
 には病的なるもの六七%の多きに達す。彼等が實際教化困難なる少年なることによく一致す。
 第二群(十八歳以上二十歳未満者)より第三群(二十歳より二十三歳未満者)へ漸次病的なるもの
 割合減す。第三群は比較的後年に至りて犯罪に陥りたる初犯者なり」と。後者は、やはり、同じ材
 料を基礎として昭和五年から昭和十一年の期間に爲されたる研究であつて、その結論として、吉
 益學士は、精神病学的なるものは然らざるものに比して(中略)軽度なるものに於てすら再犯に陥る
 危険性可なり著し。相當強度なる異常者は一層明かに危険性大なるも、特別なる保護を與ふれ
 ば犯罪より庇護せられ得るものなることを知る。再犯者と非再犯者とを比較して精神病学的な
 るものを含む割合を見るに前者は後者に比して常人著しく少し。故に、將來の行刑に於ては假
 釋放等の際充分精神病學的審査を行ふ必要あるべし。病的なるものの中にも犯罪に對する親
 和性大なるものと然らざるものとあり。故に、此點を個々の場合に顧慮すれば一層有效なる判
 定を爲すことを得べき事疑なし」とせられて居る。又、近藤學士の研究は、『少年犯罪の危険性の規
 定條件』(刑政第四九卷第三號乃至第五號)と題し、社會環境、家庭の經濟的、道德的狀態、學校生活、職業經歷、交
 友關係、精神狀態等の全體的見地から少年犯罪者の危険性の原因的研究を爲されたものであつ
 た。この兩學者の研究は、その結論として、實踐としての刑罰に對する科學的研究の必要性を明
 白に論證せられるとともに、その研究の部分部分に犯罪原因學に對する重要な示唆を與へら

れて居る。

刑罰の實踐に對する科學的精神の強調とともに警戒されねばならぬのは、その科學的精神が單純なる自然科學的方法の過重に陥り、本來文化の領域に於ける現象としての犯罪及び刑罰の問題が自然科學的一般化抽象化に陥り何等の實踐的意義を持たぬ概念構成にまで至られるといふことである。この點については、犯罪及び刑罰の問題がどこ迄も文化的事實の問題であつて、價值的見地を離るべきでないといふことが忘れられてはならない。従つてここに謂ふところの科學的精神はその實踐的限界といふことを守りその見地からの考察たることを特に意識すべきである。この點から私は、從來、限界の領域に於て用ひられる諸種の概念の法律學的文化的科學的見地からの闡明を企てて來た。そして、今年は、『犯罪人の分類』刑政第四九卷第五號と、『犯罪人の危險性』刑政第四九卷第九號との二つの問題についてその概念と實際的意義と、及び、要請とについて研究して見た。尙ほ、牧野博士の『心神耗弱者と社會防衛法』刑政第四九卷第一號も、この科學と刑罰の實踐との交錯する領域に於て成立して居るところのベルジックの社會防衛法を中心としてその立法的政策的見地からの考察を試みられたものである。

三

刑罰の本質を理解して、刑罰は刑の言渡を以つて始まり刑の言渡を以つて終るといふやうに考へるところの考へ方を司法的刑罰概念なりと謂ふことを得るであらう。司法的刑罰概念は

犯罪とか刑罰とかの具體的な成立や機能や効果を抽象して、單に、刑の言渡といふ裁判のみを眼中に置く思想である。

かうした裁判中心主義の刑罰思想から謂ふと、行刑に重點を置く刑罰思想の意義が十分に理解せられぬものらしい。それで、さうした思想は、行刑を中心として刑罰の價値を定めようとする思想に對して否定的態度を示すのである。その代表的な表現を、我々は、三宅札幌控訴院長の口から聞くこととなつた『司法の行政化をなげく』法律時報第八卷第一〇號。ここで、三宅院長は行刑中心主義の刑罰觀について次の如く謂はれて居る。曰く『一體かういふ見方は、犯罪を一種の社會現象として科學的に研究を遂げ、之に對するあらゆる對策を考へその中で最效力のある方策を選んで施さうとする考へに出發して居るので、之に従へば、犯罪防止に對する各種の對策は、恰も疾病に對する各種治療方法の如く、或ものは藥物であり、或ものは手術であり、或ものは安靜であり、或ものは攝生であつて、その效力に於て主従の別があるわけではなく、その價値は、その對象たる犯罪者の容態如何によつて決せられると見るのである。この見地から見れば、裁判所の下す裁判も亦單に犯罪對策の一種でしかないのであつて、檢事の不起訴處分や、行刑官の刑罰の執行や、保護團體の保護處分と別段何等特段な性質上の差異はなく、等しく犯罪對策たる點に於て高下優劣を見ず、唯應病與藥の差あるのみである。封建制以來司法裁判は、犯罪對策の根本方針を決する最後の審判とされすべての刑政は裁判を軸として廻轉してゐたのであるが、今や科學物質文明は司法裁判を裸にし、それが單に犯罪防止の多くの手段中の一にしか値しないことを論じ

て、正に刑政の王座より引きおろさうとしてゐるのである』と。三宅控訴院長の考へでは、かく、刑罰を實踐として見、行刑を中心として刑罰の價値を考察するところの思想は、司法裁判を刑政の王座から引きおろし、裁判の權威を損ふものであり、憲法政治を破壊する議論であり、且つ、三權分立の原理の否定を意味し、非難さるべきものだといふことになるらしい。然し、三權分立の原則と謂ひ、憲法政治と謂ひ、又、裁判と謂ひ、そのことそれ自體に權威があり且つその抽象的な權威が第一に尊重せらるべきものであるのではなく、それに依つて個人の人格が保護せられ社會の存立が全うせられて始めて權威あるものとして尊重せらるべきものとなるのではあるまいか。若し、然りとするならば、第十九世紀以來今日迄の永い研究と經驗とに依つて從來の裁判の不分性を補先するものとして案出せられ設定せられて來たところの諸種の設備、即ち、三宅判事から非難せられる執行猶豫や假出獄や不定期刑や保安處分は、その運用に於て行政的要素が含まれるとしても、決して裁判の權威を傷けるものではなくして、返つて、これを實質的に權威あるものたらしめるものたるのである。裁判がひとりその司法中心的刑罰思想に安住しその言渡す刑の効果について何等の思ひを致すことを怠るならば、それこそ、裁判の權威が地に墮ることとなるのである。我々は、勿論、司法に於ける刑罰の重要性と價値とを十分に尊重し、且つ、決してこれを無視するものではない。然し、司法中心的刑罰觀はその非現實性、非人間性、非實踐性といふ抽象性の故に極力これを排除すべきである。裁判が人間に依つて人間に對して爲されるものである限り、裁判の權威といふこともそれに因つてその對象となる人間性が尊重せられること

に於て始めて成立するのであり、刑事裁判が人間を尊重するといふことはその裁判に依つて言渡される刑がその執行に於て正當であり人間であり合目的であることに因つてのみ可能となるのである。それ故、若しこの實踐としての刑罰を離れて裁判の權威が主張せられるのだとするとそれは、結局、その主張者自身の職業的獨善主義とエゴイズム以上に何等の價値ある議論ではないと謂ふべきであらう。應報刑論は刑罰の實踐を應報といふ觀念の犠牲とするところに誤がある。それと同じく、司法的刑罰觀は裁判の權威といふ名目の爲めに刑罰の實踐的意義を蹂躪しようとするところに誤がある。刑罰は具體的全體的人間的な作用として考へられ運用せられねば正當に理解せられ運用せられたといふことにはならぬであらう。刑罰を具體的な且つ全體的人間的な作用と考へることは刑罰の内容をして受刑者の人間性を喚起し再建するが如きものたらしめるといふことを必然的な要請として持つて居るのである。そのかかる要請に應ずるものとして自由刑については勞働といふことが考へられ且つそれが用ひられて來た。勞働と自由刑とは近代的自由刑に於ては一であつて二でない。勞働は近代的自由刑の始めであり且つ終りである。それは、近代的自由刑の目的であると同時に手段であり手段であると同時に目的である。これはアムステルダム以來の近代的自由刑の發生と發展との歴史を知つて居る者にとつては當然のことであり、又、否定すべからざる事實である。この自由刑の内容としての勞働即ち刑務作業の價値については我々は常にその重要性と問題とを考へて來た。然るに、昭和十一年の行刑學界に於て、我々は、重要な諸研究をこの問題に

ついで持つことを得たのである。その第一に擧げらるべきは寺光學士の『行刑自足の原則』刑政第四九卷第二號乃至第四號である。

寺光學士は行刑自足の原則に對する從來の反對として四つを掲げて居られる。第一は、監獄の費用はすべて當然國家に於て負擔すべきだとするに在るとし、この反對論に對しては、國家は犯人の自由を剝奪しこれを無爲徒食良民の膏血に飽食せしむべきでなく、又、受刑者も卓越せる經濟組織の下においてその勞働能率を最高度に發揮すべきであるとせられて居る。第二の反對論は、監獄の費用は財政上それほど多額でないといふに在ると爲し、これに對しては數字を示してかかる反對論の認識が誤であることを指摘せられて居る。次に、第三は、自足行刑に因つて民業壓迫が爲されるといふことが謂はれるが、この反對は、今日の刑務作業が官司業と官用とを主眼とする見地に於て組織せられて居ることからして當らないとせられる。そして、最後に第四の非難は、自給自足主義といふことが教育といふ美名の下に搾取的事實を蔽ひかくす役割を持つものだとするに在ると爲し、これに對しては、現在の刑務作業を以つて搾取的だとするのは實は現在の刑務作業を諒解することの甚だ薄いことから來て居るのであるとし、それは、單なる『宗教的慨嘆と逃避』に過ぎぬとせられて居る。さうして、更に進んで、曰く、『今日に於ける行刑の問題は見方によつては作業の問題であるともいはれよう。しかし、その作業の第一次的目的はそれによる教育である。然し、その作業は、たとへ第二次的にしろ、必然的に、その目的として經濟的なるものを持たねばならないのである。それは、自足行刑といふことを理念として持たざ

るべからざるものである。刑の教育的目的は、各人の眞に經驗的に勞作するの結果得られたる自足行刑によつてはじめて、達せられるのである。自足行刑の持つ意義の所在は以上によつて略知るべきである』と。かく、寺光學士の研究は刑務作業を自足行刑の見地から徹底的に考察したものであつて、それは、この方面に關する從來の研究に對し総合的な意味と將來の實踐に對する指導的な意味とを與へたものとして甚だ貴重なものであつたと謂ふべきであらう。

刑務作業それ自體を研究對象としたものとしては小川經濟學士の論文『刑務作業の研究』刑政第四九卷第一號がその序論的部分の發表を見た。又、正木檢事の『被害賠償の刑事政策的意義』刑政第四九卷第一〇號は、賃金問題の方面から釋放後の生活保障と被害賠償とについて論ぜられたものであるが、これも直接間接には作業問題と關係したものととしてここに掲げらるべきものである。更に、又、中尾書記官は、比較立法的見地から『ロシアの不行刑法に於ける作業中心主義』刑政第四九卷第八號について貴重なる研究を發表せられた。その中で中尾書記官は次のやうに述べられて居る。曰く、『作業の重要なことは最早問題ではないとして、茲に考へなければならぬのは、受刑者の教化は作業を以て足るや否やの點である。……行刑に於ける作業中心主義は決して行刑として健全なるものと言ふことの出来ないものである。行刑に於ける教化手段は總べて作業を通じて行はれることは勿論であるが、作業中心主義そのものに絶對的の價値を認めることは、作業の性質を誤解するものであつて、行刑をして跛行的ならしめるものであると言はなければならぬ』と。これは、刑務作業の教化的意義が作業中心的に能率第一主義になることに因つて

陥る弊害を警戒せられたものとして重要な示唆を與へたものである。勿論、刑務作業の問題はこれ等の研究に因つてつきるなどと謂はるべきではない。今日の自由刑の問題が實質的には刑務作業の問題であつて見れば、この方面の研究こそ從來の技術的形式論の後を受けて將來の中心問題とせらるべきである。然し、同時に、我々は、今年の研究が自覺的にこの問題に集中せられ、この問題に對し深い研究の一步を進めたことを實に悦ぶべきであると謂ふべきであらう。

右の外、刑事學乃至刑事政策の重要問題に對して貴重なる貢獻を爲されたものとしては、保安處分に關する安平教授の著書『保安處分法の理論』がある。これは甚だ大部の著述であつて、著者の多年の研究の成果だとせられて居る。諸國の保安處分の立法乃至草案に關する説明が大部分を占めて居る。刑罰と保安處分との關係については、著者は一方に於ては、『刑罰は一定の犯罪ありたるの故を以て科せられる害惡であり、それは第一次的には、一般豫防目的を追ふものである。之に反して、處分は、一定の犯罪行為ありたる故を以つて科せられるものではなく、社會的存在態の將來的危險性を原因として科せられるものであり、それは第一次的には、特別豫防の目的を追はんとするものである。従つて、その目的に於ても、本質に於ても、刑罰と異なる云々』とせられ、刑罰と保安處分を以つて目的論的にも本質的にも區別せらるべきものなりとせられて居る。

然るに、他方に於ては、著者は、『兩者は概念上性質を異にするものであるが、その實際に於て二者は必ずしも明確に區別され得ないものがあるのであり、また純理論的、終局的なる目的觀に於ても全く相異なるものとして理解し得ざるものがある』としたり、又、『既に、今日の刑罰とて、保安處分の一體様として理解されぬことはない』とか、『兩者は終局に於ては、同一の目標に立ち、之を終極目的より眺むるならば、何れも犯罪防衛手段であるが、ただ目的實現上の手段段階乃至行程を異にしてゐるのみである』として、兩者の間には目的論的本質的には區別がないといふやうにも論ぜられて居る。かうした主張内容に於ける論理的矛盾が著者の眞意を理解せしむるについて、理論的に物ごとを考へる我々にとつては、非常な困難を與へることを指摘して置きたい。同時に、事實が間違つて居るのが甚だしく眼につく。その一二を拾つて見ると、例へば、國際刑法會議の第二回會議として一九二八年のローマ會議が説明せられて居るが(第一一六頁)これは誤であつて、國際刑法會議の第二回會議は一九二九年にブカレストで開かれたので、ローマ會議は『刑法統一に關する國際會議』の第二回目の會議であつてその第一回は一九二七年にヴァルソヴィーに於て開かれたのである。又、國際刑事學協會の一九二五年のインスブルックのドイツ支部會の議題が『社會防衛主義より來る犯人犠牲の擁護』に關したとあるが(第一一三頁)これでは我々の社會防衛主義が犯人を犠牲とする理論であるかのやうに響く。然し、これも誤で、實は、議題は、單に、裁判官の『擅斷に對する犯人の保護』(Schutz des Verbrechers gegen Willkür)に關するものであつたのである。又、ポーランドの新刑法立法について最も大なる貢獻のあつたマカレヴィッツ教

授を以つて、著者は、『應報主義の代表者』第二七二頁だとせられて居る。マカレヴィッツ教授は、その有名な刑法哲學に關する著述の中では、『人類及びその文化が辿つて來たところの道程は、衝動的な民衆的復讐といふことから實踐的な刑事政策的に熟慮せられたところの目的刑の方へといふ道程であつた』(Makarewicz, Einführung in die Philosophie des Strafrechts, 1906, S. 272)とせられ、又、刑法の將來については、『我々の眼前に於て成立し且つ將來發展するであらうところのことは、刑法の倫理化ではなくして、その個別化及び主觀化といふことである』(同書第四三七頁)と謂はれて居る。マカレヴィッツ教授を目して、『應報主義の代表者』と謂はれるのを見る時、私は、マカレヴィッツ教授の爲めに一言の辯護の義務を痛感せざるを得ない。勿論、以上は、ほんの手當り次第に取り上げたところの一二の誤謬である。かうした缺點が除去せられたならば、始めて、本書の學問的價値が、折角の著者多年の努力に應はしいものとなるのではなからうか。私は、同學の安平教授の爲めに、これだけのことを一言述べて置きたく思ふ。

死刑の問題が現實問題として人々の注目を引いたのも昭和十一年である。私は、『死刑論』(中央公論昭和十一年六月號)を書いた。私は結論としてかう書いて置いた。曰く、『國家は一方に於て人間の生命そのものを強力に保護せんとして居る。國家が人間の生命の尊さを、その絶大なる力で是認して居ることは、やがて、個人をして他人の生命の神聖を自覺せしめることである。然し、その國家が他方に於て死刑に因つて人間の生命を合法的に奪ふことを敢てするならば、個人も亦他人の生命の重んずべき所以を忘れるに至るであらう。國家が殺人罪を世の中から根絶せん

と欲するならば、國家は先づ死刑を廢止することから始めねばならぬ。一國の文化の高さはその國家に於て如何に個々の國民の人格が尊重せられて居るかに依つて示されるものである。従つて、死刑に對する態度の中に國家の文化の高さが表徴せられると爲されるのは眞理である。死刑の威力を信する者は國家の文化的使命を忘却するものである』と。

牧野博士の『刑法研究』第六卷は、特に、行刑に關して博士が最近に書かれた諸論文を多數收められたものであつて、累進制や受刑者の生活標準等の具體的な問題から教育刑の本質を理解せしめ、教育刑を通して成立するところの文化國理念を闡明せられたものとして、昭和十一年度に於ける刑事學の領域に對する最も大なる寄與の一であつたと謂ふべきであらう。尙ほ、博士は、『思想犯保護觀察法の思想的意義』(刑政第四九卷第七號)を發表せられ、この保護觀察法の背後に成立して居るところの教育刑と確信犯人との問題を明らかにして、この法律の思想的他位を無意識的なものから意識的なものに化せしめられた。博士は、その論文の一節として次の如く述べられて居る。曰く、『一言にしていへば、應報刑論害惡刑論に對して、われわれは、確信犯人に對しても教育刑の原理を固持するのである。そこに、われわれは、文化國家の能動的な立場が在ると信ずる。さうして、そのかやうな能動的な立場を更に濃厚ならしめたところに、今次の保護觀察法が成立したものと見るべきでなからうか。かく解し得られるばかりでなく、かく解することに因つて、初めて、新法の意義が發揚せられることになるのである。換言すれば、この新法律は、確信犯人に對する教育的處遇の可能と必要とを率直簡明に承認したものである』と。思想犯保護觀察法の

實施に際してこの法律のかかる思想的意義が十分に尊重せられ發揮せしめられることを、我々は特に希望したく思ふ。

最後に、正木検事の『**行刑法**』新法學全集第四回配本が公刊せられた。これは、從來の同検事の『監獄法概論』と同一思想の上に書かれたものであるが、二つの點に於て新しさを示して居る、第一は、逐條的註釋の形式を採つたことであり、第二は最近の文献と思想とを涉獵して遺漏なきことである。無味乾燥のやうに見える監獄法の條文が生きた人間關係の中に置かれ血の通つたものとなしめられて居る。行刑の本質について、正木検事は、その從來の思想に従つて、これを『人と人との關係』だとして次の如く述べて居られる。曰く、『いくら刑事制度が完備せられても、監獄の目的は監獄官吏の人格思想教養が十分でなければ望むことが出来ない。この意味に於て、監獄問題は人と人との關係であるといはれる。役人が囚人の阿諛便佞を喜んだり、當路者に迎合して出世の爲に卑屈な根性をあらはすやうでは、益々囚人を悪くするばかりで教化目的はいふべくして行はれない。今日監獄官吏の教養の必要が叫ばれ、現に刑務官練習所が設置されて居るのもその關係からである』と。本書も亦昭和十一年度の刑事學界の大收穫の一であつたことを確言せねばならぬであらう。

最後に一言海外の事情について述べて置かう。ドイツでは、刑事學に關する最高の雑誌の一であつたところの *Monatsschrift für Kriminalpsychologie* が本年からその創設者アッシュェンブルク教授の手から奪はれて、エクスマーとランゲとジーフェルツの手で續刊せられることとなつ

た。本年五月二十三日はアッシュェンブルク教授の七十回の誕生日であつたが、特に、記念らしい事業もせられなかつたらしい。『**クリミノロギイの辭典**』の第一八回と第一九回との配本があつた。これで完結したことになる。この兩卷に互つた注目すべき項目としては、ドレンデルの『萬引』、ハーゲマンの『女性犯罪』、グライスバハの『意思刑法』及びロエスネルの『經濟的事情と犯罪』とがある。特に、最後の項目は犯罪社會學の見地から重要な研究を含んで居る。フランスでは新に、犯罪學雜誌 *Revue de science criminelle et de droit pénal comparé* が創刊せられた。創刊號にはキューシュ教授が『**行刑的良心**』について書かれて居る。イギリス語ではキンベルグの『**クリミノロギイの基本問題**』(Kinberg, *Basic problems of criminology*, 1935) が今年に入つてから手にすることを得た重要著書の一であつた。

來るべき昭和十二年も刑事學の領域に於て、從來の教育刑論の基礎の上に確固たる歩みが運ばれ、よき收穫が期待せられ得ることを私は信ずる。

(昭和十一年十一月十九日)

刑務作業の研究 (二)

——若干の總說的事項について——

小川 太郎

目次

- 一 現勢
 - 一 財政上の地位
 - 二 就業受刑者と民業労働者
 - 三 生産額 (莫大小、織物)
 - 四 成功高、収入高、就業費 (以上前號)
- 二 發達 (以上本號)
- 三 結論——理論と問題

一 刑務作業の發達

ヨーロッパに於ては近代的な刑務作業は近代的な自由刑とともに十六世紀の社會經濟の轉換期に生れ出たのである。それは實に「文明の曙」とともに生れ出たのである。この時期以前にも勿論囚人の労働はあつた。が、犯罪者が特定の施設のうちに常時労働に従事するといふことが制度として採られたのはこの時期以後のことである。刑務作業はこの時期以後三つの時期を経て今日に至つてゐる。即ち第一期は自由刑の誕生とともにあつた時代で、囚人の労働が施設の費用を維持し且つ收容者に訓練を與へるものとしてその有用性を認められた時代である。その時期は大體十六世紀の後半から十八世紀末に至る間を占めてゐる。第二期の時期はいはば刑務作業の沈滞期ともいふべきものであつて、その生産性が拒まれ無視された時代であつて、大凡そ十九世紀初めより十九世紀末に至る間である。第三期はそれ以後より現在に至る時代であつて労働の地位が法律的に整備されると同時にその生産性は再び新たな意義をもつて來た時代である。以下かういふ發達の状態を略説しよう。

自由刑の起源と同様に囚人労働の起源を探らうとすればそれは古代の霧のうちに隠れて了ふ。近代的自由刑發生の以前に於てもわれわれは囚人の労働について多少のことを知らされてゐる。埃及に於ては囚人はファラオ (Pharaoh) のために鑛山の労働に従事し又は國家の利益のための労働に従事した。東洋殊に支那に於ては製鐵製鹽の仕事が囚人の労働として科せられた。アテネに於ては銀山の採掘、船主のための漕舟が囚人の仕事であつた。同様にローマに於ても囚人はスペインの鑛山に従事し、乃至は漕舟を仕事とした。古代中世ヨーロッパに於ても拘禁すべき場所をもつてはゐるがそれは未決者の拘禁であつて作業場ではない。ローマのテュリアヌム (Tullianum) ロンドン塔、バステイユその他の都城牢などはさういふ存在であつた。中世に於ては囚人の労働は主としてこれを奴隸に賣ることに依つて實現され、それは十二世紀まで繼續した。その他には空の牛車を曳いたり、砲丸運びを爲したりする痛苦のみの意義しかもち得ない労働が行はれた。労働を爲すべきもの即ち犯罪者の概念もしかく明確なものではなかつた。捕虜とか奴隸とか犯罪者とかの間にはそれ程はつきりした區別を持たなかつた。ヘブライ、支那、埃及では犯罪者の家族も亦終身の労働に従事したのであつた。

近代的自由刑發生以前の行刑は生命刑か財産刑か體刑かを求めた。國家に對する犯罪は死刑をもつて脅かされ、僅

に恩恵に依つて死刑を免かれたもの、財産刑を科せられこれを履行し得ないものが奴隷に賣られた。これらの時代の末期、即ち一五三二年カール五世に依つてものされた封建的行刑の典型といはれるカロリナ法典も亦原則としては皮膚と毛髪の刑、首と手の刑以外には出でなかつたのであり、不具刑、笞刑、追放刑以外には情状の重きに從つて科せられる死刑の種々な形式があるばかりであつた。終身刑といふものがこの法典に依つて與へられたのであるが、それは結局生命刑に外ならなかつた。汚穢と飢餓と困窮の下に犯罪者は間もなく死んで行つたのである。牢獄の惡臭 (squalor carceris) は犯罪者を恐怖せしめ乃至は自白せしめる常套的な拷問の方法であつた。さういふ時代に囚人労働の生産的經營を求めることは不可能である。

第一期 近代的な意味に於ける刑務作業があらはれたのは漸く一五五〇年代のイングランドに於てである。即ち改善の思想の上になほ施設の自給自足を計らうとする一五五七年の懲治場としてのブライドウェル (Bride well) に於てである。

英國に於ける懲治場 (a house of correction) 發生の機因となつたものは封建制度の崩壊といふ一般的事實の外にペストの流行 (the Black Death) としふ自然的事實であつた。一三四八年のペストの流行は多數の死亡者を出し人口を三分の二に減じた、労働力は減少を來し従つて労働賃銀は騰貴した、高き労働賃を望んで農村の人々は當時興隆の途上にあつた都市に流れ込んだ、都市に於ける浮浪者がその最初の姿をあらはしたのである。一方領主は既に貨幣による代納 (commutation) を認められてゐたところの貢物に對して労働賃の騰貴といふ事情から金納を拒んで再び勞役を強制した。が、既に金納に慣れそれを有利としてゐた農村の人々は之を拒んだ。そして領主と農民との間に激情時代が生れた。此處に耕作農業は領主にとつて益々不利となり、一方織物業の勃興に伴ふて羊毛の需要が増加し、土地

を牧場となすことが領主及之から土地を借受けてゐる者達にとつて有利となつたのである。そして牧場となす爲めに土地に垣根をめぐらし (enclose) たところの土地の綜劃運動 (enclosure movement) が進展して行つた。垣根をめぐらされた土地の農民は土地を奪はれて益々都市に流れ込んだ。かくて都市に於ける浮浪者の群は増加して行つた。そして十六世紀の初めヘンリー八世は浮浪者、乞食の防壓策として刑の威嚇と救濟とを策し、又一五五〇年の Parliament Act は(ひに貧民の救助の爲めに懲治場の設立を求めざるを得なかつたのである。

一五五三年エドワード六世はラレー僧正の進言を容れてこの浮浪者の對策として次の如き三つの施設をなしたのである。即ち(一)貧困子弟に對する教育施設、(二)不具者、乞食のための病院、(三)ブライドウェル宮殿に於ける懲治施設である。フォン・ヒツベルはいつてゐる。「この最も古いイングランドの懲治場に於て近代的自由刑の特徴が與へられた」と。そして一五六二年には救貧が領主の義務となり、各領主は懲治場 (House of Correction) を設置しなければならなくなつた。これらのものは最初は乞食、賣淫者、怠惰者の收容所としてあつたのであるが、それは勿論それらのものの危険性とその改善とを考へたからであつて、犯罪者といふものが今日の様に法律的に際立つてゐなかつたから、それらが特に犯罪者の爲めの施設としてあらはれなかつたのであらう。即ち犯罪概念といふ點から行けば古代、中世に於ては捕虜、奴隸、犯罪者の間に特別な區別がなかつた様に、近世の初めである當時に於ては乞食、浮浪、犯罪の間に今日の様な明確な區別を持たなかつたのであらう。果然、一七一七年までには總ての犯罪者がこの懲治場に入れられることとなつた。そして施設の費用を償ふためにそして又訓練のために (support of institution and discipline) 労働が科せられることとなつた。その労働は最早往年の奴隸労働として飽くなき搾取にさらされてゐる意味の生産労働ではなく、自ら着、自ら食するための労働、眞に人間としての生産労働であつた。

それから数十年を距て、當時興隆の勢にあつたオランダに浮浪者、不良者、盜賊を集禁して近代の組織的行刑の源泉となつたところの阿姆斯特ダムの懲治場があらはれた。一五九五年、經濟的主權がオランダに移つた頃、當時のオランダの市民的な精神は青少年の窃盜犯人を顧慮して「浮浪者を懲戒のため特定期間の労働に従事せしむる」施設を阿姆斯特ダムにつくり、一五九七年乞食少女怠惰少女のための紡績監を建て、更に委託されたる不良少年のため一六〇三年特別監 (Separate Zuchthaus) を設置したのである。其處に於ける收容者の後繼者は受刑者と乞食とによつて充たされた。そして其後大分經過して刑期二年から二十年に至る重罪犯人も集禁される様になつた。

かくて十六世紀の後半に於て發見せられた制度の維持と訓練とのための囚人労働は其後十八世紀までの北歐及ゲルマン諸國を風靡した。近代的な意味の刑務作業は其處に發生し培はれたのである。刑務作業の發生及實行の基本的な條件としては一五五〇年代より一七〇〇年代に多くの監獄が建てられ、第一次の監獄建築時代を現出した。即ち、一五五〇年代ロンドンに、一五七七年ニュルンベルグに、一五九〇年代阿姆斯特ダムに、一六一三年リユーベック、ブレーメンに、一六一五年ベルヌに、一六二〇年代ハンブルグに、一六二七年ガンに、一六六七年バスレに、一六七〇年代ウキーン、ブレスローに、一六七六年ルーネンブルクに、一六七七年フロレンスに、一六八七年ミューニツヒにそして十七世紀の終りにダンチツヒに、相ついで建設されたのであつた。十八世紀に入つても其の傾向は續けられて一七〇三年にはクレメンヌ十一世に依つて自由刑の發達の上に顯著な地位を占めてゐるサン・ミケールの少年監がローマに建てられ、一七一〇年にはベルリンに徵稅特權を委ねられてゐる木挽・紡績監が建てられたのであつた。そしてその各所に行はれた囚人労働の業種は前代の囚人労働のそれと全く異つて其後の刑務作業の將來の發展を暗示するものであつた。オランダに於けるものでは主として木挽労働が課せられ、それは懲治場の獨占事業であつた。

女には綿梳、編物、織物が課せられた。木挽労働は其後木挽車が發明せられたので不利益なものとなり羅紗製造をなすことゝなつた。其のほかには漁網製作、コーヒー實の撰別、印度貿易のために囊や粗絨氈を織ることなどが爲された。ドイツでは道路工事、要塞構築、白亞塊切出作業などに使役され、ニュルンベルグでは眼鏡玉磨き、バイロイトでは大理石磨き、ブラツセルでは壁紙製造、ポルトガルでは網及紐の製造、スペインでは石灰焼き作業、ナポリでは靴製造、ミラノでは靴工、洋裁工、鍛冶工、指物工、綱工、釘工、皮工、荷車製作などが行はれ、ツューリツヒでは信頼すべき囚人は市民に日傭に行つたのであつた。

かくて規則的な強度な生産労働が懲治場の主なる特徴であり、既にオランダのそれに於ては自由労働との競争があつたといはれてゐる。經營の形態は概ね官司業的であり、なほ賃金制が行はれてゐた。現代に於ける刑務作業に於ける諸々の問題は既にこの發生の時期にあらはれてゐた。しかも、それらの收容者には、たゞに犯罪者に止まらず、乞食浮浪者、其他のものも含まれてゐてその施設の意義が刑事政策的なものであるよりも寧ろ社會政策的なものともみられるところから、その經營の方法は現今に於けるものよりもつと潑刺たるものであり、その有する各般への要求も今日の如くいろ／＼な事情を顧慮することなしに行はれたことであらう。

囚人労働の生産性に着目したものととしては一方に尙流刑がある。イングランドに懲治場を發生せしめたと同じ事情が流刑を發生せしめた。イングランドの國內には労働が過剰であるのに新大陸に於ては労働が稀少であつた。一五九七年より一八四四年までイングランドはその犯罪者の多數を流刑の方法によつて始末をした。即ち一六一八年當時のアジニヤに於ては労働者が稀少であつたので此處に囚人を送り初めた、そしてそれは一七七五年まで續いたのである。革命後はオーストラリアに送ることとなつた。

かくて流刑といひ、懲治場に於ける労働といひ、總て囚人労働の有用性を認め實行したものである。ところが、一六一八年から一六四八年の三十年の長い間に涉つて爲された三十年戦役の影響はアムステルダムのもととハンブルグのものを除く其他の懲治場に混亂と不秩序を齎らす根源となつた。そしてそこに刑務作業の第二の時期、沈滞の時期の始まる遠因が與へられた。

第二期 十八世紀の終りに起つたハワードの行刑改善の聲は十九世紀の初め歐米を風靡した。雜居制の害悪が切りに擧げられた。獨居制の下に於ける「模型労働」(the "model labor" system of the new cell-prison)、踏車(treadmill)と「克蘭ク」(crank)が最後の數十年を支配した。そして囚人労働の生産性を數十年の間眞黒に塗りつぶして了つた。

イギリスの古い監獄に於て六ヶ月間囚人生活の恐怖すべき經驗をもつてゐたウィリアム・ペンは改善主義の上に立つてゐるオランダの懲治場を視察して、改善思想を其の殖民地にも植ゑつけた。一六八二年から一七一七年のペンシルバニアの監獄は、従つて労働が刑執行と分離すべからざるものとなつてゐた。それはペンの死後も尙繼續したのであるが、其の時代の思想に對しては餘りに進歩的とみられたか、聽て廢止されることとなつた。廢止の後には監獄の内部には怠惰が支配した。クエーカー宗徒の勢力は死刑を廢止するなどのことを成し遂げたのであるが、監獄の内部はペン時代に比ぶべくもなく、一八八〇年代迄にペンシルバニアの監獄は恩赦權の濫用に依つて極度に綱紀が弛緩して居つた。極度の墮落、破綻が其處に訪れそうにみえた。政府はつひに州の東部と西部とに二つの監獄をたて、囚人を其の刑期中労働なしに居房に端坐せしむる政策を採つた。即ち一八一八年フィラデルフィアに東部監獄が立てられた。この獨居思想はアメリカを越えてヨーロッパに渡つた。そしてイギリスではペントンヅキルが一八四二年に、

ドイツではバーデンのブルツフェールが一八四八年に、そしてプロイセンのモアピットが一八四九年に、それぞれ獨居監獄をもつたのであつた。一八四六年フランクフルト・アム・マインに開かれた第一回の私設的な國際監獄會議では獨居制の支持者が多數を占めてゐたのである。かくて「囚人に反省の時間を與へ而して後悔すべき時間を與へるために獨居制に重點を置いた理論は教化的方法としての囚人労働の理論に眞黒な影を與へた」のである。

囚人の生産労働はこゝに獨居思想の風靡といふことの外になほも一つ其の労働に内在した理由からも破れて行つた。即ち、制度の維持と訓練といふ刑務作業のもつ二元性はイングランドに於てまづ典型的な形で破れて行つた。懲治場の管理者達は一八二一年までに此の二方面の必ずしも適合せぬことを知るに至つた。十八世紀の終りに近づくに従つて彼等は囚人の労働を請負者達に委せる様になつた。そこに改善に關しては全く無關心な請負者達が囚人の労働を極度に利用することから、度々いはれてゐるところの果てしない墮落が始まつた。一方放縱な労働の使用は民業の壓迫、自由労働者の壓迫の聲をおこさしめた。そしてこゝに墮落と民業壓迫といふ二つの方面からの反對は一八一八年つひに囚人の生産労働を全く無用な労働、踏車(Treadwheel)の使用に向はしめた。そこでの重大問題は回轉度數の問題であつた。ギツプスが回轉度數を示すところの「克蘭ク」を發明したのは一八四六年のことであつた。

第三期 しかし乍ら、ペンサム、スペンサーの功利思想に培はれた十九世紀の民心がこの様な刑務作業の無用労働化に満足する譯はなかつた。既にフィラデルフィアの東部監獄と時を同じうして、ニューヨーク州にオーバン監獄が立てられ、エラム・リンズ(Elam Lynds)の主唱に係る沈黙制の下における晝間の労働、夜間の獨居が行はれて、ペンシルバニアの獨居制に反對の氣運が動いてゐた。ヨーロッパに獨居制の風靡する頃アメリカでは寧ろこのオーバン制が支配してゐた。一八四四年の頃醫者は又獨居と精神病との間に相關關係のあることを氣付き初めて來た。そして

注意は再び教化手段としての労働に向けられて来たのである。英國に於てもその踏車、「クランク」は非難的となつて来た。有名なキャブテン・マコノキーは一八四九年これが反對の第一聲を擧げた。そして十九世紀の終末即ち一八九八年この無用労働は全く廢止された。(一)

刑務作業の發達の第三期ともいふべきこの時期については國際刑務會議の状態が最も要領を得た梗概を與へてくれる。一八七二年ロンドンに開かれた第一回の會議に於ては「刑務作業は純粹なる刑罰作業とすべきか又は工場労働とすべきか」が議題となり、會議の一般的論調は刑務労働の經濟的性質を強調し、契約制を重視したのであつた。ローマに開かれた第三回のもの(一八八五年)、ピーターズブルグに開かれた第四回のものに於てもそれぞれ刑務作業のこゝと、殊に作業經營の形式、民業との關係、作業賞與金などのことが問はれ、第四回の會議に於ては教育的價値といふ點から又自由労働との競争を回避するといふ點から官司業が賛成せられた。次に開かれた一八九五年のパリ會議は刑務作業の問題についても一つの轉換期を示してゐた。それ以後の議題の重點は刑務労働の保障といふことであつた。即ちパリ會議では刑務労働に賃銀請求權を認むべきかが議題とされ、第七回のブタペスト會議では労働保險制度が問題とされてゐる。(二)

かくて刑務作業は一般にアムステルダムの濫刺さに歸りその生産性は明白に是認されて来たのである。そして官業の經營形式、官用主義、賃金制、自給自足の問題はその生産性の實現の條件として意識的に議題にのぼされて来たのである。

我國の發達 以上刑務作業の發達に於ける三つの時期について約説したのであるが、わが國に於ても大體に於てさういふ三つの時期を劃することが出来るかに見える。わが國に於ける近代自由刑の發生は徳川時代末期に於ける佐

渡の鑛山役夫制と石川島人足寄場によるものと解されてゐる。これ以前に於ても例へば王朝時代に労働を刑の内容としたものもあつたらしいのであるが、それと徳川末期に於けるものとは時代に於て非常に離れて居り、何等の脈絡もなく、それらはヨーロッパにおいて自由刑發生以前にも存在したところ奴隸的な労働と略々相似たものではなかつたかと考へる。改善主義の上に労働を置いた點では矢張り先づ第一に指を石川島人足寄場に屈すべきではないか。

徳川幕府が佐渡に鑛山役夫として無宿、不良の徒を送つたのは安永七年(一七七八年)で石川島人足寄場に先立つこと十年餘であつた。當時は天災地變多く、凶作に加ふる凶作であつて、諸式徒らに高價で農村は全く疲弊した、百姓一揆は切りに起つた、のみならず、貨幣經濟の發達によつて高利貸は跳梁し、土地を失つて離村するもの漸く多くなつて来た。都市はそれらのものの總てを包容することは出来なかつた。無宿、非人の徒輩はそれらのうちから生じて来た。大阪市史には「近國近在より大阪に流入する無宿非人甚だ多かつた」とある。「御府内の花も葉もしげりたるによつて諸國より集り來るもの多し」とする長谷川平藏の寄場設置の言上書はかういふ事情を都市の側から韻文化したものであらう。徳川幕府は無籍の放浪者で罪を犯す虞あるもの、入墨敲の刑に處せられ又は追放に處せられたもので再犯の虞あるものそして後には石川島寄場に於て「職業不精又ハ申付不相用類」で「品輕きもの」を佐渡の鑛山役夫として水替人足に使役したのである。それは明確な改善思想の上に爲されたとするよりは寧ろ江戸大阪等に發生した浮浪の惡徒の隔離といふ保安的目的と佐渡の金銀鑛における水替人足の不足を補ふ經濟的目的とから爲されたとみるべきである。改善主義の上に築き上げられた囚人労働は寛政二年(一八九〇年)の石川島人足寄場に先づ求むべきであらう。その作業は大體本人の希望を主眼とし得意の業に就かしたものであつて其の業種も多岐に亙つてゐた。幕府の衰退はこの人足寄場を自然、日陰の者とし、その末期に於ては蝦夷地の開發に囚徒を使役することにつと

めたのであるが、その寄場の思想はしつかりと根を地におろし明治初年まで影響したのであつた。

明治維新とともに獄制のことは面目を一新した。その制度は外國の繼受であつた。従つて寄場との間に何等表面的な法制的な連絡はない。けれども繼受をして全からしめたものは既にあつたところの寄場思想によるものであることを考へねばならぬ。殊に囚人の勞働を生産的に使用するといふ點では兩者の間に相異はない。全國の徒場の事情は必ずしも明かではないが、道路堤防橋梁の普請、開墾、埋立、採鑛其他の手工業的な製造事業等の生産事業に従事したことは明かである。例へば慶應元年には寄場人足を横須賀製鐵所設立のための埋立工事に使役したり、明治三年には徳島では囚徒を堤防工事に使役したり明治七年には長崎縣の囚徒を高島炭鑛に、明治八年には三池炭鑛に、明治十一年には群馬縣の囚徒を中小坂鑛山に使役したり、又明治三年十二月福島縣徒場規則では曠野開墾、道路堤防橋梁の普請、材木その外諸運送、米搗、繩作、草鞋作り等の作業を課し、又明治十四年當時の鍛冶橋監獄、市谷監獄、石川島監獄では印刷工、紙工、染工、靴工、機工、薬工、紙漉工、木工、裁縫工、石工等が行はれてたといはれる。生産能率も相當に擧がつたことと思はれる。既に明治十五年和歌山縣の木挽織工が囚徒の低價な勞働の競争に對して紛擾を起したと傳へられてゐる。

しかしながらそれは又前述したところの三十年戰役後のヨーロッパの監獄、十八世紀終りの監獄と略々同じ狀況を醸し出したらしい。即ち明治十四年の監獄則は行刑改善の思想の上に立てられたものではあるが拘禁制に關する規定を缺き、又監獄の構造も拘禁を合理化するに足るものでなく、行刑の規則は紊れて世上の非難を招くこととなつた。そして遂には自由刑の根本を疑ひ鐵丸、罪石等の「空役」を實現することを唱ふるものも出て來た。その裏面には勿論囚人勞働の無統制な使用に基く民業、自由勞働者の反對氣運も藏されてゐたことと思はれる。

右の様な事情から監獄則は明治二十二年改正されてわが國の行刑改善思想は眞實の軌道に乗つて來た。其の反面刑務作業の生産性は前代の反動として沈滞の期に入つたらしいのである。こゝいふ時期がどの位の期間續いたかは明かでない、けれども相當に執拗に世人と刑務官とを支配してゐたことは明かである。しかし外國の繼受に始まつたわが國の行刑は外國の事情により以上に觸れるに従つて何時しか此の沈滞期の雲は霽れて行つた。其處にはしかし尙獨居制思想の餘燼と手工業重視の思想があつて刑務作業の生産性はその制約の下に阻まれてゐた。刑務作業の生産性が極めて潑刺と動いて來たのは大正、昭和の年代に入つてからである。即ち大正十三年において作業技師、作業技手の制度を設けて作業經營の組織合理化を企てたのを初めとして、昭和七年、八年、九年には作業統制、軍需作業動員、ブロック統制作業と相次いで經營の生産化の上に巨弾が離れてきたのである。(三)

- I 以下の記述は主として Henry Theodore Jackson, "Prison Labor" Journal of the American Institute of Criminal Law and Criminology, Vol. XVIII (August, 1927) p. 218 f., P. Politz "Straf und Verbrechen" S.6 ff., Hans Ellger, "Strafvollzug als Verwaltungsangelegenheit." Handwörterbuch Der Kriminologie und der anderen strafrechtlichen Hilfswissenschaften, II. Lief. 1935. S. 104 ff. 正木亮氏「新訂増補監獄法概論」第二二頁以下、第一一一頁以下、「自由刑に於ける累進制度」(法學協會雜誌第五十二卷第五號)第八〇六頁以下、瀧川幸辰教授「近代自由刑の誕生」(行刑論集所收)第四頁以下に據る。
- II 木村龜二教授「國際刑務會議」(行刑論集所收)第一〇頁、第一七頁、第五三頁、第七七頁參照
- III 以上我國の記述に關しては主として小山松吉氏「我が國に於ける懲役の沿革」(行刑論集所收)第八頁以下、岡部常氏「監獄の沿革」(行刑論集所收)第一四頁以下に據る。

徳川時代の刑罰論 (完)

細川 龜市

- 一 近世刑罰論の趨向
- 二 初期および中期の刑罰論
- 三 後期における儒學者の刑罰論 (以上前號)
- 四 批判的刑罰論の擡頭
- 五 刑罰論における新時代の開展 (以上本號)

四

一 前節に述べたやうに、近世後期には儒者すらも批判的な刑罰論を開陳するほどになりつつあつたのであるが、しかし、彼等の本領はあくまでも支那古代に於ける『聖賢之道』にもとづくものであつた。彼等に依れば、古聖賢の説きたるところは何等の疑問の餘地も無き絶對的な眞理であつたから、犯罪人に對する爲政者の態度は何處までも徳化主義的でなければならぬとした。その言やよし。しかしながら、眞理は常に具體的であると言は

れるやうに、時と處を異にせる近世日本に妥當せる刑罰を論ずるがためには、超時空的な思想を以てしては現實的な効果あらしむること困難である。さればこそ、彼等の所説も亦次第に日本化せられて前述の如く諸種の具體的改革論を唱へざるを得ざるに至つたのである。しかし、儒者の所説が迂遠で物の役に立たなくなつてゐたことは眞摯な人人の一般に認められたところであつて、これに對する非難また甚しきものがあつた。國學者はその著しきものであるが、櫻田虎門も『經世談』において儒者を痛罵することを忘れなかつた。本書は文政五年の著作にかかるものであり、彼れ自身儒學を學んでゐるにも拘らず、いはゆる腐儒とは選を異にしてゐる。彼は先づ、時勢を知らずして古法の迹を用ふるは國家の害となり、且つ聖賢の意にあらざることを論じて、『昔ハ昔今ハ今ユヘ、昔ノ法ヲ今ノ世ニスグサマニ用ル事ハナラズ、

權威ヲ以テヲシツケテモ時勢ニアハヌモノ故、一統ノ人ニウツリカネテ法ニハヅル、罪人多ク出ルナリ、況ヤ、唐ノ昔ニ立テタル法ヲ日本ハ今ニ行ハ、事ナドハ思ヒモ、ヨラザルコトナリ』と喝破した(一)。かくの如きは自明のことであるけれども、一般の儒者には容易に納得し得ないことであつたであらう。

續いて彼れは今世のいはゆる儒者の多くは國家を扱ふべき用に立たぬことを論じ(二)、彼等が偶偶國家のことに用ひられても平日の學問は用に立たず、『タゞモチ來リノ器量ヲ以テ間ニ合スルマデノコトニテ、ソノ正味ハ全ク白人ニ同ジ』と罵倒し、彼等の内で學問の力を用に立てんとする者があつても常常修行の心掛けが行届かざる故に多くは人情に疎く世態に暗くして、その説當世に行はれ難く、若しその説を行ふも『烟水練ナルユヘニ、用ニタ、ザルノミカハ、却テ害トナルコト多』い。されば著者みづからは『儒者トヨバル、身』なるも、今の學者は、國家を扱ふ用に立ち難しと信ずる、と揚言してゐる。

儒者の間においてすらも凡そかくの如き異端者が現はれる時勢になつて居たのであるから、そこに幕府の刑罰體系に對する批判的な思想が擡頭することは當然の成行

きであるし、又それが儒者を驅つて自己の方向に歩み寄らしむることとなつたのである。

- 一 續日本經濟叢書、第二卷、第三九六頁以下。
- 二 續日本經濟叢書、第二卷、第四三九頁以下。

呈したるその『上書』において賞罰のことを論じた(一)。先づ、彼れは説いて、審理はこれを迅速になすべく、また武士をば拷問にかけないこととなれるを改めて、たとへて武士たりとも罪の疑はしき場合には拷問して速に決すべきことを言ひ、刑事訴訟の弛怠を難じた。近世武家の刑法は身分主義に立脚して居り、従つて拷問の如きは治者群たる武士に加ふべからざることとなつてゐたのであるから、これが改正を唱ふることは取りも直さず近世刑法の基本原則に對する批判としての意義を有する。

第二に、子平は死罪を減じて流罪すべきことを述べ、『死罪は甚重き事にて有之候へば、金銀引負又は盜賊の類をば、死罪御宥免被成置候て流罪に可被仰付候。』是非とも死罪を存置したいならば、君主を蔑如する者、猥りに人を殺したる者、一向に國法を遵守せざる者および他國より來りて惡事をなしたる者などに限定し、その餘は悉く流罪に處せらるべきであると主張した。さて、近

世刑法は威嚇主義を採つたから、各種の慘酷なる方法を以て死刑を擅行し、人命を顧るところ頗る乏しかつたのであるが、この封建的威嚇主義に對しても亦子平は根本的な改革を提唱するのであつた。

第三に、主人が罪を犯したために一家を滅ぼしてしまふことは、徒らに流浪人が多く出来るばかりであるから、主人を刑することはよしとして、一家は飽くまでも立て置かるべきことを提言した。かかることは近世初期にはすこぶる多く行はれ、後期には甚だ減少してゐたと言へ、それでも猶ほ往往に行はれたから、流浪人の續出することに依つて社會の治安が紊亂することを豫防せんとしたのである。

第四に、追放刑の廢止を主張した。すなはち、犯人を他國へ追放することは國內の事情が他所へ漏洩する懼れがあるし、その他一切の追放刑を廢止さるべきであると爲すのである。追放刑は近世武家刑法の最も重視したところであるが、それは單に犯罪人の場所的移轉にしか過ぎず、何等の社會防衛にもならないばかりでなく、却つて所に安住し得ない彼等を驅つて常習犯人に陥らしむること必定であるから、前節にも述べたやうに儒學者もこれを唱導し來り、さうして、それは武家刑罰體系への重

要な批判となつたのである。

第五に、第四と關聯して改易刑、追放刑を廢止し、その代りに刑罰を大・中・小の三つに區分し、大は死罪に、中は流罪に、さうして小は『何とか名付候て、御城下近所へ一構への屋敷を被相立、右の屋敷へ年數を限りて被相入、年限中は何ぞ役を可被仰付候、』とする。これに依れば刑罰體系は極めて單純化せられることとなるのであるが、特に小罪をば一定の期間を限つて拘禁し、禁中にては勞働に従事せしめんとする點に注目すべきである。しかして、その勞役とは細工・織物などを適當に命じ、流罪の者をも亦かくすべしと言つてゐる。近世の牢屋は單に犯人または刑事被告人を拘禁するにとどまつて、犯人を懲役することを行はない禁錮であつたのであるから(二)、これを近代的な意味に於ける自由刑の一先驅的思想と言ひ得やう。尤も、懲役制の提唱は儒者も亦これを爲してゐること前節所述の如くである。

- 一 日本經濟叢書、第十二卷、第三二頁以下。
- 二 拙稿『徳川幕府の牢屋制度』(刑政、第四十九卷第五・六號)參照。
- 三 國學者本居宣長はその『玉くしげ別本』において刑罰を論じ、寛刑なるべきを切言した。曰く、『刑は隨分

寛く輕きがよき也、但し生ておいてはたえず世の害をなすべき者杯は殺すもよき也、扱一人にても人をころすは甚重き事にて、大抵の事なれば死刑には行はれぬ定りなるは誠に有がたき御事也、然るに近來は、決して殺すまじき者をも、其事の吟味のむつかしき筋杯あれば毒藥杯を用ひて、病死として其吟味を濟す事杯も世には有とか承るは、いと／＼有間敷事也、また盜賊、火付などを吟味する時、覺えなき者も拷問せられて、苦痛の甚しきに堪ずして、偽りて、我也と白狀する事あるを、白狀だにすれば、眞偽をばさのみたゞさず、其者を犯人として刑に行ふ様の類もあるとか、是又、甚有まじき事也、刑法の定りは宜しくても、其法を守るとして却て輕輕しく人をころす事あり、よく／＼慎しむべし、たとひ少々法にははづるゝ事ありとも、兎角情實をよく考へて輕むる方は難なかるべし、扱又、異國にては怒にまかせてみだりに死刑に行ひ、貴人といへども會釋もなく嚴刑に行ふ習俗なるに、本朝にては、重き人は夫だけに刑をもゆるく當らるゝは是又有がたき御事也、(一)と。

ここに現はれたところに依つて見れば、宣長の刑罰論はむしろ封建的なものを辯護せんとするかの如くに見えるが、例の武斷的な重刑主義を排して寛刑主義を主張し、審理の慎重にして人命の重んずべきことを説き、疑はしきは輕きに隨ふべしと言へるなどは、たしかに武家刑法の原則に對する批判たるを失はない。ただ彼がその末尾において刑の身分主義を謳歌してゐるのは固より封建的なものであるが、これは彼が復古論者であつたためであらう。

ば、他の領分は兎も角もなどいへる當座間に合ひの政道ならば左も可有之候得共、天下一統御政治被遊上にては、日本國中に一人たりとも悪人有之は即ち天下の御耻辱に御座候、殊に又御政治の妨にも相成候、すべてかやうの刑に處せられ候ほどの悪人なれば、いづれ心懸けあしきものにて、心を改め善に立歸り候は百中の一にて、却て悪事増長いたし候もの多く、たとへ心を改め候半にも御府内の地をはなれ、外にたよるべき因縁の者も無之、指當り足を留むべき地なく道路に迷ふ事なれば、あしきとは知りつゝも御構の地〔居住禁止地〕へ立歸り、兼々懇意にいたし候悪友に迎より、名を改め店借いたし候より外無之、扱、何ぞ家業相始度ぞんじ候得共、本手銀無之、殊に是迄身を放埒墮弱に持崩し、今更急に窮屈に身を治め、骨折家業も出來兼候故、無據一度に大利を得んと山事を巧み候歟、博突を致し候歟、いづれ不宣事を工夫仕候様相成候、是全く以て生路なく不得止事より起り候事にて、實は不愍の儀に御座候、』といふ結果になる。さればかくの如き追放刑は『恐ながら歴代御仁政の御趣意に於て』どうかと思ふ、と言つて、暗に追放刑の廢止を主張してゐるのである。

堂堂の論、まことによく追放刑の弊害を指摘して刺すところが無い。

次に入墨刑は死刑に亞ぐ重刑である。『其わけは身體髪膚は父母より受たるものにて子のものにあらず、大切に毀傷せぬやうにと可心懸處に、入墨いたされ、生涯の片輪ものとなり、又、一旦入墨に逢ふ時は、再度もとの人になるべきやうなく、たとへ心を改め人ヲ敷相成度候ても、舊惡の印有之ものと心ある人は迎も交を結び不申、夫故ころならずも又々兼て心易くせし悪友と交り候より外致方なし、悪友に交り候得ば、善事に趣候事は思もよらず、段々と悪事増長し、遂には死罪に處せられ候様相成候、これ全く人間に可立歸様なき御仕法故に御座候。』——人道上から言ふも刑事政策上から見ても、入墨刑が如何に惡刑であつたかは、かくて著者の筆によつて遺憾なく指摘せられてゐるのを見る。

かやうに、追放刑も入墨刑も共に善庵の賛同し得ざるころであつたから、彼はこれに代ふるに徒刑を以てせんことを提議した。その方法は唐代にもすでに行はれて居り、また唐制を母法とせるわが上代律令制度にも採用されたところのものであるが(二)、要するに懲役制であ

り、その内容は、『右罪人共被召使候節は、壹人に付壹人扶持づつも御手當米被下置』れ、滿期釋放の際にこの扶持米を金に替へて渡し、これを稼業の本手金にせしむれば路頭に迷ふやうなこともなく、たとへ生來の惡人であつてもこの仁政に感激して心を入れ替へ、善人に立ち還るであらう、と結んでゐる。

- 一 日本經濟叢書、第二十一卷、第四四〇頁以下。
- 二 拙稿『上代における囚獄制度』(二)(法學志林、第三十七卷、第十號第四三頁以下、通卷第一三一七頁以下)には徒役のことを明らかにした。

五 純然たる儒學者方面以外において封建的刑罰制度を批判せる人人は猶ほこれ以外にも甚だ少くない。しかし、上に述べたるところに依つて見るも、林子平の所論と言ひ、朝川善庵の提言と言ひ、いづれも近世封建的刑罰體系に對する根本的批判たらざるはない。殊に興味があつたのは、追放刑の有害無益なることと懲役制度の採用とが諸家によつて説かれてゐることであつて、追放刑は中罪より小罪に至るまで最も頻繁に行はれたから、その件數第一に居り、しかも何等社會防衛の意義を有たないものであつた。かくの如き惡刑が長い間看過せられて、

近世末期に至り漸く人人の批難するところとなつたことは注意すべきである。

また懲役制度の採用は當代思想家の殆んど大部分の者が唱導したところであり、明治初年にヨーロッパ流の獄制が實施される以前に、早くから唱へられてゐたことは特筆に値する。殊に幕末の志士吉田松陰および橋本左内の兩人は共に大いに獄制の改革を論じ(一)、しかも、それは歐米の獄制に對する智識が基礎になつてゐる。この問題は近く別に改めて明らかにしたい豫定であるから、ここでは深く立ち入つて述べ得ないが、要するに近代的懲役論を唱へてゐるのである。

されば、幕末における自由刑論は、從來の害惡的禁錮刑、追放刑より懲役刑に移り、同時に入墨刑の如き耻辱刑を廢止する方向に進んだと言はねばならぬ。思想のかくの如き變化は單なる推移にあらずして、封建的なものから自由主義的な・人格的なものへ飛躍するの一大進歩であり、疑ふべくもなく刑罰思想史上における一大進歩であること言ふまでもなからう。

- 一 尾佐竹博士『明治文化叢說』第一二三頁以下には、『吉田松陰橋本左内の獄制改革論』を略述せられた。

五

徳川時代はいはゆる文藝復興期であつた。中世末期における戦國亂離の跡を享けて徳川氏による群雄平定の事業が遂行せられると、ここに世を擧げて泰平を謳歌することとなり、學問また勃然として起つた。平和を愛したのは昔に商業のみにとどまらず、學問も亦平和の境地において初めて榮えるものなることが感得せられたのである。

他方において、爲政者は平和時代の政治をよく遂行し人心を收攬するために學問を奨励し學者を登備して諸種の献策を爲さしめたのであるが、それは幕府公認の儒學中の朱子學者たちに限られたから、そこに眞の意味における學問の自由なるものが存在しなかつたこと言ふまでもない。しかも、これ等の儒學者はその地位の故に、近世前半期にあつてはただひたすらに武家政治の辯護をなすことのみを終始し、爲政者に對し一種の阿諛的態度すら見られたのである。

然るに、近世後期に入り封建的體制がその自己矛盾を彌縫し得なくなるとともに、爲政者も從來の如く政治批評禁遏の方針を固持し得なくなり、ここに刑罰體系に對し儒學者においても諸種の批評を試ることとなつた。もとより、彼等は古代支那の『古聖賢之道』を當代日本に行ふべきことを根本目的としてはゐたが、左様に單なる觀念にとどまれる迂遠な且つ高踏的な所説を以てしては時弊の何事をも説明し得ないことを知るに至ると、ここに日本的な刑罰論を展開することとなつたのである。言ふまでもなく、彼等の所説はいはゆる經世濟民すなはち經濟を目的として述べられ、従つて法律論も政治論も皆いはゆる經濟論の中に包攝せられて居たから、その所説は未だ常識論の域を多く出でず、もとより組織的な・體系的なものではなかつたが、そこに思想の注目すべき幾多のものがあるのである。試みに後期における彼等の刑罰論を列擧して見ると、(一)中井履軒・中井竹山および安井息軒・廣瀬淡窓等における懲役論、(二)刑の寛嚴は犯罪の性質によつて定むべく、又過料は貧富の程度によつて定むべしとする山片幡桃の論、(三)常習犯人の刑を嚴にせよとする神惟孝の説、(四)安井息軒における追放刑非難、(五)新宮涼庭の拷問廢止論、(六)刑罰の基本體系を死罪・徒罪・移居および罰金の四種にすべしとする

廣瀬淡窓の説、等等。この外に入墨刑を主張する安井息軒および帆足萬里の説の如きがあるが、これは武家刑法のすでに早くより實行し來れるところであるのみならず、時代に逆行して人格權を侵害せむとする反動的思想に外ならない。

ところが、儒學者の刑罰論と相並んで國學者その他の識者も亦大いに刑罰の改革を論ずるに至り、彼等はむしろ儒者を目して時勢に迂濶なるものと罵倒しつつ、最も現實的な所説を展開したのである。これを要約すると、

(一) 林子平における刑罰の身分主義打破・死刑の減化・追放刑の廢止・刑罰體系を根本的に改革して死罪と流罪と懲役との三種となすことの論、(二) 本居宣長の寛刑論、(三) 朝川善庵による綿密なる追放刑批判、(四) 吉田松陰・橋本左内における獄制改革論、等等。この内で特に林子平の所説が最も群を抜けるものと言ひ得やう。

さて、これら兩方面の人士による所説を綜合すれば、近世武家刑法に於ける刑罰の基本體系が深刻なる批判に直面してゐることを想到させられる。廣瀬淡窓と林子平の所説とは最も根本的なものであり、また多くの人が追放刑の廢止を説き、懲役刑の採用を切言してゐる如き

も、甚だ注目すべきものである。

されば、封建的な刑罰制度は近世後半期から次第にその存立が危ぶまれ始め、幕末に近づくに従つて威嚇的な害惡的な舊來の刑罰に代ふるに、近代的なものを以てせんとする思想が急速に擡頭したのであつた。その近代的な刑罰とは何であるか？ 曰く、刑法の前の萬人平等主義・教育刑主義・刑罰の人道化。われわれは、近世後期にすでにかかる思想の萌芽しつつあつたことを強く想ひこせねばならぬのであり、さうして、これありしが故にこそ維新以降におけるヨーロッパの近代的刑法を移植するの素地が培養されつつあつたことをも忘れてはならぬのである。

も、甚だ注目すべきものである。

されば、封建的な刑罰制度は近世後半期から次第にその存立が危ぶまれ始め、幕末に近づくに従つて威嚇的な害惡的な舊來の刑罰に代ふるに、近代的なものを以てせんとする思想が急速に擡頭したのであつた。その近代的な刑罰とは何であるか？ 曰く、刑法の前の萬人平等主義・教育刑主義・刑罰の人道化。われわれは、近世後期にすでにかかる思想の萌芽しつつあつたことを強く想ひこせねばならぬのであり、さうして、これありしが故にこそ維新以降におけるヨーロッパの近代的刑法を移植するの素地が培養されつつあつたことをも忘れてはならぬのである。

行刑法と最近の刑事政策

——正木亮先生著「行刑法」讀後——

小川 太郎

一 はしがき

最近の生々した法律思潮を新装をもつて世に問はうとしてゐる「新法學全集」(日本評論社)はその最近のもの(第四回配本)に正木亮先生著「行刑法」を収めてゐる。總て九八頁。監獄法の逐條的な解釋といふ形で成つてゐる。監獄法の逐條による解釋といふものでは曩に小河滋次郎博士「日本監獄法講義」がある。が、それは今となつては既に古く監獄法制定當時の發行であつて、行刑法規の最近における躍進には堪へ得ぬ個所が少くない。勿論、博士の敬服すべき業績に對し、又博士によつて爲し遂げられた諸々の行刑の技術に對し、われわれは常に此の「講義」一卷を座右におくの責を有するものとは考へる。監獄法の文言通りの解釋に關してはなほ多く此の「講義」によるべき個所が多いであらう。文言は變つて

ゐない、形は變つてゐない、變つてゐるものは數條を數ふるのみである。けれども文言の精神となるべきもの、文言によつて導かれてゐる行刑の處遇は大いに變つてゐる。形は變りないが中味は大きな變り様である。かうした監獄法とその下にある行刑法規について逐條的な解釋書の出づることはわれわれの強く念願してゐたところである。著者は曩に「行刑法」——「監獄法概論」——「新訂増補監獄法概論」といふ一連の概論的記述におかれて監獄法にいはば縦斷的な系統を摘示せられた。そして今次、又逐條的な解釋書に依つて横斷的な肉づけを與へられた。

著者はこの書成るの日、本書の構想に關して次の如くいはれてゐる。「構想の點であるが、曩の行刑法は數百條の行刑法規を壓搾して極めて簡單に行刑の概念を構成

しようとなつたので、或は本法からどんな命令が生まれ出てゐるのかその點が不明瞭ではないかと恐れた。一體行刑累進處遇令は監獄法のどの條文と關係を持つのかその點を明らかにするのが今度の私の仕事である」と。由來、監獄法の本文は僅々七十五條の條文から成つて居るに對し施行規則は百八十二條であつて普通の立法の形とはまるで反對の趣を呈してゐるのであるが、それに尙數知れぬ訓令、通牒は監獄法規の解釋を大變煩雜なものにしてゐる。殊に假釋放審査規程、行刑累進處遇令が生れ出て以來はいろいろのことが技術的になつただけ、それだけ又専門的な立場から彼此の條文を關係づけることが必要となつて來た。著者は「行刑法は昭和八年の行刑累進處遇令によつて全篇的に新しい血液が注射された」といはれてゐるのである(新法學「行刑法」の讀者に與ふ)。かういふ立て直された行刑法講義をしかも逐條的な解釋でまとめ上げられたことはわれわれの大きな喜びである。

さやうな喜びを分つ意味に於て私は盲人の象を評する愚を敢てして、本書に於て著者の新しく展開せられた諸論に少しく觸れて見ようと思ふ。

二 刑罰の作用と監獄の目的

刑は害惡でなければならぬか、行刑は苦痛を與へ

ることであるとかいふやうな思想が、ナチスが政權を得て以來、こと新しく我國にも論ぜられるやうになつて來た。教育刑の母體であるところの實證派の論據は敗退したやうな形になり、従つて刑の教育的作用は尠くとも第二義的な意味しかもたぬかのやうに論ぜられた。

しかしナチスの刑罰に對する考へ方は、民族精神を基調とするその世界觀の上に立てられたものであつて、從來の刑罰に關する思辨的なそして又抽象的・概念的な方法の上に成つたものとは著しく其の姿を異にしてゐる。成る程或る場面に於ては古い思辨的方法の下に立てられたものと同一である場合があるけれども、古い思想に新しき思想を盛つてよいといふことになれば、それは又古い言葉を用ひて「ユートイリタリアニズム」であるといふことも出来るものである。われわれがナチスの行刑に於て諸々の矛盾を發見するのはかうしたところにあるのではあるまいか。

監獄の目的が教育であり累犯防止であるといふことはそれは國家社會の不變の目的であつて、或る時は高調せられ、或る時は極めて控へ目に唱へられることはあつても、國家の存續する限り、國家の施設としての監獄のある限り、必ず確乎として何處かにその存在を保つてゐな

ければならない。優良員のみによつて國家を形成しようとするかの古代の空想的な思想、又は封建時代の專擅的な刑罰思想にあらぬ限り、行刑の目的が社會復歸であることは否定することは出来まい。近代國家は監獄に對して保護・教育といふ仕事を與へた。それが何時しか抽象的に刑といふ言葉に變つて來た。仕事の言葉は變つても目的は變るべきではない。しかし國家が監獄に對して與へてゐるかういふ目的は他の施設、例へば裁判に對しても、同じ様に振り向けらる筈であるといふことは出来ぬ。著者はこの點に關して次の様にいはれてゐる。

「自由刑の目的は一般豫防と特別豫防とをその二大要件とするが、しかし、その目的の具體化に付ては裁判の場合と行刑の場合とは自ら異なるものがある。即ち、前者の場合に於ては裁判官の腦裡に一般豫防目的が強く動くことは自然の數であり又必要であるが、然し、後者の立場に於ては特別豫防が中心となることは當然である。その方法として寛大なる行刑が排斥せられたり、刑罰の嚴肅性が高調せられても監獄の目的が犯人を改過遷善に導くことではなければならぬことは千古不變である。」(行刑法第二頁)

ところで一般豫防作用と特別豫防作用とが矛盾しなれば問題はないが、矛盾する場合が、もしあつたとして

三 行刑累進處遇令と監獄法

行刑累進處遇令によつて、監獄の目的が上述の如く成文の上にはあらはると同時に、行刑は拘禁中心主義より處遇中心主義に移るに至つた。拘禁刑によつて消極的に惡風の感染を防止するだけでは、或ひは又拘禁による反省だけでは、行刑の教育的作用を充分にする所以ではない。著者は第十六條の條下に雜居拘禁を共同生活の方法として意義づけられ、本條の雜居拘禁は必ずしもオーバン制の如き沈黙主義によつて制縛せらるべきものでなく、モット・オスボーンに於ける囚人自治制にまで至るの意義を認められた。『雜居拘禁處遇の如き(ペンシルバニヤ制——オーバン制——自治制に至る)變遷は、要するに現代行刑制度を拘禁中心主義より處遇中心主義に推移せしめるに至つた。即ち、行刑の目的たる改過遷善は獨房内の沈黙考で期待されるものでもなく、又雜居拘禁を組織化することで達せられるものでもない。寧ろ拘禁形式を外廓として自力でその生活を向上せしめるやうにすることが緊要であるとされるやうになつた。』(前掲第三一頁)と。

しかしながら、古く拘禁制のもつてゐた保安的・教育的意義といふものは直にこれを無視し廢止さるべきもの

も、そこに國家は自ら調和を發見すべきである。國家の狙ひどころも實はその調和といふ點にある。この間の機微を示すものとして監獄志願者の問題がある。未だ具體的にはあらはれてはゐないのであるが、若し具體的にあらはれたとするならば國家はこれに對して別途何等か考慮を及ぼすべきであらう。

しかし刑法・監獄法のどの條文を見ても刑は一般豫防を中心とするとか、特別豫防を中心とするとかなどといふ條文がある譯でもなく、監獄の目的は保護とか教育とかを目的とするやうな他の社會生活に見られる如き條文がある譯でもない。従つてわれわれは刑の目的とか監獄の目的とかに無駄な論議を費やし、餘計な心配を重ねてゐたのである。しかし今やわれわれは尠くとも監獄の目的に關しては成文の根據の上にそれを發見することを得るのである。『さやうな監獄の目的はどの國の監獄法の中にも明示されるのを常とするが本法(監獄法)にはそれが無い。然し行刑累進處遇令第一條に『本令ハ受刑者ノ改悛ヲ促シ其ノ發奮努力ノ程度ニ從ヒテ處遇ヲ緩和シ漸次社會生活ニ適應セシムルヲ以テ其ノ目的トス』と規定したのは本法の精神がそこにあることを明にしたものである。』(前掲第二頁)と。

ではない。處遇中心主義の實施される當代に於ては、古い拘禁制は分類制の擴充といふものによつて代はられる。著者はこの點に關して次の如くいられる。即ち法第三條の條下に「收容者を刑の種類によつて分類し又は男女の性別を爲すべきことは、刑種が定められ、人倫の重んぜられる上から當然のことであるが、更に一步を進めて、行刑の改善目的の上から、監獄の分界、分隔の制度を再検討する必要がある。惟ふに、犯罪の原因・動機には千差萬別があると同時に、人の性格にも亦萬種萬様があり、その點を明にせねば犯罪の防壁も行刑の目的も達せられるものではない。その意味に於て一面には犯人分類に關する諸種の學說が生れ、他面に於て之に基く監獄拘禁の種類が考へられるやうになつた。」とされ、處遇のための受刑者の分類について、さらに「かかる監獄類別より、延いては囚人處遇の基礎を確立する前提として受刑者の分類といふことが法規化されることになつた。即ち『新ニ入監スル者アルトキハ本人ノ個性、心身ノ狀況、境遇、經歷、教育程度其ノ他身上ニ關スル調査ヲ爲ス爲之ヲ獨居拘禁ニ付ス』といふのは結局右の趣旨による」とされてゐる(前掲第一二頁)。そしてその分類の基點はこれを科學におかねばならぬとして、「斯くの如き囚人の

分類も従来の如く之を形式的の視察を基礎としたり目分量で行つたりしては不徹底であるから、之を科學に立脚するに如かずと主張されるに至つたが、その爲めに精神病學、心理學、教育學及び社會學等が特に重要視せられ各國に之が行はるるに至ると同時に、我が國でも今日では假釋放の査定、累進處遇の運用等の爲めに之が用ゐらるべきこととなつた」と紹介されてゐる（前掲第一三頁）。そして處遇中心主義に於て拘禁制に代るべきものとして分類の重要なる所以並びに分類の規準を次の如く説かれる。即ち、「雜居拘禁を爲さしむべき收容者の種類は之を嚴重に審査する必要がある。若し、その審査を誤まれば時により惡風感染の弊害を惹起し、教化の目的を阻害するに至るから、少くとも收容者の罪質、性格、犯數、年齢等は斟酌しなければならぬが、今日に於てはむしろ前述した科學的分類を十分にとり入れ、特に重要視せねばならない。従つて、かかる科學的分類を基礎とする以上、累進制に於ても敢て獨居拘禁を支持するの必要もなく、又最近の思潮に鑑み、我累進制に於ては總て雜居拘禁をその本則とするに至つた」とされて、（前掲第三二頁）新しく展開された我が國の行刑の實際に於て、不可缺な條件であるがともすれば忘れ勝ちなこの分類制の

擴充といふ點に注意を喚起されてゐる。かくて、拘禁主義より處遇主義へ、拘禁制より分類制へ、獨居中心より雜居中心へといふ重點の推移のうち、著者は現代の行刑を解してゐられる。それはもつと根本的にいへば、同時に又改善目的を益々前面に持ち出し、行刑の態度を益々積極に致すことでもある。さらに著者のかく解される所以のものは、昭和八年の行刑累進處遇令によつて監獄法に「全篇的に新しい血液が注射された」からである。従つて著者に於て監獄法の各條文が殆ど總て處遇令の各條文と密接な關係の下に説かれてあることは決して偶然の所産ではない。その一、二の主なるものを掲げやう。

例へば著者の新しく導き入れたものに自治戒護の概念がある。物的戒護、人的戒護に對立せしめられるところのものであるが、拘禁中心主義より處遇中心主義への推移は總て又物的戒護より人的戒護に、更に自治戒護に推移せしめる所以でもある。「戒護の理想は物的戒護よりも人的戒護に依つて目的を達することである。然し、かかる戒護方法は動もすれば收容者の紀律違反を豫定して行はれるものであるが、モット・オスボーンも言つたやうに、囚人と雖も信任を與へるに於ては之に答へ、責任を持たすに於ては之を果すことが出來得る性能を有するも

のであると認めるに於ては、寧ろ戒護を囚人の手に移すことが合目的である。尤も總ての收容者にかかる自治を求めるとは危険であるから、累進教化法の段階として最上級者たる第一級者には戒護上の自治を委ねて、先づ之を特別の場所に收容して、その居房には施錠せざることをも得せしめ、以て物的戒護方法より解放した。」とされ、なほそのほか處遇令第三二條、第三七條の代表者第三四條の檢身搜檢の免除、第三五條の交談の許可、第三六條の自由遊歩の如きは自治戒護の適例なりとされる。「私は叙上の如く戒護を受刑者自らの手に委ねることを自治戒護と命づける。而して、戒護方法を進化論的に觀察すれば、物的戒護より人的戒護へ、更に自治戒護へと移り進んで居るが、それは同時に應報的執行方法より教育的執行方法への移行を具體化したものであると見ることも出来る」と（前掲第三八頁）。

「戒護を囚人の手に移す」自治戒護、——言葉は甚だ奇矯の如く感ぜられるであらうが、それは行刑累進處遇令といふ技術的基礎の上に初めて可能なものであり、又有終の美を致す所以でもある。しかし乍らそれは刑執行の技術的體系をしっかりと掴んだ上でなければ濫りに言ひ得るものではない。この點は刑務官の特に注意すべきことではあるまいか。著者は別の個所で監獄法の理解方

法について次の如く語られる。「私はいつもいつて居るのであるが、行刑法は囚人の生活法であるし教育法なのである。生活法や教育法を一條一條研究したところで、その法律の精神を把握出來るものではない。だから此の法律は、私こそ逐條的に書いたが、讀む人はたつた一條丈の解説をとらへて全體に及ぼして貰つては困るのである。必ず本法七十五條の總てを讀んで、然る後に右一條を見て貰ふ必要があると思ふ」と（新法學「行刑法」の讀者に與ふ）。それはたゞに研究上の注意だけを意味するものではない、同時に實施の上への注意とも見るべきであらう。

次に賞遇と處遇令との關係に關し次の如くいられる。「賞遇は之を全般的と個別的とに區別して爲される。前者は受刑者が漸次改悛し行くその全體的行動に對し總汎的にその生活方法を向上せしめる場合である。その意味に於て累進處遇上の進級に伴ふ處遇の緩和は之を賞遇の一形式と認めることが出来る。後者の場合は、受刑者の各個に付て觀察して、改悛の狀あるときその者のみに賞遇する方法で、（中略）然し、實際上、累進處遇に於てはかかる賞遇すべき行狀動作が進級の基礎となるものであるから全般的の賞遇の中に吸收され、賞表の如きも各級

の徽章を使用せしむるを以て足るものと解する」と（前掲第八〇頁）。賞罰の制度は累進制の母體たるものであつて併行して行はれる性質のものではない。この解釋の下に速に行刑の實際が體を整へることを祈つてやまぬ。

四 監獄法の新しき解釋

本書に於ては上記のごとく行刑累進處遇令の實施に依つて影響された各本條の意義が語られてゐるのであるがそれと同時に又それと關係なき諸點に關しても隨所に新しき解釋が掲げられてゐる。そのうち、例へば、緩和獨居の概念、法第二十二條の解放の意義、懲罰の意義などの如き注意すべき二、三を掲げやう。

著者のいはれる緩和獨居といふのは嚴制獨居に對立せしめられたものであり、召喚、運動、入浴、接見、教誨、教育、治療その他已むを得ない場合に雜居を許す外、常に一房に獨居せしめる方法をいふのであつて、我國の獨居制はその立法の原則的趣旨は嚴制獨居であるけれども、實際はこの緩和獨居に従ふものなりと解される（前掲第二八頁）。そういふ解釋のうちに歴史の流れを見ることも面白いことであるし、獨居制のうちにかかる區別を教へられただけでも、既にわれわれのこれに對する考へ方は極めて明白になつたし、又身上調査中の獨

居、懲罰取調中の獨居、處遇上の獨居等の取扱ひ方に關し實際の上に裨益するところも多いであらう。

次に法第二十二條の天災事變時に於ける解放の點に關して、著者はこれを刑法上の緊急避難と關聯せしめて次の如く語られる。「天災事變に際して在監者が緊急避難を爲すことが出来るか。この命題は否定される。何となれば、自由刑の目的は犯人を隔離して社會の不安を一掃することでもあるから、天災事變の際の如く混亂時に緊急避難が許されるといふことは、その目的自體と相反する。故に、如何なる場合に於ても、之を釋放することは法律に許される以外には許されない。」と（前掲第四三頁）。即ちわれわれはこれに依つて解放のことを法律の上に定めた理由を判然と理解することが出来る。

なほ懲罰の目的に關しては「處罰の目的は一面に於ては他の在監者を警戒し、他面に於ては本人をして再び違反せしめざらんことを期す。故にこの處罰の性質は刑法上の刑罰と同じく、一般豫防と特別豫防とより成立するが、然し、此の種の處罰も亦本人をして違反を繰返させぬ特別豫防作用を重點とすべきこと勿論である」とされ、法第五十九條の「紀律違反は、必しも、その行爲の結果發生の場合のみを意味しない」、「苟も監獄の紀律を紊す虞れある以上は、みな紀律違反といふことが出来る

る」とされて（前掲第八一頁）、新しき見解を披歴されてゐる。

五 最近の刑事政策と行刑法

行刑といふものが、たゞに刑務所の管理であり、在監者の人權の保護のみであるならば、問題はないが、在監者の改過遷善を目的とするものである以上、廣く刑事政策の動向の上に行刑法を理解すべきことは當然であらう。否、行刑法を中心として刑事政策を理解することは、刑事政策の上の實質的な中心的な擔當者として、行刑を見ることになり、それは又兩者にとつて極めて必要なことであらう。著者はいはれる。「恐らく今日の刑事政策は行刑法が中心となるであらう。刑罰の問題、刑の量定の問題、犯罪對策の問題等々皆然りである。」「刑事政策的にも書き方に注意すべきことであると感じたので、本著はその點に私としては尠からず意を拂つた積りである。」「各重要條文に於て色々の問題を殊更に事項別にして説明したのは讀者のその要求にも答へた積り。」と（前掲「行刑法」の讀者に與ふ）。

その二、三を紹介しよう。最近あらはれたナチスの刑罰思想にあつては、刑罰は名譽の減少（Ehrenminderung）と解されて、その程度に應じ多くの刑罰の種類を

提示して自由刑の單一論に對しては反對をしてゐるのであるが、この反對に對して、著者は「之は要するにナチス立法上一般の社會感情が過當に重んぜられた結果である」といはれ、眞實の傾向については「犯人の社會復歸といふことを考へて教化主義を確立しようといふ今日に於ては、意思に基いて因果應報の理法を具現する刑罰の種類を定めるよりも、むしろ、改善教化し易い自由刑を作ることが急務であると考へられるやうになり、茲に非破廉恥的心情を動機とする政治犯人に對する禁錮刑、短期間の拘留刑の如きは之を捨て、單一の自由刑を組織し、教化方法に従つて執行を種類づけるに如かずとされるに至つた」と説かれる（前掲第四頁）。

次に拘留監の項に於て著者は最近の問題たる未決拘禁に關して、未決拘留の期間の制限、未決拘留者の給養の如き「處遇上の問題はむしろ枝葉の問題で、根本問題として二つのものあることを忘れてはならない。即ち、その一は、未決拘禁所の獨立で、その二は、罰なくして未決拘禁に處せられたる者に對する賠償である。」（前掲第七頁）といはれる。後者については一應刑事補償法の制定によつて充たされるところあつたのであるが、前者は古くから小河滋次郎博士などによつて唱へられてゐる

ことではあるが未だその實現を見ず、現在、稍々好望の時期に於て著者によつて強調されることは喜ばしきことといはねばならぬ。

次に少年犯罪の對策に關して、法第二條の條下に、著者はその對策の歴史的回顧、ボルスタル制などを極めて要領よく語られてゐる。われわれはこれによつて少年對策に關し徒らに浩瀚な書物を涉獵することなしに、容易にその核心に觸れることを得ることとなつた。(前掲第三九頁参照)。

次に罰金刑も現在の刑事政策の上に於て解決をせまられてゐる問題である。自由刑の回避手段として設けられたこの刑罰も、現在の經濟の事情に於ては最早やその眞の意圖を實現することを得なくなつた。その矛盾については幾度か著者に聞くとところあつたのであるが、さらに、本書に於ては「自由勞働による償却」の説を紹介されて、解決の方途に或暗示を與へられてゐる。即ち、著者に從へば、罰金刑、殊に勞役場制度の矛盾を解決するものとして三つの説があることになる。その一は罰金刑を自由刑に換刑すべしとの説、その二は勞役場期間を延長して教化主義を徹底せしむべしとする説、その三は自由勞働による償却の方法を用ふるもので、罰金刑者を官公設の工場農場等に委託し、その賃金の一部を以て罰金

を納付せしめ他をその所得たらしめようとする説である。

次に死刑の問題については、著者は死刑廢止の三つの論據を極めて要領よく紹介されてゐる。即ち、「その一は人道主義的基礎に立つものである。トルストイやドストエフスキイの思想は之であつた。その二は誤判を基礎として立てられた。即ち、人間が裁判する以上そこには動もすれば誤判があり得ることであるが、若し誤判によつて死刑に處したときにはその冤罪は恢復することが不可能で、國家は無辜の民に慘虐を行ふことになるといふのである。その三に死刑に對する經濟的矛盾が擧げられる。即ち死刑の結果被害者にどれだけの賠償が行ひ得られるか。又死刑に處せられた者の遺族の經濟生活を考慮することなしに行ふ此の刑は社會政策としても極めて不合理であるとされるのである。」と。死刑廢止の論據が噛み砕かれた形でいかに俗耳にも入り易いやうに書かれてゐるかが判るであらう。

しかし、著者は現在におけるこの問題の傾向としては死刑廢止よりもむしろ死刑復活の思想のあることについて、「國が紊れ、思想が悪化して、そこに堅實な文化事業が許されなくなると人民を威壓するには力より外になくなるが、此の場合に最も有效なものとなされるのが死刑で

ある。故に、死刑は革命時につきものである。その意味に於て觀察すれば、ファシストの死刑復活、ナチスの死刑擴張の如きはあながちに故なきものとなすことは出来ない(前掲第九四頁)とされて、死刑廢止は理想峰であるが、それを不可能とする現實の惱みのあることを摘示されてゐる。

そのほか、われわれは本書に於て隨所に最近の刑事政策の思潮に觸れることが出来る。そこには極めて最近の立法に係る思想犯保護觀察法までが、簡單ではあるが、採り入れられてゐるのである。

六 むすび

トーマス・モツトロー・オスポーンはその著「監獄と社會」に於て常識コンセンサスといふことを大變重要視してゐる。最もよい刑事學者は最も常識を兼ね備へた人でなければならぬといふのがオスポーンの考へ方であるらしい。犯罪といふものの考へ方、犯罪者といふものの考へ方も常識を度外視しては大いに奇矯なものになつて了ふ。

行刑法の書き方についても、このことはその儘に採り用ひなければならぬであらう。ひそかに考へるところでは、本書の著者の狙ひ所も實はこの點にあるのではな

らうか。以上いろいろと内容について述べたのであるが、その總てに互つて、行文の平易さ、考へ方の素直さは羨望に堪へぬところがある。しかも、その平易さは決してその儘では終つて居らぬ。殆んど各項目につけられた註解は讀者が採つて以て、より以上の研究を進めることを容易にしてゐる。それを擴充すればそれは同時に浩瀚な専門的な行刑教科書ともなるのである。

「監獄は一つの小社會である(前掲第三六頁)」塙壁のなかの村長は、官公吏のうちでも最も忙しいとされてゐる普通の村長よりも多忙な日を送つてゐる。個人の諸々の生理的欲求から文化的施設に至るまでのあらゆる人間の事實は總てその人の考慮のうちにあらねばならぬ。これを補佐する職員の一部は勿論それ以上に多忙な日を送つてゐる。かくの如き多忙な職員にこの平易な、包括的な、最近の訓令通牒まで採り入れたところの、隅々まで行届いた本書を得たことは頗る幸ひである。

のみならず、内容的にいつて、監獄法と行刑累進處遇令との有機的連絡を得、行刑を中心とする最近の刑事政策の動向を反省し得たことは、將來の監獄法の解釋の上に、又行刑の實務の上に、何等か新味を齎らす所以となるであらうことは容易に豫想出来るのである。

行刑作業としての鯉漁撈成績に就て

深山間作(浦賀)

- 一、鯉漁撈作業の概要
- 二、鯉漁場の移動と漁船の性能
- 三、作業の性質と少年收容者の勞作状態
- 四、本年度に表れた鯉漁撈作業の實績
- 五、鯉漁撈作業に於ける經濟的成果
- 六、結び

一、鯉漁撈作業の概要

我國の水産業は四面環海、寒暖交流し水族の豊富漁獲の多量且つ斯業の進歩發達せるは實に世界の冠絶する所にして、就中鯉は豊饒なる本邦水産物中重要魚族なるを以て古へより其の漁撈が營まれ來たる處、船用石油發動機の輸入せらるゝや明治卅九年靜岡縣に於て鯉釣漁船に漁船用として發動機を採用し好成績を擧げたるに依り同縣下の斯業者は擧つて之を使用し、各府縣又之に倣ひ以つて鯉漁業に大變化を呈するに至る。爾後科學頓に

進歩し燒玉式石油發動機「セミデーゼル・エンジン」より無氣噴油式重油發動機「エアレス・デーゼルエンジン」となり、船體も亦貳〇噸級の木造型より貳五〇噸級鋼鐵型にと大型化され、其隻數も現在に於ては實に壹千餘隻の多きに及びり。従つて漁場も亦漸次擴大せられ、遠く南方は「ボルネオ島」東部より北は金華山東方六〇〇哩の範圍にして、延長海線實に壹千餘哩の海區となり、漁獲高も壹ヶ年間數量五千七百餘萬疋、金額壹千壹百餘萬圓の巨額に上る發展を示しつゝある現況に鑑み、浦賀少年刑務支所に於ても、從來遠洋漁船を單に鯉漁撈作業のみ止めたるも昭和九年快天丸老朽廢船となり之が代船の建造起るや鯉漁撈を試むべく設計し、翌拾年四月竣工と同時に最初の鯉釣漁撈作業を開始したり。

而して四月より八月迄の五ヶ月間操業訓練をなしたるも、初年度と少年受刑者の技術未熟の因々より好成績を擧げ得るに至らず漁期の終了となりたるも、少年受刑者の技術訓練熟達と習得の可能性を確認し翌年を約して鯖延繩漁撈作業に移りたり。然るに其の雄圖途上不幸十二月二十八日の大暴風雨に遭遇し、伊豆七島附近鵜渡根島沖に於て沈没の悲運に會ひ空しく一時遠洋漁撈作業を中止するのやむ無きに至る。越えて翌年三月に至り幸ひ代船の議起り、四月起工、八月十日に全く竣工成りて十一日の吉日を卜して處女航海の途に上り、僅か五日間の短時日を以つて魚群の探檢に功を奏し、鯉四、〇〇〇尾金額壹、五〇〇圓餘を收め、其狀況は既に九月號刑政に記載せられたり。其後引續き鯉漁撈作業を繼續し少年受刑者の技能養成に努むること三航海に及び。而して鯉漁期終息せるを以つて八月三十一日鯉漁撈作業を終了したり。斯くて短期間乍ら本年度鯉漁撈作業に現れた

る實績を検討せば次の如し。

二、漁場の移動と少年報國丸の性能

鯉は洄游魚の一種にして春夏に北上し秋冬南下する暖流棲息魚なり、魚群の北上は其の魚道及期間等極めて顯著なるも南下状態は未だ審かならず。以つて春夏を盛漁期として漁船の活動も亦酣なり。東部太平洋即ち伊豆七島より小笠原列島を境とする東部の海上を活動する少年報國丸に必要な鯉魚族の分布を見るに、概ね四月上旬八丈島より小笠原列島に其の片影を見るを初漁とし、其年の氣象、潮流、水温の變化により移動の方向一定せずと雖も、大體に於て月を追ふて北上し、六、七月には伊豆七島中の三宅島より千葉縣下太平洋側距岸一〇〇哩附近の近海に移動し、此機こそ鯉漁の大漁期とも言べく、八月暖流の勢力最も旺勢を極めるに至つて銚子沖より金華山沖へ移動し、九月下旬沖合へと退去して鯉漁期の終息するを常とす。

本年度の鯉漁期に就ては、初期平年と

異常なかりしも夏季に入り魚群の陸岸に接近したる事甚だしく、且つ魚群の移動敏活ならず、鯉釣技能未熟の少年受刑者の釣獲上極めて好條件を呈し、七月下旬より八月上旬の稀れに見る鯉魚出現せしめ、各漁船とも一航海壹萬乃至五萬尾の捕獲を見たり。尙本年の異常とすべきは鯉の終息期たる八月下旬に於て晴天續きに依る氣温の上昇、海水温度も亦高く暖流の北上傾みに強き爲め、魚群は銚子沖より金華山沖に群泳し、且つ暖流勢力の強大は津輕海峡を通過して南下する日本海暖流の支流を抑壓したる爲め、鯉群の沿岸集注は例年になき豊漁の現象を呈するに至りたり。

幸ひ少年報國丸は六、七月の豊漁期を逸したりと雖ども、八月十一日を處女航海として出帆し、銚子沖の鯉群を追ひ漁期の遅れたる感あるにもかゝらず豫想外の漁獲を得、漁場の近距離と魚群發見の早きにより航海期間を短縮され、八月中に一航海の豫定も如斯好條件に恵ま

れ、次に太平洋オリンピアを出現、二十日間に三航海をなし、鯉壹萬七千餘、總收入額四千壹百餘圓の漁獲を得るに至りたり。

思ふに其年の氣象の變化に依り鯉群の移動態型と魚群に濃薄を生ずるは辭み難く、魚群の濃薄は孵化状態よる來る現象なるを以つて現在の水産科學に於ては如何とも致方なきも、魚群の移動態型は科學的に之を探索するに可能なるを以つて、氣象の觀測と潮流の物理的變化、海水鹽分の濃度、浮游性「プランクトン」の含有量等の化學的分析調査によりて水帯の分布を判斷し、これと魚族習性を考察し魚道發見の端緒を得べきものなり。故にこれが海洋調査は一面不生産的に見らるゝも、漁撈作業施行上缺くべからざるものにして、更に綿密なる調査の施行を促がす所以にして、水産業は一つの投機事業なりとされたる言を覆へし確固たる生産業となすの所以なり。本年度鯉漁撈作業中に於ける氣象觀測と漁獲状態は別表に示す。

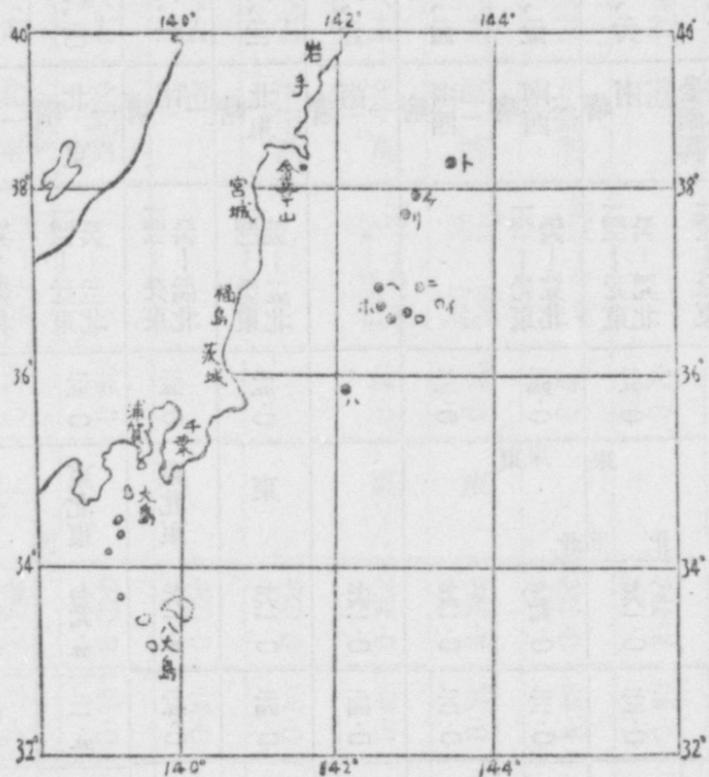
鰹漁撈作業日誌

少年報國丸

月日	天候	風向	風力	漁位(正午)	漁場	水面温度	潮流	海流	氣壓	氣温	漁種名	獲尾數	獲重量(斤)	平均尾重	摘要
八、十	晴	南	西			二六〇			七六〇・〇	三三・〇					浦賀港出帆 出帆準備
八、十一	晴	南	西			二六〇			七五九・五	二五・〇					浦賀港出帆 漁場ニ向ケ航走
八、十二	晴	北	微東			二四〇		東	七六一・〇	二七・五	かつを	七〇〇			小群ニ出會フ漁僅 南西ニ向ケ航走
八、十三	晴	南	西			二四〇		東	七五九・五	二六・〇	かつを	三、三〇〇			鰹ノ大群ニ出會フ 餌料缺乏ノ爲歸途ニ付ク
八、十四	晴	北	東			二四〇		東	七五九・〇	二七・〇					犬吠崎沖歸途 航行中
八、十五	晴	南	南西						七六〇・〇	三三・〇	計	四、〇〇〇	九、九九八		浦賀港ニ入港
八、十六	晴	南	西						七六〇・〇	二三・〇			免業		出帆準備 浦賀港碇泊ス
八、十七	曇	北	北東			二五〇			七六〇・〇	二二・〇	かつを	二四〇			浦賀港出帆
八、十八	晴	北	北東			二六〇		東	七五九・五	二二・〇	かつを				午後小群ニ出會フ ルノミ

月日	天候	風向	風力	漁位(正午)	漁場	水面温度	潮流	海流	氣壓	氣温	漁種名	獲尾數	獲重量(斤)	平均尾重	摘要
八、十九	晴	北	北東			二七〇		東	七六〇・〇	二〇・〇					鰹ノ小群見タルモ漁獲 ナシ
八、二十	晴	北	東			二五〇		東北東	七五九・五	二二・五	かつを	三、六六〇			早朝ヨリ度々群ニ出會フ
八、二十一	晴	南	南			二五〇		東北東	七六一・五	二五・〇	かつを	一、七〇〇			小群ノミナリシモ日没 前群ニ出會フ
八、二十二	晴	北	東			二五〇		東	七六一・〇	二四・〇	かつを				午後八時三十五分 三崎港泊
八、二十三	晴	南	南						七六一・〇	二四・〇	計	五、六〇〇	一三、六九五		浦賀入港
八、二十四	晴	南	西			二三〇			七六一・〇	二三・〇					浦賀港出帆
八、二十五	晴	南	西			二四〇		東	七五九・〇	二三・〇					鰹ノ小群ヲ見タル モ釣獲ナシ漂泊
八、二十六	晴	南	西			二五〇		東	七六一・〇	二三・〇	かつを	二四〇			鰹群ニシテ漁僅少北方 ニ向ケ航走
八、二十七	曇	南	西			二四〇		東北東	七六〇・〇	二二・〇	かつを	三、七〇〇			霧ノタメ視界不十分ナリ シモ大群ニ出會フ
八、二十八	曇	北	西			二三〇		北東	七六〇・〇	二二・〇	かつを	五五〇			視界狭ク漁僅少 南方ニ航走
八、二十九	曇	南	西			二三〇		北東	七五九・五	二三・〇	かつを	三、一〇〇			視界狭キモ大群ニ出會フ 餌料缺乏無止歸途ニ付ク

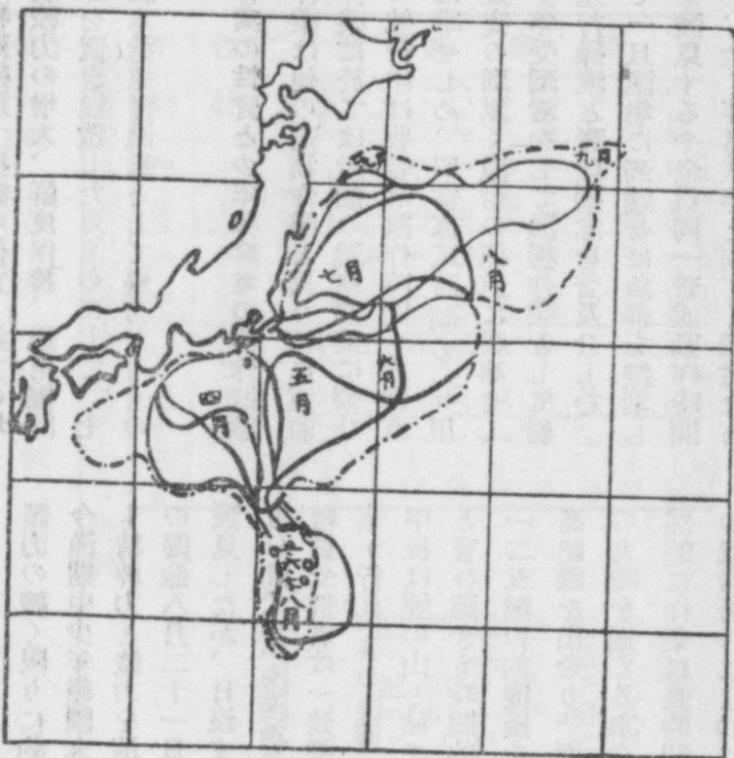
少年報國丸航跡圖



八、三	八、三
南請	南晴
二四・九	二三・〇
	東
七六一・〇	七九・五
二四・〇	二一・〇
計	
七、五〇	
一三、五五	
	浦賀港ニ入港
	犬吠崎中通過歸途ニ向ケ航走中

符號	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	合計	
										海區	從漁日數
鰹	一四三・〇 EN	三六・二六 N									
場	一四三・〇 EN	三六・二六 N									
及	八月十二日	八月十三日	八月一八日	八月二〇日	八月二一日	八月二六日	八月二七日	八月二八日	八月二九日	九月一日	平均
漁	二四・〇	二四・〇	二六・〇	二五・〇	二五・〇	二四・〇	二四・〇	二四・〇	二四・〇	二四・〇	二七・一四〇
獲	七〇〇	三、三〇〇	二四〇	三、六六〇	一、七〇〇	二四〇	三、七〇〇	五〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	
表	水	水	水	水	水	水	水	水	水	水	
面	温	温	温	温	温	温	温	温	温	温	
か	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	
つ	を	を	を	を	を	を	を	を	を	を	
び	ん	ん	ん	ん	ん	ん	ん	ん	ん	ん	
ん	ち	ち	ち	ち	ち	ち	ち	ち	ち	ち	
其	他	他	他	他	他	他	他	他	他	他	

本年度群移動狀態圖



概況

貳月中旬鹿兒島縣七島附近ニ初漁ヲ見テ
 三、四月頃伊豆七島ヨリ紀州沖ヲ漁場ト
 シテ鰹好漁水溫一八一・一九度。五月漁
 場漸次東方ニ移動銚子沖ニ及ブ適水溫二
 〇一一二度。六月鰹ハ伊豆七島附近ニ滯
 留著シキ漁場ノ移動ヲ見ズ適水前月ニ同
 温。七月海水上昇ト共伊豆七島附近ニ一
 部残留シ他群ハ北漸銚子沖北東二〇〇哩
 海區トナリ海水溫二一一二二二度ヲ好ム
 八月暖流黒潮流域ノ北進旺勢ニ伴ヒ魚群
 ハ金華山沖東二五〇哩附近海區ニ移動適
 水溫二〇一一二四度。
 (神奈川縣三崎水産試驗場調査發表)

前記魚群の移動と漁撈に密接なる關係
 を有し且つ作業經營上の一要素として漁
 船の性能を擧ぐべきものなり。この漁船
 こそ尊き人命と巨額の投資産を積載する
 ものにして、行刑作業に於ては漁船こそ
 作業工場ともなり收容者の居房ともなる

ものなれば船體の構造に主眼を置き速
 力、航續力、復原力、耐波性船室、活魚
 艙、魚艙、氷艙、水艙の位置、漁撈作業具
 の配置等は今後最も研究を要する諸點な
 り。少年報國丸の性能左の如し。
 木造機帆船、長二二・八米、幅五・一

〇米、深二・四五米、總噸數七五・貳八
 噸、速力八・一二節、主機關池具無氣噴
 油式「デーゼル」機關船用四第一五〇馬
 力、補機友野式五馬力發動機、無線電信
 (入力三百ワット)、無線電話(入力一五
 〇ワット)短波長波併用水晶式第八號型、

有効通信距離電信一、〇〇〇哩、電話二〇〇哩、夜間の有効通信距離は晝間の約二倍、作業設置には環水式活魚船、魚船水艙、水艙、散水装置等を完備し、凌波堪洩の性能、船室の配置、(少年受刑者二十五名收容一室、職員十名起居一室、倉庫の特殊構造、操業の便宜、速力の増進、航続力の増大、鮮度保持、通信機關に重點を置き建造したるものにして、七十噸級木造遠洋漁船として優秀なるものなり。

三、作業の性質と少年收容者の勞作狀態
漁撈作業は他の刑務作業と異り特に遠海漁撈作業に於ては船舶の勤務制度に習ひ漁船の航行中は收容者動作時間も亦當直制度に準ぜしめ、四當直貳時制を採用して晝夜の別無く漁船の運航に従事せしめ、少年受刑者をして漁撈作業として船舶の運行操縦と責任觀念を普及せしむ。而して一旦漁場に到達せば魚群を探索し魚群を發見するや全員同一普通動作時間に變じ、全く非常狀態と同じく過激なる

勞作が行はれ、時には作業延長ともなるものなり。鯉群は始終浮泳するものに至らずして未明より浮上游泳し日没に至りて魚體を沈める習性を有し、且つ日中とて其浮沈一率ならず或時は餌を求めて浮沈し、或時は潮流を上下し游泳浮沈するものにして、之が游泳發見するや氣力體力の續く限りに釣獲するものにして、今漁期中少年報國丸乗組員並受刑者の最も精神力と體力を消費せしは、第二航海の歸途八月二十一日午後六時頃、魚群を發見したが、日没までの時間は僅々三十分五分間、之が漁獲數量は時の問題となり、職員受刑者は一致團結此所に眞の行刑作業が行れ、其の漁獲尾數實に壹千七百尾、甲板は鯉の山と積まれ尾數に於ては多量と言ひ難きも時間的に見て正に一分一人一二五尾の釣獲獲を示し、本漁期中の最高記録を出せり。而して魚類の整理に夜の九時を過ぐる事少ならず、依つて必然的に作業延長時間の計上となるが、この過激勞作によつて少年收容者に及す健

康狀態は極めて良好にして僅かに腹痛者貳名延藥數貳回を出したるに止まる。左に鯉漁撈作業に於ける受刑者の就業時間を示せば次ぎの如し。

鯉漁撈作業に於ける就業時間調

航海	月日	就業時間		合計	延長時間	
		午前	午後			
第一航海	八、十一	五—三〇	六—三〇	二—〇〇	一—〇〇	
	八、十二	四—五〇	七—三〇	二—四〇	二—三〇	
	八、十三	四—四〇	七—二〇	二—四〇	二—三〇	
	八、十四	五—三〇	六—一〇	二—三〇	一—〇〇	
	八、十五	五—二〇	五—四〇	二—三〇	〇—三〇	
	平均	五—〇〇	六—一六	二—三〇	一—三〇	
	第二航海	八、十七	五—三〇	六—三〇	二—〇〇	一—〇〇
		八、十八	四—三〇	七—〇〇	二—三〇	二—三〇
		八、十九	四—二〇	七—四〇	二—三〇	三—三〇
		八、二十	四—三〇	八—三〇	二—六〇	四—三〇
		八、二十一	三—三〇	九—二〇	二—七〇	五—〇〇
平均		四—一〇	七—一六	二—四〇	三—一〇	
合計	小計	四—五〇	七—一六	二—三〇	二—三〇	

第三參航海

平均	合計	午前 時分 午後 時分															
		八、二十四	八、二十五	八、二十六	八、二十七	八、二十八	八、二十九	八、三十	八、三十一	八、三十二	八、三十三						
四—五〇	一—〇〇	五—三〇	六—三〇	七—〇〇	七—四〇	六—三〇	六—〇〇	五—三〇	五—〇〇	四—三〇	四—〇〇	三—三〇	三—〇〇	二—三〇	二—〇〇	一—三〇	一—〇〇
四—五〇	一—〇〇	五—三〇	六—三〇	七—〇〇	七—四〇	六—三〇	六—〇〇	五—三〇	五—〇〇	四—三〇	四—〇〇	三—三〇	三—〇〇	二—三〇	二—〇〇	一—三〇	一—〇〇

航海別受刑者の作業延長時間と人工賃調

延人員	合計	第一航海			第二航海			第三航海		
		延長時間	延人工	賃金	延長時間	延人工	賃金	延長時間	延人工	賃金
一六二人	二、五三・五	九二・時	九〇人	二、二五〇	九二・時	八四〇人	二、一〇〇	一〇二・時	九三人	二、三三五
一八九人	二、五三・五	一七九・五	一六〇・七	三、二四〇	一五九・〇	一四四・六	二、八九三〇	一八七・五	一七〇・七	三、四一四〇
		六九・五	六三・三	九、四九五	七九〇・〇	七二八	一〇、七七〇	八〇〇・〇	七四七・五	一、一七五
		二、三三六	四、三八八五	二、四七三・〇	二、三四・八	四、二九〇	二、八〇〇・〇	二、五四・五	四、七六四〇	
		一六二人	一八九人	一二六人						

備考
當支所八月中收容受刑者動作時間ハ就業晝間午前六時四十分。罷業午後六時五十分トス。
前表ノ一日合計時間ヨリ晝食時間ノ壹時間ヲ差引タルモノヨリ就業時間ノ拾壹時間ヲ越エタルモノヲ延長時間トス。

四、本年度に表れた鯉漁撈作業の實績
 漁撈作業に要したる日数は八月十一日より同三十一日に至る僅か二十一日間に於て航海日數二十日間、漁撈日數九日間漁獲場所九ヶ所、總漁獲尾壹萬七千壹百九十尾の參萬七千貳百六十八尾にして收入調定額四千拾六圓五拾八錢に達せり。
 鯉漁撈作業中の航海別支出費調

品名	航海別		合計
	第一航海	第二航海	
餌料	六五	六四	一二九〇〇〇
氷	一八七六五	七八七、五〇	一、五九三〇
重油	七、七四〇	七、七四〇	一、七四四〇〇
輕油	一	一	一、四〇〇
内部用	五	五	三、〇〇〇
外部用	五	二	九〇〇〇
石油	三	三	五、六一〇
揮發油	一三	二	二、七二〇
白絞油	一	一	八、二〇〇
合計	一、五二〇	一、三三三〇	二、八五三〇〇

而して之に要したる費用として一航海平均七百參拾參圓餘、支出額合計貳千壹百九拾七圓を消費し、差引額壹千八百拾九圓五拾八錢の利益金を出したり。
 作業施行中は漁船漁具等に就き何等の支障を認めざりしも只大魚群に遭遇した場合活魚艙の狹隘なるため蓄積の活餌

少なきにより折角の漁獲機會を餌料缺乏のため作業中止のやむなき事態に到りたるを遺憾とせり。之れ必然船體の小型なる爲めにして大型漁船の必要を痛切に感ず。鯉漁撈作業收支状態を示せば次の如し。

舟車	馬類	器具	機器	通信	運搬	合計
ウエス、パ ツキン其他		漁具附屬品 其他	無線電 信及 電報料 其他			八〇、〇〇〇
四、三六〇		七、六一〇	六、四八〇			一、〇七三〇
三、六三〇		四、九三〇	一〇、七三〇			一、九三三〇
二、〇五〇		四、三〇〇	五、八三〇			一、二六八〇
九、九四〇		一、六八七〇	二、三〇八〇			一、三九一〇
合計						二、九七三〇

鯉漁撈作業中の航海別收入調定額調

次	第一航海	第二航海	第三航海	合計又平均
收入調定額	一、五二〇	一、三三三〇	一、三三三〇	四、〇一六五八
回収歩合	一八七	一九六	一六四	一八二

五、鯉漁撈作業に於ける經濟的成果

漁場は少年報國丸竣工の關係上短期間小區域に終了したるを以つて魚群の移動甚大ならず従つて銚子沖壹〇〇哩より壹五〇哩位の金華山沖に至る海區として漁撈作業を行なひたる爲め、之れを以つて毎年の例とは致難きも漁獲成績は普通以上を収めたり。本年度は魚價安にも拘らず例年に無き好漁に恵まれたる爲め、漁場の比較的近距离と相待つて良成果を示

せるは前述の様なるもなほ漁獲表左記の如し。

漁獲表

航海次	種類	尾數	疋數	單價	金額
1	かつを	四、〇〇〇	九、九九八	〇・一五	一、五二〇
2	かつを	五、六〇〇	一三、六八五	〇・一〇	一、三六八
3	かつを	七、五九〇	一三、五八五	〇・〇九	一、一三三
合計		一七、一九〇	三六、二六八		四、〇一六五八
平均		五、七三〇	一三、〇八九	〇・一五	一、三三六

前二表により漁撈作業經營状態を見るに支出所要額は一航海八〇八圓より六八五圓にして平均七三二圓餘を要し、内燃料費最も多く氷餌料費之に次ぐ、器具機械の支出比較的多きは昨年快天丸沈没の際全部亡失したる爲め之が新たに購入せるに依る。

収入状態は壹、五壹壹圓餘より壹、壹貳貳圓餘にして計四、〇一六圓五八錢を測定し平均一航海壹、參參八圓餘を示す。而して回收率は一九割六歩より一六割四歩にして平均一八割貳歩強の成績を収めたり。

六 結び

本年度の鰹漁撈作業は少年報國丸建造の關係上操業は僅かに三回二旬の短期且つ部分的海區の作業にして其の眞價を斷じ難きも、作業成績の結果を綜合考察するに少年報國丸は木造中型漁船中漁獲尾數としては良好なる成果を擧げ、魚價平年に比し二割方の安値なりとは雖ども、季節的一般八月は統計上安値を普通と

す。以つて本作業は全體的に見て其の成果普通以上と言ふべし。少年收容者の健康状態極めて好成绩にして遠海漁撈作業中に於ける保健の不安を除去せられたるものゝ如し。

されど出港時に際しては乗組收容者の健康状態に就き精密なる身體検査の施行を忘れざることは勿論にして、今後共長期に互る航海に就ては之が研究を要すべき事項と思料す。

作業工場であり居房である少年報國丸の船體に於ては運航に關する限りは不備の點を認めざるも、作業上大魚群に遭遇し豐漁をなしたる場合魚槍狹隙の因により充分なる漁獲を出來得ず、食指歸港の己むなきを痛感せり。されど少年報國丸は木造漁船なる爲め船體の即時擴張工事は不可能なるも今後の新造船建造に當りては鋼鐵船となし船體の配置と區劃に重點を置くべきものにして、更に經營上より見るに少年報國丸は鰹全漁期を通じて航海從漁したりとせば即ち四月より八月

迄の五ヶ月間にして本年の實績により之を算出せんとするは至難なるも假令之が十五航海にして豫測せんか、少なくとも壹萬五千圓程度の漁獲を擧げ得らるゝ事になるものなり。因に本年の社會漁船の漁獲最高記録は一隻(鋼鐵船二百五十噸級)七萬三千圓にして鋼鐵船百五十噸級一隻平均三萬三千貳百圓、鋼鐵船百噸級平均壹萬四千六百圓。自八十噸至五十噸級木造漁船一隻平均八千五百圓の成績なり(神奈川県水産試験場統計による)

右統計より見るも本年の少年報國丸鰹漁獲成績は中型木造漁船中の上位の部に入る。而してこの好成绩を収めたるは今夏の漁場接近と暖流の旺盛による魚群來游の自然的現象に因あるは勿論なるも、昨年暮快天丸の沈没悲運による精神的發奮の結果、職員、收容者が一丸となつて作業に邁進せし賜と信す。

The Evolution of Punishment
A. Warren Stearns

刑罰の進化

エー・ウワールン・スターンズ

スターンズ氏はボストンのタフツ・カレッヂの醫學部長で神經學の教授であり、嘗つてはエルマイラ・リホーメートリーのシュウベリンテンデント(長)たりしこともあつた。この論文はボストンの精神病學及び神經學學會(Boston Society of Psychiatry and Neurology)の會合席上朗讀せられたるものである。

刑罰の起原に溯つて、其因つて來る所を知らんとする

のは殆んど不可能である。が、しかし、極めて原始的な社會に於ける人類歴史の黎明期にあつて、已に立派に發

達した一つの社會的制度となつてゐたものゝようである。其起原に關して古來已に多くの考察が施されたが、

しかし、大體に於てむしろ、狭い定義で、特殊の概念を正當なるものなりとする傾向があつたのである。次に掲ぐる定義の如きは其一例である。即ち、「刑罰なるものは、

團體としての社會のたゞに、且つ社會の裁量によつて、團體の一員たる不法行為者に加へられたる害悪である」といふものである。これは恰も性慾なる觀念を婚姻生活に於けるその表現に限るものと似てゐるのであつて、この定義は、敵の捕虜と動物に加へる刑罰を除外せんとするものである。刑罰は私人の報復の念より自然に生じたるものであるといふ説は、從來殆ど壓倒的な權威を以て支持されてゐるものである。マツクデユガルは、「憤怒と積極的な自己肯定の感情の二元的合成物である」(“the binary compound of anger and positive self-feeling”)と定義してゐる。

先づ、刑罰の起原に關して極めて單純な淵源とも見るべきものについて考へてみよう。今假りに、私が過つて自分の犬を踏んだとしたら、平素は極めてよくなつてゐてさへ、犬はわたしに噛みつくかもしれないのである。これは、自分の思ふ所では、本能的行為であつて、殆んど其性質に於て反射作用といつて然るべきものである。それは、たしかに自己防衛の本能から出る機械的作用で、同時に、一種の刑罰に似たものである。蜂もまた同じく、外から來る闖入者は何物たるを問はず猛烈に攻め立てるのであつて、亡ぼし盡さずんば已まないことすら

は、個人が己れの権力の下に在るものに加ふるそれに恐らく近似するものであり、而して、社會の課する刑罰は、恐らく集團生活のために定められてゐる行為の範型に従つて行動しない個人に對する困惑と憤怒の外に現はれたものであらうと思はれる。この點に於て積極的自我意識が割り込んでくるのであつて、之に伴つて、恐怖、殘虐、報復といふような心理上の變化が相次いで起つてくるのである。而して、總て此等のものが相合して、社會にも個人にも共通な刑を嗜むといふ一種の心理的傾向 (Punishment propensity) を作り上げることになるのである。

然り而して、人間が自分にとつてなくてならないもの、即ち必然性を有つた生活上の要求を慣例に據らしめようとし、且つは、これを儀式的なものに祭り上げようとするのは人類の通有性である。是に於てか、人間の心理の一つの傾向となつた刑罰に對する要求は一つの社會的慣習となり、同時に因襲化せられて、且つ、刑罰の制定には或る種の儀式が創始せらるゝに至るのである。かうなると、この儀式に伴つて刑を司る一階級が形成せらるゝに至るのであつて、實にこの階級の刑罰に對する執拗な要求がその制定を見るに至つた一因子となつたといつて

ある。これは刑罰に近いもので、たしかに社會防衛である。しかし、それが報復であるかどうかは言明するに困難である。人間が動物を飼養する場合には、いつでも、因襲的な行為の型に是非とも從順ならしめようとして假借する所がないのが常で、少しでも命令した行動に違つたことをすれば、ぢれて腹を立て、しまひにはその腹癒せに野蠻な報復手段を取ることになるのである。兒女を取締る場合でも、命令した行為の作法を守らなければ、我々はすぐといら／＼して、屢々罰を加へる目的で手荒な事をするのである。是に於て、罰を加へるといふ名目で、兩親其他の人々の恣にする殘虐性から兒女を防護するために、法律を制定して社會を統制する必要が生じてくる位である。

かくして、何等かの意味で監視督制を受けてゐるものに對して監督するもの、側から示す焦燥又は憤怒の反應といふことが刑罰の起原を尋ぬる場合に、先づ第一に重要視されなければならなくなるのである。個人に於て見出さるゝ行為の動機にして社會的心理の中に見出されなものはないのである。で、情緒の表現が感染性を有つてゐるために、個人の感情は社會を逼して迅速に傳導されるのである。かくして、社會の力で個人に加ふる統制

も可いのである。人間に存する必然的要求の生物學上の根據の何であらうとも、人間といふものは、殆んど普遍的に、たとへ時代と文化とに従つて行為の態様は異るとしても、必然的な要求をみたす其行為を或る福利的な即ち愛他的な動機に歸したがるものである。而して、人間の他の多くの傾向に於ける如く、其處には皮相的な目的もあれば、また同時に深刻な目的も存するのである。例せば、食物を攝取する生物學上の目的は生命を維持するにあるのであるが、しかも食事の理由は食慾を満たすに在る。これと同様に、男女兩性の存する生物學上の目的は種族の保存に存するのであるが、其の性の直接の反應は肉慾を満足させるに在る。斯くの如くにして、刑罰なるものは、その個人によりて加へられると社會によつて科せられるとを問はず、根本的には個人又は社會の防衛のために存するものであると思はれるが、しかし、其直接の動機は、多少確かさの度合については危ぶまれるが、困惑憤怒の反作用と見られるのである。

(二)

この事については、原始民族の慣習の研究は啓發する所が多いのである。概して野蠻民族の生活は文化民族の

それよりも廣汎な範圍に互つて習慣によつて支配されてゐると思はれるのである。或は、野蠻人の生活は自由で檢束のないものと考へるものがあるかもしれないが、しかし、更らに一層深く入つて彼等の社會生活に親しむと、如何に彼等の生活が殆んど凡ての事項について全然習慣によつて拘束されてゐるかを明かにすることができるのである。野蠻民の社會では個人間の争議については大して注意を拂はないのである。彼等は自分達で私闘の始末をつけるか、又は、和解で局を結ぶのである。しかし、種族の安寧をおびやかすと想像される妨害行爲となると、彼等の態度は全く一變するのである。野蠻民族の間は今日の所謂犯罪と看做さるゝ此種の行爲は次のようなものである。(一)叛逆、(二)魔法妖術、(三)神物褻瀆、(四)近親相姦其他の性的犯罪、(五)毒殺及び之に類する犯罪、(六)狩獵に關する制規の違犯等は是れである。此等の犯罪は即決式で或は死或は追放を以て刑されるのである。未開の野蠻人は日常の出來事にも善靈惡靈の力の働いてゐるものと認めるのであつて、而して、善の働きを讚美して惡の働きを鎮め和げようと努めるのである。此等の原始時代の刑罰は總て或る種の宗教的な制裁の伴つてゐるものである。かくして、刑罰の根本的の目的は生物學的で、

即ち自己保存の本能に出づるのであつて、即ち、社會の防衛を目的とするもので、直接の動機となるものは憤怒又は困惑であり、指摘せられてゐる目的は善を爲すことで、即ち宗教的なものなのである。順序として、次に、所謂古代文明と稱せらるゝ歴史の黎明期に於ける人文發達の跡に一瞥を與へてみよう。エジプト、バビロニア、ヘブライ、マホメット教國、印度、及び支那の刑法に關しては斷片的な材料が存してゐるのみであるが、一見其近似の甚しきに驚くのである。檢討の材料としてはモーゼの律法(Mosaic Law)を以て最も好適のものとするのであらうが、茲處に、吾人は最も原始的な野蠻な習慣と漸く發達しかけた社會組織との相混交して存するのを見るのである。蒙昧な迷信は猶ほ依然として立派に役割を持つてはゐるが、慈愛を念とする宗教的な成分は更らに擴大し、滌罪(Purification)の精神も一層顯然たるものがあり、個人間の争闘は猶ほ未だ個人間の事項として止まつてゐるが、族讎を報いるの義務は形式的にすぎないものとなつてきたのである。なほ茲處で、注意してをきたいのは、最初に社會が個人間の争闘に干渉しだしたのは、個人を罰する目的にはあらずして、苦しめられたるものゝ側からの過度の又は不

正の報復より相手方を防衛せんとのためだつたことである。更らに、また、茲處に、犯罪と刑罰とを均等ならしめんとする最初の試みを見出すのである。即ち、舊約聖書の申命記(Deuteronomy)——モーゼの第五書第十九章)に、彼の有名な「目は目を、齒には齒を報ふよ」

(“And thine eye shall not pity, but life shall go for life, eye for eye, tooth for tooth, hand for hand, foot for foot.”)なるモーゼの語を見出すのである。同書の第二十二章は當時の刑法を掲げたるもので、且つ、其執行について規定してゐるのである。次に所謂古典時代へ移る。この古典時代に屬するギリシヤ、ローマで民法が非常な發達を遂げてゐるのに、刑法が依然として原始的なものに止まつてゐたことは、むしろ不思議に思へるのである。彼の有名なローマの十二銅標(Twelve Tables (451—449 B. C.))は原始民族の慣習と選ぶ所極めて少ないのである。家長(Paterfamilias)は家族のメムバー及び奴隸の上に刑罰権を振つてゐたのである。拷問もあつたが、これは奴隸だけに加へることができたのである。此時代の刑法は猶ほ神物褻瀆に關するものが多いのである。死刑が普通の刑罰で、

縊殺、磔殺、斷首、タルピア岩(ローマのキャピトリン丘にある斷崖)よりの抛擲、野獸への投與等であるが、其他にもどんな方法でも刑を司るものゝ創意のまゝに任せられてゐたのである。個人間の争闘は猶ほ大部分は私闘の事項に屬し又は和解によつて決定せられたのである。正義公平といふことは一つの抽象的な制裁として現はれて來て、其の制裁の實行が社會的活動を惹き起す動機だとせらるゝよになつたのである。

耶蘇紀元前六百二十一年に、ギリシヤのアゼンスの執政官ドラコーの刑法法典は告發されたものを處罰し又は放免するの權限を近親の手から奪つて之を國家に移したのである。王は裁判官であつた。前五百九十四年に、ソロン(アゼンスの大立法家)は刑法を改正し、罰金の制度を定め、且つ、負債を消却する能はざるものを奴隸となすの規定を設けたのである。

更らに次いで、刑罰史上の目覺しい發達を看たのは、歐洲中世の封建制度の下であつて、彼の暗黒時代を経て徐々に進化してきたものである。多くの點に於て著しく退歩した跡のないではないが、或る範圍では進歩の経路をたどつたものといつて可いのである。原始的な慣習は猶ほ殘存してはゐるが、しかし、刑を司つてゐる階級は

確然と組織され、他の階級とはなれて別個の存在を樹立するに至つた。宗教も已に一つの制度として組織化されて、人間の行爲を整調するに於て優勢な地歩を占むるに至つたのである。もつとも大部分の刑罰は俗界の官権の手で加へられてゐたもので、刑罰の防遏上の効力といふことが公に認められてゐる動機となつてゐたのである。これは社會的保健の道を講ずる端緒で、刑罰に防止的効果ありとする政策の下に、犯罪者は一個のみせしめとなるもので、法を犯かすものを罰するのは猶ほ爲政者の一つの義務ではあつたが、しかし、これが動機は犯罪の豫防に在りとせられてゐたのである。個人間の争闘については、猶ほ私闘によつてこれを決することはできたが、已に組織立てられた社會は之に對して手數料を徴したものである。玆處でも、また、私人の争闘に干渉するの主な理由の一つが過酷の報復より咎めらるゝものを防衛するに在りたることは注意すべきである。而して、若し、刑罰の目的にして犯人以外の他の社會の人々を恐怖せしめ、由て以て一般社會の行爲をして法規に準據せしめんとするに在るならば、刑罰にして愈々嚴なれば其効果の愈々大なるものあるべしと信するに至るは、火を賭るよりも明かである。従つて、かくして、古來人を傷け苦し

むるの新奇なる方法を案出するがためには、人間は其發明の才を驅使するに於て至らざる所なかつたのである。刑罰の伴ふ恐怖戰慄の數々を玆處に縷説する必要があるまいが、歐洲大陸では、一般に、拷問といふものは特に刑罰の目的のために發達したのではないのであつて、刑戮を加ふる前にはぜひ自供が必要であり、苦しめれば實を吐くと思はれてゐたので、従つて自供を得るために拷問にかけたのである。この時代の細々しい刑法々規や其執行方法については、深く立入つて記述するの煩を避けたい。

十八世紀に入つてから、歐洲の社會を通じて、一般人心の動搖を來たし、其の動搖より生ずる運動の如何なるものなるにもせよ、其運動の中心には専制政治と社會組織の非人道主義に對する反抗的精神の鬱勃たるものがあったのであつて、この精神は、事新しく言ふまでもなく、終にフランス大革命となつて爆發したのである。已に、大革命前、一七六二年に、イタリアの貴族ベツカリア [Beccaria-Bonesana, Cesare de (1735—1794)] は彼の有名なる「犯罪と刑罰」(Dei Delitti e delle Pene) — “On Crimes and Punishments”) なる一書を公にしたのである。しかし、二十五年間とい

ふものは彼は自分の著者たることを認めなかつたのである。これは、察する所、この書が當時の人心を感奮興起せしむることの甚しかつたためか、又は、ベツカリヤ自身單に時代の動搖の代辯者たるに過ぎないと信じてゐたためか、この二つの内いづれか一つの理由によつたことであらう。ベツカリヤは特に當時行はれた拷問と刑罰の不公平とを攻撃して痛苦の叫びを揚げたのであつた。フランスのヴォルテール [Voltaire, Francois Marie Aronnet de (1694—1778)] (ルソー、デイドローと相並んで十八世紀に於けるフランスの革命的思想家) は強く此書に惹きつけられて、自ら序引を草してフランス語に翻譯したのである。かくして、ベツカリヤの此書は刑罰史上一つの大きなエポックを劃したもので、爾來刑罰の苛酷に過ぐるを矯正し、個性を尊重し、個人の福利を増進するの確乎たる運動が始まつたのである。

大陸と時を同じうして、海峡をへだて、イングラントに於ても、一七七三年に、デオーン・ハワード (John Howard (1726—1790)) が「バンドホード・カウンティのシエリフ(執行官)の任に就きし時、彼の生涯の事業たる行刑改良の運動が始まつたと言はれ得るのである。彼はシエリフとして漫然法廷に坐するに甘んぜず、親しくべ

ツドホードの牢獄 (Gaol) を読みしたのである。初めてジェールの實情に接した彼は、この時代のプリズンに共通な慨嘆すべき諸缺陷を見出したのであるが、殊に彼に大きな衝撃を與へたのは、俸給のないジェエラー(牢役人)が受刑者から收むる手數料 (Fee) によりて生計を立てゝゐたこと、及び、ジェールの不健康なるコンディンヨンとであつた。これが動機となつて、プリズン・リホームの志を立て、先づ事實の蒐集を急なりとし、英本國は勿論、大陸に渡りて、各地に主要なるプリズンを視察し、一七七五年より一七八三年の最後のものまでに幾次の大陸旅行を試み、其行程實に四萬哩に及んだのである。其の結果は、一七七年に、彼の大著「イングラント及びウェールズに於ける監獄事情附外國監獄に關する二三の報告」(The State of the Prisons in England and Wales, with Preliminary Observations, and an Account of some Foreign Prisons) となつて現はれたのである。更らに進んで、彼は獨力にして監獄改良に關する多くの法案を議會に成立せしめたが、統制ある作業と教誨とを伴へる獨居拘禁によりて犯人を改悛せしむるの目的を有するベニテンシアリー・ハウス(懲治場)を建設する法案も其一つで、この案の通過後、彼は議會のた

めに二ヶの模範的のベニテンシアリー・ハウスを設計し、最切の典獄となつたのである。彼は固より猶ほ刑罰を以て必要にして且つ正當なるものと認めてはゐたのであるが、犯人の陶冶を刑罰とは別なものとして認むる主義を初めて宣明した偉大なりホーマーであつたのである。

(三)

茲處で、一と先づ、ヨーロッパに於ける刑罰發達の研究を打切つて、我々に一層親しい合衆國、それも特にマサチュセツツ州に於ける刑罰史の跡を尋ねてみたいと思ふ。先づ一六二〇年に敢然英國教會(Anglican Church)から分離してアメリカへ渡つて現在のマサチュセツツのブリマウスで植民地を開いた彼のピルグリム・ファーザーズ(Pilgrim Fathers—プロテスタント派)が宗旨に反抗したに拘らず在來の舊い法律を携へて來たのは、面白いことで注意してをいて可いのである。ニュー・イングランド(新英州)(メーン、ニュー・ハンプシャー、バーモント、マサチュセツツ、コンネティカット及びロード・アイランド六州の總稱)が結成せられて、州の自治權の宣言と共に、諸法律の公布せらるゝに當りて、刑罰

法令も制定せられたのであるが、中で主要なる法規は直接に前記のモーゼのデユテロノミー(申命記)の法典から取り入れられたもので、猶ほ手續について疑義の起つた場合にはこのデユテロノミーを指針として決せらるべきことの定めがあるのである。斯くの如くにして、デユテロノミーのできてから二千五百年以上も經つてゐるのに、其間別に大した變化もなかつたのであつて、變化があつたと見るべきは僅かに宗教上並に法律上の制裁についてであつた。勿論、微罪に對しては輕微な刑罰の夥しいものがあつたが、しかし、重大な犯罪は、マサチュセツツの法律に従へば、猶ほ悉く死刑を以て罰せらるゝことになつてゐたのである。

しかし、次いで、アメリカ革命(獨立)の頃に及んで大變化が起つたのである。それは、一七七二年に、クエーカー徒(フレンド教會(教友會派)——死刑反對)の傳統的な慈悲の教義やデオーン・ワードの著述によつて鼓舞せられて、監獄の苦患を緩和する目的を以て一個のソサイエティー(協會) ("Society for the Alleviation of the Miseries of Public Prisons") がペンシルバニア州はフィラデルフィアで市民の間に組織せられたこと

である。越えて、一七八六年には、當時に稱せられた「ヨーロッパの血なま臭い法律」(Canguinary Law of Europe)はマサチュセツツ州で廢棄せられ、死刑は一二の犯罪に限られ、且つ、體刑に代ふるに禁錮を以てして、ワードの唱へたベニテンシアリー・ハウス(懲治場)が創設せらるゝに至つたのである。キヤツスル・アイランドの古い要塞はステート・プリズン(州立刑務所)と名づけられて、さもなければ死刑に處せられるかもしれないかつた犯人を其處へ送つたのである。

デオーン・ワードは自分のデザインした通りのベニテンシアリー・ハウスをイングランドに建てることに成功しなかつたが、これと等しいものが一七九九年に初めてニュー・ヨーク市に建てられたのである。次いで、マサチュセツツのステート・プリズンの開かれたのが一八〇五年であつた。此時よりもプリズン・リホームの理想の強調されたことは未だ嘗つてなかつたのである。もつとも、實際には、この施設は刑罰を執行するための要塞であつて、初期のプリズン・ルール(規則)には、最も粗惡なる糧食のみの給せらるべく、最も粗惡なる被服のみの着用せしめらるべきことが書かれてゐるのである。

しかし、其精神は極めてヒュメーンなもので、獨居拘禁によりて犯人の内省悔悟を促し、更らに之に加ふるにチャブレーション(プリズン附屬の禮拜堂チャペルの牧師)の教誨によりて彼等の頑硬な心情を和げ、由て以て彼等をして惡を去て善に遷らしむべしとの大きな期待がかけられてゐたのであつたが、可悲、この希望は満たされなかつたのである。釋放されたものは毫も陶冶されてはゐなかつたのである。しかしながら、爾來プリズンに於ける拘禁は全く確立した慣例となり、體刑に代つたのである。自分は、今茲處に、恰も此頃マサチュセツツに擡頭してきたヒュウマニタリアニズム(博愛主義——人情論)と稱せらるゝもの、幾多の實例を數へ擧げてゐる邊はないので、只だ、次の五十年間に遺棄兒童、老衰者、並びに盲者等のために相次いで施設の創設せられた事實に注意を促すに止めて置く。

さて、茲處で、わがマサチュセツツに於て、形式的な教育を以て一初の社會惡の救済策視した時期がやつてきたのである。一八二一年に、ボストン市長デオシア・キンシーは勸業院(House of Industry)を建てたが、一八二八年には、一八二四年にニュー・ヨークに創設せら

れたものに倣つて、ボストンにも養育院 (House of Refuge) が開設せられたのである。茲處へ、浮浪少年及び犯罪少年が送られて、読み、書き、算術 ("the R's" - Reading, Writing, Arithmetic) で教育し、且つ、有用なる職業が仕込まれるのであつて、文化社會の歴史に全く始めての新しい教育的處遇が施されたわけである。

一八三九年に、英國の海軍士官であつたアレキサンダー・マコノキーがオーストリアの英國の流刑場の監督に任命されたが、彼はこのまぎれもない地上の煉獄ともいふべきボタニー灣のコロニーを、ともかくにも安定した一つの社會に變化せしめたのである。かゝる成功を収め得たのは、彼の考案によるマーク・システム (點取り制度) によるもので、これは、行狀の良好な受刑者にはマークが與へられ、受刑者はかくして獲得した一定のマークの數によりて自分の自由を買ひ取る仕組で、自己を救ふの道は自己の力に俟つの外はないといふ精神に基くのである。マコノキーはその抱いてゐた漠然とした「抽象的な觀念」のために却て其職を逐はれてしまつたが、このプランはサー・ウオルター・クロフトンの心をひきつけて、彼はこれに従つてアイルランドのダブリンに所謂

「アイリツシュ・システム」なるリホームトリーを創設したのである。かくして、犯罪に對する萬能藥としてのリホームトリー (改善矯正) の時代が始まつたのである。

マサチュセツツのフランク・サンボーンがこのダブリン・プリズンを視察して、リホームトリーを建てる目的でイー・シー・ワインズと共にアメリカへ歸つたのは丁度此頃で、其結果が犯人をリホームする正式のプランを有つたエルマイラ・リホームトリーとなつたのである。次いで、一八八四年には、コンコードにマサチュセツツ・リホームトリーができたのである。これについて詳細に入る違がないから、只だこのコンコードのリホームトリーには前述のマーク・システムを初め、不定期刑、假釋放並びに受刑者の分類等の諸制度が採用されるたことを注意してをくに止める。

イタリアで、精神病學者ロムプロゾーが犯人の個別的

る。我々は今日になつてはロムプロゾーのクリミノロジを笑つて安手に取扱つてゐるが、しかし、始めて犯人なるものが個性のある人間として研究された點で、それは極めて重要なものと言へるのである。

精神に疾患のある人間の研究と理解とについて非常な進歩があつたのに連れて、若し犯人に同様な研究が施されることのできたらば犯罪と犯罪人との問題の解決の鍵を見出すことができるかもしれないといふ信念が生じて來たのである。精神病の療法は結果が稍々思はしくないものであつたが、この關係で、犯人の研究に於ては詳細な本人のこれまでの履歴を知る必要があるといふことが明かになつたのであつて、これからして犯人の診斷並びに之に次ぐ處遇に應用せられてゐるケース・ヒストリー

(本人の履歴) の現在の方法が生れたのである。かくして遂に科學的方法が犯罪といふ年來の問題に手を伸ばすに至つたのである。今や、國を通じて、多くの學徒は慎重な態度で、専門醫家によつて花々しく行はれた當該患者の心身の研究とは異つてはゐるが、しかも類似した犯人のケース・ヒストリーの研究のシステムを築き上げつゝあるのである。

(四) 以上、自分は、刑罰に關して、蠻民の迷信的な行爲から進んで蒙を啓く文化人の合理的な研究並びに計畫に至るまで、時序を追うて漸次進化の跡をたづねて來たが、刑罰の法式は時代を通じて同一であつたことを知り得たのである。根本的には、いづれの時代の刑罰も其目的は社會防衛に存してゐたもので、端的に刺激となつて刑罰を促したものは、犯罪に對する憤怒と困惑とであつたのである。たゞそれ／＼の時代の刑罰の間に存する差異は、吾人の取て以て然りとする行動の理由に存してゐたのである。

終りに、將來の刑罰について一言したいと思ふ。言ふまでもなく、犯人を病人と看做すことは愚の極であるが、犯罪に對して醫學上の方法を應用するのは正しいように考へられるのである。元來、社會的批難並びに社會的拘束なるものは常に其だけで已に不愉快なもので従つて一種の懲罰とも看るべきものであるから、特に別に刑罰なるもの、本領を考ふる必要はないのである。醫學に

於ては、或る場合に、由て以て疾病の豫防さるべき衛生法の工夫せられたと同じく、犯罪の由て以て豫防され得る社會的並びに經濟上の衛生の法則が発見せられ得るといふ希望が抱かれて差支ないのである。例へば、飲料水並びに食物の取締りによつて、テイフスは實際に除去されたのである。更らに、また、デイフテリアの場合に於ける如く、病菌保持者の特別のタイプに向つては特別の療法が案出され得るのである。一代前の精神病研究所が醫師に材料知識を供給して治療に便したと同じく、プリズンに於ける各犯人のケースの研究は、終には、裁判所をして由て以て犯罪審理の職務を改善することを得せしむべき方法手續の發達を來すこととならうと思ふのである。

しかしながら、刑罰といふものは一つの社會の制度を通じて實現遂行せらるゝ人間の根本的な性癖であつて、而して、何に限らず改善といふことの試みは其だけで已に世俗の認めて以て正しいとなす所のものに對する攻撃で、従つてきびしい抵抗に遭遇するものなることを覺悟しなければならぬことは記憶してゐなければならぬ。

のである。で、行刑の改良に従事するものは何人も常に斷えず因襲を擁護し之に違ふものを異端視する社會一般の感情と衝突することを避け得られないのである。現在の吾人の主張する方法は試験的のものであることは言ふを俟たざる所であるが、それにも拘らず、刑罰改良なる一個の事業は、先驅者の精神を持つてゐる青年者流にとつては一個の快心事であつて、彼等の學識と創意とを試むるためには、これほど大きな好機會はないのである。而して、新しいクリミノロジーなる一個の學科を熱心に唱道しつゝあるそれ等の先驅者達の主張を勇敢に擁護するより、我等にとつて大きな義務はないのである。(了)

Journal of Criminal Law and Criminology, July-August, 1936.

新刊紹介

□アンドレ・ゲゼール著「タルドと犯罪學」(André Geiser, Tarde et la Criminalité, 1935)

「思想豊富なること、其の應用範圍の廣汎なること」に依り、其の興味が遙かに他を凌駕する研究ありとするならば、それこそは、タルドが犯罪者並びに犯罪に對して行つた所のものである」と冒頭に述べてから著者は筆を起して居る。タルド逝いて三十年、其の「刑事哲學 La Philosophie Penale」出版せられて四十五年、二十世紀が犯罪問題に對し改めて再検討を強ひられて居る今日に於て、著者は、十九世紀の犯罪問題を最も有力に解剖した一人であるタルドの犯罪學說を回顧しつゝ、之を、其の後の理論と實證とに照して再認識せんとして居るのである。確かにタルドは、其の研究に於て、「純心理學的方面では犯罪者を通じては犯罪が最重要なる社會事實として現はれ」て居ることを認識せしめ、ロンブローゾ一派に對する重要な批判を示したのであつたが、一面に於て人の善性を信じ、文明の

進化と誠實なる勞働とに依り犯罪鬭争解決の可能性を疑はなかつた點に於ては「樂觀論者」であつたと言へなければならぬ。従つて彼の此の一種の樂觀論が其の死後三十年に於て如何なる實證の批判を受けたかを見るのは興味あることである。第一章は犯罪者に第二章は犯罪に第三章は其の對策に關してタルドを批判し最後に其の樂觀論に同情ある態度を示し乍ら將來の刑事政策を説いて筆を擱いて居る。(パリ發行。一九七頁。二〇フラン) (中尾)

□ルネ・ルエール著「フランス及びベルギーに於ける犯罪少年保護に關する民間の役割」(René Lœaie, La rôle de l'initiative privée dans la protection de l'enfance délinquante en France et en Belgique, 1936)

フランスとベルギーとの二國は年を同じうして一九二二年から犯罪少年に對する特別法を施行し、教化的保護的處置に重點を置くことゝ成つて居るが、其の保護的處置の實施に於ては大いに民間の協力を必要とするものがあることが國の少年法に於けると同様である。本書はフランス法制

の研究を主とし乍ら、同時に、フランスのそれに對し常に「有益なる模範」を爲して居る隣國ベルギーの制度を比較研究したるものである。第一章に於てはフランスの法制で一九一二年前並びに其の後に於ける制度の變遷を敘し第二章はベルギー、第三章に於てフランスの制度を批判して居るが特に保護少年に對する醫學的教育學的處置がベルギーに比較して餘りにもフランスが貧弱なるを慨歎し其他各方面に於てベルギーの制度が「大地に足をつけて居る」ことを羨み、改良案を述べて居る。保護制度に關する良參考書たるを失はないであらう。(パリイ發行。五〇二頁。四〇フラン) (中尾)

□エドモンド・メツゲル著「獨逸刑法綱要」(Edmund Mezger, Deutsches Strafrecht. Ein Leitfaden, 1936)

あたらしい刑法理論乃至刑事政策の樹立をあせつてゐるナチス・ドイツはいま何を考へてゐるか。嘗つて『刑事政策 Kriminalpolitik auf Kriminologische Grundlage, 1934』を著述したメツゲルが今新たにナチス刑法理論の體系化を企てた。「綱要」の名の示す通りの僅か九十四頁の小冊子であるから説くところは極めて簡略であるが、しかし、最近の部分的改正を含む現行法については固より、更に、ドイツ刑法の過去についても、また、つくらるべき將來の刑法

についても言及し、論議の足らざるを補ふに隨所に新舊の詳細なる參考書目を以てしてゐる。『第三帝國の刑法はナチス刑法である(P.38)』。全巻を通じてそこに支配的なるものはいふまでもなくナチスとゲルマン民族とである。ナチス刑法理論の輪廓を簡單に知らうとするものに本書は最も新しい手頃な著書である。(なほ、著者はさきに別に浩瀚なる『刑法教科書 Strafrecht. Ein Lehrbuch, 1933』を著してゐる)。

内容は三部よりなる。第一部「ドイツ刑法の起源 (P.1-30)」は、(一)國刑法典の誕生に至るまでのドイツ刑法史(二)一八七一年の國刑法典と一九三二年末までのその補遺、(三)一九三三年乃至一九三五年のドイツ刑法の發展、(四)ドイツ刑法の全部的改正、(五)將來の刑法の基礎觀念の各章に分かれる。曰く、『ナチスの解釋に従へば法とは民族の中に生きつゝる法律的・道德的秩序である。法と道德とは歸一する(P.15)』。行爲の可罰性は(A)直接に刑法典に(B)健全なる民族感情に基くとし、刑罰は贖罪 Sühne であるといふ。意思刑法論 Willensstrafrecht を説き、また、將來の刑法は行爲刑法であるべきか行爲者刑法であるべきかといふことについても穿鑿して『行爲と行爲者とは分ち難き一元である

(P.30)』とする。

第二部は「刑法總論(P.31-63)」。その第一章「刑法」に於ては主として罪刑法定主義と刑罰不溯及の原則の廢止を論じ、その第二章「罪」に於ては共犯、違法、責任について説き、その第三章を「刑法と保安處分」と題する。『刑法は多種多様の問題を負はされてゐる。民族社會内の各構成員の法律的道德的教育が保全されなければならぬ。犯罪はその責任の程度に従つて贖はれそれによつて法と正義とが守られなければならぬ。しかし、また、個人的責任から離れて社會全體が犯罪の脅威から有効に保護されなければならぬ。如何なる方法を以てすれば此等種々の問題を解決し之を統一することが出来るか。この目的を達するに二つの道がある(P.36)』。一は一元論(Einspurigkeit, Monismus)であり、二は二元論(Zweispurigkeit, Dualismus)或ひは多元論(Pluralismus)である。著者は、現行法に於いてもやうであるが將來の法制に於いても、刑罰によつて犯罪行爲が贖はれ、保安處分によつて社會一般が將來の犯罪から保護されねばならないといふ。即ち、そこでは、刑罰はあくまでも、害悪を加ふるもの Übelaufugung である。

第三部は「刑法各論(P.64-94)」。民族の保護、民族秩序及民族生活の保護、人格の保護、財産の保護の四章に分

れ、各種の犯罪を、個別に新分類して敘述してゐる。(寺光)

□ダッドレー・デイ・シヨーンフェルド著『犯罪と犯罪者』(Dudley D. Shoefeld, M.D.; The Crims and the Criminal, a Psychiatric Study of the Lindbergh Case, New York, 1936)

元ニューヨーク市シナイ山病院の精神病醫たる著者が、一九三二年三月一日の有名な小リンドバーグ誘拐事件の發端からその犯人の捜査と逮捕、裁判、死刑執行に至るまでを通じて根本的事實のすべてを終始精神病學的探究の眼を以て記録する。之は、その方法が、一の事件とその一人の犯人をめぐつて犯罪及犯罪人一般の諸般の問題を把握し理解せんとするものとして新らしい。四一一頁。一八四三年のイギリス法に「精神異常 Insanity」の概念が定められて以來凡そ一世紀、法律の進歩はその間の精神病學の長足の進歩を採用することを忘れた爲に、今日の精神病學では精神異常である者が裁判及執行の實際に於いては精神異常でないといふことが起り得るのであると著者は云ふ。刑罰が社會防衛と犯人改善との二目的を持つことは異論のないところであるがしかし、犯罪とは精神的疾病の一つの徴候であるといふ理論を固持するものにとつては刑を科するといふこと

だけによつて此の疾病を治癒し得るとは信じられないのであり、すすんで、犯罪を徴候とする疾病に對しても傳染病に對する場合と同様の醫學上の原則を用ふることを必要とする。著者は叫ぶのである。犯人に對して死刑を執行することによつて決して問題は解決しないのであり、ハウプトマンの死は未解決の多くの問題を今日に残してゐるわけである。著者は結んでゐる。

(寺光)

□草間八十雄著『不良兒』

著者は嘗つて東京市幼年保護所長として不良兒の教護事業に従事し、他面好んで浮浪者、下層労働者等々其他凡ゆるカード階級のどんぞこ生活の實情の調査研究に多年身を委ね來つた社會事業家である。其の豊富な資料と深遠な體験の一結晶として『貧兒、家出の子女、浮浪兒、等を取扱つた經驗から觀ると世人の無理解を默視するに忍びない』といふ義憤の下に本書が公にせられたものである。四六版、二九一頁。前後兩編に分れ、前編は「不良兒の研究」と題し、十六章より成る。主として教護所、矯正院、警視廳、少年審判所、少年刑務所等に於ける諸統計を基礎として不良兒の不良化原因を探究し、特に遺傳、精神及身體の狀態、教育、境遇、家庭、交友、職業、異性關係、嗜好慾、

犯罪心理等々極めて詳細に互る説明と見解を與へてゐる。後編は「不良兒の諸相と其の保護」と題し、四章より成る。著者の該博なる蘊蓄を傾けて不良兒並に其の保護に關する沿革を語り、更に著者が親しく取扱つた不良兒に關する生々しい實話十三種を舉示してゐるが此の後編は著者の尊き體験記なだけ特に興味深く、教化事業に携る者にとつて教へらるゝ所が多い。著者は最後の「結言」に於て「現下の社會狀態では或る一部分の人々を除くの外は不良兒に對して恰も對岸の火災視してゐる傾向があつて……我國の不良兒保護施設の未だ具備せざると其の機能に缺陷あるを見ては嘆ぜざるを得ない……現下財政難の時代に於て斯る事業にさうまで多分の費用をかける譯にはゆかないとすれば不良兒の早期發見と不良化防止に當る法律上の責任者の活動を俟つより外はない」と述べ不良兒問題に對する著者の見解を示してゐる。

(玄林社發行、定價一圓五十錢) (小野崎)

□アーサー・エヌ・フォックス著『犯罪と性的發達』
(Arthur N. Foxe, Crime and sexual Development: Glens Falls New York, 1936)

著者はグレート・メドウ刑務所の精神病醫。精神分析學的

立場より一、五〇〇名の犯罪者に就てリビドの動きと定位の問題を三年間研究したもの。先づ第一に次の如き概念規定と分類を提案してゐる。即ち神經症や精神病と犯罪者の相違の一要點は社會的(従つて道德的)判斷が犯罪者に對してなされる所に在る。従つて犯罪者と言ふ言葉は道德的價值判斷が含まれてゐるので犯罪の行爲を現はす科學的な言葉としては不適當とし、個人の行爲の或る形と社會的判斷とを同時に表はす言葉として犯罪症(Criminosis)を提案してゐる。——そのギリシヤ語的な接尾語は神經症(Neurosis)や精神病(Psychosis)と同じである。——神經症も精神病も犯罪症も人間の行爲の現象として考へ、フロイドと共に精神分析學は内的及外的因子や運命及體質などの役に立たない對立を棄て、一定の心的狀態へ神經症や犯罪症が如何なる仕方で齎らされるか、その原因を科學的に發見することであると言ふ。そして犯罪症的個人の精神病學的分類には彼等が正常人か病的な人格かと言ふ様な無意味な偽裝をやめて犯罪症的行爲そのものを問題にする。フォックスはアレキサンダー(Alexander and Staub: The criminal, the judge and the public, 1931)の三分類——(一)神經症性犯罪者(二)正常犯罪者(三)犯罪性が器質的或病的過程に條件付られた犯罪者——を批判し又精神病學的標準よりする分類は犯罪者中にも又一

般民衆の中と同様に有する神經病や精神病の瀕數を示し得るだらうけれども、それでは犯罪行爲そのものは研究されてゐないとし、附與犯罪症をその最も明瞭な現れ方を基にして分類しようとする。即ち精神病學者は時々習慣性犯罪者に直面して而も彼の中に病的な人格を發見出來ずに失望することがある。そんな時には彼は精神病學的分類を斷念して、その人間を慢性の夜盜だとか度し難い摸拘だとか言ふ。フォックスは之を犯罪症理解の科學的第一步としようと提議する。而も數百年刑法機關により造り上げられた分類を受け容れるのである。彼は犯罪症を二大群に分類する。即ち(一)能動による犯罪(Criminosis in Action)人や財産に對する身體的強行的能動的犯罪、例へば強盜、夜盜、傷害、殺人、自動(自轉)車竊盜、放火、強姦其他の性的犯罪、同性愛、搔拂、摸拘、住居侵入等。(二)反應による犯罪(Criminosis in Reaction)——行爲の形そのものは對手普通社會に認容されるものであるが、或る點で認容されない所があり、對手の反應によつて犯罪が成立するもの。従つて之には必ず承知の併し恫巧でない對手がある。例へば偽造、詐欺、誘惑、横領、恐喝等。此の他に(三)原始的犯罪——自然に反する犯罪、例へば尊屬殺人及姦通、(四)境界的犯罪者、例へば贓物故物及其他の特別法違反とし、そこに精神分析の技術を適

用する。犯罪が犯罪症者に最も多く見られるのは十五歳から二十五歳の間であり、その最初は十二歳頃からであるが、この犯罪行為發現の初期は大體性的潜伏期（五歳—十二歳）の終末に相當する。そして精神分析學によれば潜伏期の終りは性的發達期（十二歳—十八歳）の始を指し、且又此の期が幼兒性慾期（五歳迄）の反覆を示すと言ふのであるから此の幼兒期に於ける性慾發達の理解は犯罪症の研究を非常に助けると言ふ。例へば少年夜盜は普通強盜に發展する。之は丁度幼兒期に於ける口唇期から肛門期への發展に相當すると言ふ。かくして、精神分析の原理によらなくとも極表面的には犯罪そのもの、現れ方からその發達を合理化することが出来るかも知れないが、分析學者は犯罪や犯罪の多樣性の意味を深く研究しなければならぬとし、多くの實例によつて各種犯罪と性的發達の關係を分析學一流の解釋によつて説明してゐる。例へば自動（自轉）車竊盜は少年犯罪の最初のものに多いが車は子宮又は母の象徴であり、車の運動は搖籃や母の腕の象徴である。犯罪者は「ドライブが面白い」と合理化するけれども、母の子宮や胸に歸らんとする象徴であり、従つて口唇前期に相當する。（P.52）又夜盜に於ける家は母であり、盜品は母の胸であり、侵入用の道具は齒を意味する故に口唇後期に相當する（P.13）ピストルによる自動車強盜に於ける自動車は母

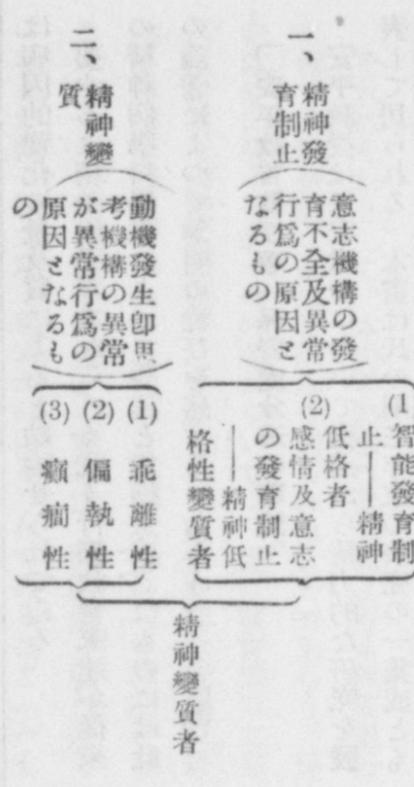
であり、運轉手は父であり、母が父を乗せる交接行為から父を金や着物（母の胸）と共に母から排除することを暗示し、ピストルは排泄の象徴故之は口唇後期から肛門後期に相當する（P.13）と言つた様な解釋で各種犯罪を性的發達の諸段階に定位してゐる。

要するに精神分析學一派が犯罪の原因を心的葛藤に求めることは或科學的眞理を含むけれども、上述の如きあまりにうがち過ぎた類推的思辨は直ちに承認し難い。勿論フォックス自身あまり思辨を敢てしたかとも思ふが事實が終り寧ろ益が多いだらう（P.83）と斷つてゐる。以上の如く純精神分析學的立場から書かれたもの故、一應精神分析學の豫備知識がなければ理解し難いであらうが、その立場からの犯罪論を知るには前記のアレクサンダーと共に一讀する價值があるであらう。（高瀬）

□中脩三、左座金藏共著『犯罪性變質者及拘禁性精神病の研究』
福岡醫科大學雜誌二九卷一〇號別刷（昭和十一年十月）

長く福岡刑務所保健技師及囑託たりし著者が昭和六年—昭和九年に互り調査されたる九回例の犯罪性變質者及

拘禁性精神病者を根據としてなされた研究。從來の精神病學教科書に於ける變質者の分類は單なる徵候的症例の羅列に過ぎないか又は抽象的非實用的分類に過ぎないものが多かったのを著者は深い方法的反省により明確なる指導原理に基きながら而も同時に行刑處遇上の實際に適切なる新しい分類を提案せられたもので、我々日夜犯罪者の教育處遇に頭を悩ますものには一氣に讀了せざるを得ない興味を感じしめるであらう。先づ第二章に於ては精神病的症候の説明があり、第三章に於ては病狀の構成條件、治療、豫後の判定に對する方法的考察をなし、ビルンバウムの構成分析法を批判し、著者の觀察法圖式を提案せられてゐる。第四章に於ては人格、性格、氣質の構成及び異常人格に關する諸學者の分類を批判し、新しい指導原理により次の分類を立てられた。



精神低格者（從來の用語法と異り精神薄弱即低能を謂ふ）とは知能の發育停止と之に伴ふ全精神機制的發育不全を意味し、精神低格性變質者とは知能缺陷は著しくないが最上精神層の發育不全を示し、その基調は自己統制能力の不足であり、意志薄弱者、興奮者、放逸者、ヒステリー等を含む。精神變質者とは精神の低格のみでは説明し得ない變質者で之を（一）乖離性變質者（基調は非社會性で臨床像としては超然、ヒネクレ、偏狹なる性格）（二）偏執性（禁情慾中性を本體とするもの）（三）癲癇性（憤怒性を本體とするもの）に分類する。第五、第六、第七章では之等に就て各々數例を挙げて具體的にそれらの人格的構成を敘述しその取扱法を細かく指示せられてゐる。その取扱法の原理は要するに廣義の精神低格（低能及精神低格性變質者）は意志機構の鍛練に在り、狹義の精神變質者は放置及自發的順化を待つにありと結論される。

第八章以下は拘禁性精神病論であり、拘禁性反應を一、神經性反應、二、思考性反應、三、意識の感情性反應と分類し、各々を再細分類し、その診察と治療が敘述せられ、最後に第三章で提案せられた著者の精神的現徵候觀察圖式により一、意識性變化の強きものは豫後良、全治の可能性あり、二、機能性變化著明なるものは病型により良又は不良、三、器質性變化に對しては原因療法により、その豫後

は病因的變化の量及質によると結論せられてゐる。
要するに精神病學專攻ならざる我々行刑教育家達が從來の精神病學科學書によつて昏迷と焦躁を感じたものには此の論著によつて黎明の悦びを感じるであらう。(高瀬)

□安平政吉教授著『保安處分法の理論』

安平教授は保安處分について従前から精力的な研究を發表して居られる。本書は氏の兩三年來の研究の集成ともいふべきもの、この五七一頁に亙る眞摯な勞作に對して何人も敬意を惜まないことであらう。著者は保安處分に對しての一つの見解を把持して居られる。即ち、團體主義的觀念の『最も尖鋭的、刑法領域的表現が、保安處分の制度乃至理論として』(五四六頁)現れること、また將來の刑事思想の發展が處分論を中心に廻轉してゆくこと、を確信し豫見して居られるのである。教授が保安處分に對して強烈な關心を抱かれるのは、決して故なきことではない。

著者は保安處分を以て團體主義的觀念の刑法領域的表現として理解されるのであるが、全體社會の名において擅まゝに個人自由を剝奪することを許容されてゐるわけではない。却つて保安處分の運用は飽くまでも『一定の規範關

係』として遂行されることを要し、その『擅行は許さるべきでない』(十八頁)、『法律規範關係としての保安處分制度の確立といふことが、私共の主張する個人自由と社會統制の二原理調和としての團體主義の刑法理念上必然的要請事』(十九頁)であることを斷じて居られる。次に保安處分の將來については、刑罰と處分が單一化され、保安處分一元化の時代の來ることを豫測されて居ることに注目すべきであらう。しかしながら、著者にとつて一元化の時代は飽くまでも『遙かなる未來』のことに屬し今日及び明日の立法を考へる立場からは、二元主義が固持されてゐることを忘れてはならない。即ち、『刑罰は犯罪鎮壓(Repression)として一般豫防を第一次目的とし、この目的に反しない限りに於て特別豫防を計らんとするものであるが、處分は犯罪豫防手段(Prevention)として第一次的に特別豫防目的の爲めに存し、その結果たる自由の剝奪が間接的に一般豫防作用を演ずるものである』(四五頁)旨を繰返へし(三五頁、四一九頁その他)力説されるのである。教授は、刑罰の本質は害惡である(四二四頁)と考へられる(教授は刑は害惡であるとされつゝ、一方では特別豫防を強調されてゐる

が、その點については今は觸れない)。されば、刑罰と處分の間には本質的な區別を認めぬ教育刑主義の立場から、本書は當然批判の對象とならねばならなかつた(三木泰氏、法律時報八號)。特に教授が『今日の問題』として、兩者の『本質的差異を認められつゝ、他方將來の刑罰、處分一元時代を豫想されるの論理的矛盾が鋭く指摘されねばならなかつた』(『現在本質上異なる兩者は』果して『未來に於てはその本質を變じて同一性のものと化するのであらうか』(三木泰氏、前掲)。…兩者孰れか否定されねばならぬ。併して兩者の本質問題をめぐる唯一の發展的な解決は、刑罰と處分の『本質上の區別はもはや本質上の區別ではあり得ない』(前掲)と考へることではなければならぬ。

それはそれとして、本書の特徴は先づ何よりも保安處分に關する體系的な論述を試みて居られることであらう。保安處分に關する個々の問題については、既に教育刑の立場から貴重な研究が發表されてゐるが、處分制度全般の體系的な論述は甚だ少なかつた(序三頁)。本書が右の構成をとるに至つたのは、第一に處分の實體法、訴訟法、執行法を一括した統一的立法を著者が必要とされてゐること(一七

頁、五七〇頁)その他、前に述べた個人自由の保證を個々の場合に照らして法的規範によつて擁護されようとしたこと、『豫斷』を排して歸納的方法に立脚されたこと、時代の要請(例へば思想犯保護觀察法の施行、刑法草案が保安處分を採用してゐること)等の理由に基くものであらう。そして本書が保安處分研究に與へた貴重な寄與の一半も亦右の理由に基くものであると思ふ。なほ、こゝに云ふ、體系的といふ言葉は勿論嚴密な、論理的な、それではなく、極めて廣い意味のものであることを斷はつておく。

(本文五七一頁、巖松堂版、定價四圓五十錢)

(青木)

思想犯保護觀察法に關する諸法令

我が國の刑事制度の上に一時期を劃する思想犯保護觀察法は、さきに本年の特別議會に上提可決されたが、愈々十一月二十日を期して全國に施行されることに決定した。同法の施行期日を目前に控へて施行令、官制その他が十一月十三日勅令を以て公布された。同法の施行を記念し、併せて讀者の便宜に具へるために、思想犯保護觀察制度に關する重要諸法規を一括して次に掲げることにした。

□ 思想犯保護觀察法

第一條 治安維持法ノ罪ヲ犯シタル者ニ對シ刑ノ執行猶豫ノ言渡アリタル場合又ハ訴追ヲ必要トセサル爲公訴ヲ提起セサル場合ニ於テハ保護觀察ニ付スルコトヲ得本人刑ノ執行ヲ終リ又ハ假出獄ヲ許サレタル場合亦同シ

第二條 保護觀察ニ於テハ本人ヲ保護シ

テ更ニ罪ヲ犯スノ危險ヲ防止スル爲其ノ思想及行動ヲ觀察スルモノトス

第三條 保護觀察ハ本人ヲ保護觀察所ノ保護司ノ觀察ニ付シ又ハ保護者ニ引渡シ若ハ保護團體、寺院、教會、病院其ノ他適當ナル者ニ委託シテ之ヲ爲ス

第四條 保護觀察ニ付セラレタル者ニ對シテハ居住、交友又ハ通信ノ制限其ノ他適當ナル條件ノ遵守ヲ命スルコトヲ得

第五條 保護觀察ノ期間ハ二年トス特ニ繼續ノ必要アル場合ニ於テハ保護觀察審査會ノ決議ニ依リ之ヲ更新スルコトヲ得

第六條 第一條ニ定ムル事由ノ生シタル場合ニ必要アルトキハ本人ニ對シ保護觀察審査會ノ決議前假ニ第三條ノ處分ヲ爲スコトヲ得

本人ノ名譽ヲ毀損セズ且其ノ就職又ハ業務ニ支障ヲ及ボサザルコトニ留意スベシ

第二條 思想犯保護觀察法第三條ノ規定ニ依ル委託ヲ爲スベキ保護團體ハ司法大臣之ヲ指定ス

第三章 保護觀察ニ付スル手續

第三條 思想犯保護觀察法第一條ニ定ムル事由ノ生シタル場合ニ於テハ關係官廳ハ其ノ事由ヲ本人ノ所在地又ハ歸住地ヲ管轄スル保護觀察所ニ通知スベシ前項ノ通知ニハ保護觀察ニ關スル意見ヲ附シ且犯罪事實ノ要旨其ノ他參考ト爲ルベキ資料ヲ添附スベシ

第四條 保護觀察所前條ノ通知ヲ受ケタルトキ其ノ他保護觀察ニ付スベキ者アリトシテ認知シタルトキハ速ニ本人ノ經歷、境遇、性行、心身ノ狀況、思想ノ推移其ノ他必要ナル事項ヲ調査スベシ

第五條 保護觀察所ハ保護司ニ命ジテ必要ナル調査ヲ爲サシムベシ

第七條 第三條又ハ第四條ノ處分ハ其ノ執行中何時ニテモ之ヲ取消シ又ハ變更スルコトヲ得前條ノ處分ニ付亦同シ

第八條 保護觀察所ハ必要アルトキハ保護司ヲシテ本人ヲ同行セシムルコトヲ得

第九條 保護觀察所及保護司ハ其ノ職務ヲ行フニ付公務所又ハ公務員ニ對シ囑託ヲ爲シ其ノ他必要ナル補助ヲ求ムルコトヲ得

第十條 本人ヲ保護團體、寺院、教會、病院又ハ適當ナル者ニ委託シタルトキハ委託ヲ受ケタル者ニ對シ之ニ因リテ生シタル費用ノ全部又ハ一部ヲ給付スルコトヲ得

第十一條 前條ノ費用ハ保護觀察所ノ命令ニ依リ本人又ハ本人ヲ扶養スル義務アル者ヨリ其ノ全部又ハ一部ヲ徵收スルコトヲ得此ノ命令ニ付テハ非訟事件手續法第二百八條ノ規定ヲ準用ス

前項ノ命令ニ不服アル者ハ命令ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ一月内ニ通常裁判所

第六條 保護觀察所ハ事實ノ取調ヲ保護者ニ命ジ又ハ保護團體ニ委託スルコトヲ得

保護者又ハ保護團體ハ參考ト爲ルベキ資料ヲ差出スコトヲ得

第七條 保護觀察所ハ參考人ニ出頭ヲ命ジ調査ノ爲必要ナル事實ノ供述又ハ鑑定ヲ爲サシムルコトヲ得

參考人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ費用ヲ請求スルコトヲ得

第八條 保護觀察所調査ノ結果ニ依リ保護觀察ニ付スベキモノト思料スルトキハ保護觀察審査會ノ審議ヲ求ムベシ

保護觀察所前項ノ審議ヲ求メタルトキハ其ノ旨ヲ本人ニ通知スベシ

第九條 保護觀察審査會ハ保護司其ノ他適當ナル者ノ出席ヲ求メ其ノ意見ヲ徵スルコトヲ得

第十條 保護觀察審査會ノ審議ハ之ヲ公行セズ但シ本人、保護者其ノ他適當ト認ムル者ニ在席ヲ許スコトヲ得

第十一條 保護觀察審査會ハ審査ノ結果

ニ出訴スルコトヲ得此ノ出訴ハ執行停止ノ效力ヲ有セス

第十二條 少年ニシテ治安維持法ノ罪ヲ犯シタル者ニハ少年法ノ保護處分ニ關スル規定ヲ適用セス

第十三條 本法ハ陸軍刑法第八條第九條及海軍刑法第八條第九條ニ掲クル者ニハ之ヲ適用セス

第十四條 保護觀察所及保護觀察審査會ノ組織及權限並ニ保護觀察ノ實行ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ハ本法施行前ニ第一條ニ定ムル事由ノ生シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

□ 思想犯保護觀察法施行令

第一章 總則

第一條 思想犯保護觀察法ニ依ル保護觀察ニ於テハ本人ノ思想轉向ヲ促進シ又ハ之ヲ確保スル爲其ノ思想ノ指導及生活ノ確立ニ付適當ナル處置ヲ爲スベシ

保護觀察ニ當リテハ穩健妥當ヲ旨トシ

ニ依リ保護觀察ニ付スベキヤ否ヤヲ決議ス

前項ノ決議ニハ理由ヲ附シ書面ヲ以テ之ヲ保護觀察所ニ通知スベシ

第十二條 保護觀察所保護觀察ニ付スベキ旨ノ決議ノ通知ヲ受ケタルトキハ思想犯保護觀察法第三條及第四條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲スベシ

第十三條 保護觀察所居住ノ制限ノ處分ヲ爲スニハ本人及其ノ家族ノ居住及生計上ノ事情ヲ斟酌スベシ

第十四條 左ノ場合ニ於テハ保護觀察所ハ其ノ旨ヲ本人及關係官廳ニ通知スベシ

一 保護觀察所保護觀察審査會ノ審議ヲ求メズト決定シタルトキ

二 保護觀察審査會保護觀察ニ付スベキニ非ザル旨ノ決議ヲ爲シタルトキ

三 思想犯保護觀察法第三條、第四條又ハ第六條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキ

四 思想犯保護觀察法第七條ノ規定ニ

依リテ處分ノ取消又ハ變更ヲ爲シタルトキ

第十五條 前條ノ場合及思想犯保護觀察法第八條ノ處分ヲ爲シタル場合ニ於テハ保護觀察所ハ其ノ旨ヲ保護者ニ通知スベシ

第十六條 保護觀察ヲ繼續スル場合ニ於テハ新ニ保護觀察ニ付スル場合ニ關スル規定ヲ準用ス

第三章 保護觀察處分ノ執行

第十七條 保護觀察所思想犯保護觀察法第三條又ハ第四條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキハ第十八條乃至第二十一條ノ規定ニ依リ直ニ其ノ執行ヲ爲スベシ

第十八條 本人ニ對シテハ處分ノ意義ヲ說示シ且將來ヲ戒ムル爲適當ナル訓諭ヲ爲スベシ

第十九條 保護司ノ觀察ニ付スルノ處分

本令ハ思想犯保護觀察法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ思想犯保護觀察法第一條ニ定ムル事由ノ生ジタル場合ニ於テハ第三條ノ規定ニ依ル通知ハ關係官廳必要アリト思料スル者ニ付之ヲ爲スヲ以テ足ル

□ 保護觀察所官制

第一條 保護觀察所ハ司法大臣ノ管理ニ屬シ思想犯保護觀察法ニ依ル保護觀察ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 保護觀察所ニ通ジテ左ノ職員ヲ置ク

所長 二十二名

輔導官 專任 八人 奏任

保護司 專任 三十三人 判任

內八人ヲ奏任トナスコトヲ得

書記 專任 二十三人 判任

第三條 所長ハ輔導官ヲモツテコレニ充ツ 司法大臣ノ指揮監督ヲ承ケ保護觀察所ノ事務ヲ掌理シ所部ノ職員ヲ指揮監督ス

所長事故アルトキハ上席ノ輔導官其ノヲ爲シタルトキハ保護司ニ對シ特ニ必要ナル事項ヲ指示シ本人ノ監督指導ヲ爲サシムベシ

第二十條 保護者ニ引渡スノ處分ヲ爲シタルトキハ保護者ニ對シ本人ノ監督指導ニ付參考ト爲ルベキ事項ヲ指示シ本人ヲ引渡スベシ

第二十一條 保護團體、寺院、教會、病院其ノ他適當ナル者ニ委託スルノ處分ヲ爲シタルトキハ委託ヲ受クベキ者ニ對シ本人ノ處遇ニ付參考ト爲ルベキ事項ヲ指示シ監督指導ノ任務ヲ委嘱スベシ

第二十二條 保護觀察所ノ處分ニ付テハ調書ヲ作り處分ノ内容及其ノ執行ヲ明確ニシ其ノ他必要ト認ムル事項ヲ記載スベシ

第二十三條 保護觀察所第二十條及第二十一條ノ規定ニ依ル執行ヲ爲シタルトキハ保護者若ハ受託者ニ對シ成績報告ヲ求メ又ハ保護司ヲシテ成績ヲ視察シ適當ナル指示ヲ爲サシムルコトヲ得

職務ヲ代理ス

第四條 輔導官ハ所長タル者ヲ除クノ外所長ノ命ヲ承ケ保護觀察所ノ事務ヲ掌ル

第五條 保護司ハ所長ノ命ヲ承ケ調査及ビ觀察事務ヲ掌ル

保護司ノ職務ハ思想犯ノ保護觀察ニ經驗ヲ有スル者其ノ他適當ナル者ニ對シ司法大臣之ヲ囑託スルコトヲ得

保護司ノ職務ヲ囑託セラレタル者ハ奏任官ノ待遇トナスコトヲ得

第六條 書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第七條 保護觀察所ノ名稱、位置及ビ管轄區域ハ司法大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ昭和十一年十一月二十日ヨリ之ヲ施行ス

□ 保護觀察審査會官制

第一條 保護觀察審査會ハ司法大臣ノ監督ニ屬シ保護觀察所ノ請求ニ因リ思想犯保護觀察法第一條及ビ第五條ノ規定

ニ依ル

附則

第二十四條 保護司ハ保護觀察所ニ對シ左ノ事項ニ付其ノ視察シタル結果ヲ報告スベシ

一 家庭關係

二 職業ノ有無及生計狀態

三 健康狀態

四 交友關係、通信狀況其ノ他ノ動靜

五 條件遵守ノ狀況

六 思想ノ推移

七 保護者又ハ受託者ノ監督指導ノ狀況

八 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

ニヨリ其ノ權限ニ屬セシメタル事項ヲ
審議ス

第二條 保護觀察審査會ハ各保護觀察所
ニ之ヲ置ク

第三條 保護觀察審査會ハ會長一人及ビ
委員六人ヲモツテ之ヲ組織ス

第四條 會長、委員及ビ豫備委員ハ司法
部内高等官及ビ學識經驗アル者ノ中ヨ
リ司法大臣之ヲ命ズ

第五條 會長、委員及ビ豫備委員ノ任期
ハ二年トス

第六條 會長ハ會務ヲ總理ス
會長事故アルトキハ其ノ指名スル委員
其ノ職務ヲ代理ス

第七條 委員中事故アルトキ又ハ缺員ア
ルトキハ會長ハ豫備委員ノ中ヨリ代理
ヲ命ズ

第八條 保護觀察審査會ハ會長及委員ヲ
併セ五人以上出席スルニ非ザレバ會議
ヲ開クコトヲ得ズ

保護觀察審査會ノ議事ハ過半数ニ依リ
之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長之ヲ

第九條 本人旅行ヲ爲シタル場合ニ於テ
住居ノ地ニ歸着シタルトキハ速ニ其ノ
旨ヲ保護司ニ届出ツベシ

第十條 保護觀察所本人刑法第二十九條
第一項ニ該ルコトヲ知リタルトキハ意
見ヲ具シ司法大臣ニ申報スベシ

第十一條 假出獄ノ取消アリタルトキハ
其ノ執行ヲ爲シタル刑務所ノ長ハ其ノ
旨ヲ保護觀察所ニ通知スベシ

第十二條 本人死亡シタルトキハ保護觀
察所ハ其ノ旨ヲ司法大臣ニ申報スベシ

附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

□ 勅令第四百二號
司法部内臨時職員設置制中左ノ通改正ス

第一條ノ五 保護觀察所ニ關スル事務ニ

第九條 保護觀察審査會ニ書記ヲ置ク司
法大臣之ヲ命ズ

書記ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第十條 本令ニ規定スルモノヲ除クノ外
保護觀察審査會ニ關シ必要ナル事項ハ
司法大臣之ヲ定ム

附則 本令ハ昭和十一年十一月二十
日ヨリ之ヲ施行ス

假出獄思想犯處遇規程

第一條 治安維持法ノ罪ヲ犯シタル者假
出獄ヲ許サレ且思想犯保護觀察法ニ依
ル保護觀察ニ付セラレタル場合ニ於テ
ハ本令ニ定ムルモノヲ除クノ外一般ノ
例ニ依ル

第二條 刑務所ノ長司法大臣ニ對シ假出
獄ノ具申ヲ爲シタル場合ニ於テハ速ニ
其ノ旨ヲ本人ノ歸住地ヲ管轄スル保護
觀察所ニ通知スベシ假出獄ノ許可アリ
タル場合亦同ジ

第三條 本人ヲ釋放スル場合ニ於テハ成
ルベク保護司又ハ保護ヲ引受ケタル者

從事セシムル爲司法省ニ左ノ職員ヲ增
置シ大臣官房ニ屬セシム

附則 專任 一人
本令ハ昭和十一年十一月二十日ヨリ之ヲ
施行ス

保護觀察所長一覽表

東京	平田 勳
横濱	芳賀 貞
水戸	石井 謹
前橋	古 屋 東
静岡	紫田 孔
長野	黒川 英
新潟	小幡 勇
大阪	安達 勝
京都	小野 謙
神戶	生島 五
高松	杉山 清
名古屋	河村 泰
金澤	原田 松
廣島	櫻井 忠
岡山	岡本 吾

ニ之ヲ引渡スベシ

第四條 本人ハ證票ニ記載セラレタル住
居ノ地ニ到着ノ日ニ於テ證票ヲ保護司
ニ呈示シテ認印ヲ受クベシ

天災疾病其ノ他ノ事故ニ因リ前項ノ規
定ニ從フコト能ハザリシトキハ其ノ事
由ヲ開示スベシ

保護司前項ノ開示ヲ正當ナリト認メタ
ルトキハ之ヲ證票ニ記載シテ認印ヲ爲
スベシ

第五條 本人三日以上十日未満ノ旅行ヲ
爲サムトスルトキハ保護司ニ其ノ事
由、行先地及旅行日數ヲ届出ツベシ

第六條 本人住居ヲ變更シ又ハ十日以上
ノ旅行ヲ爲サムトスルトキハ其ノ事
由、行先地及旅行日數ヲ明ニシ保護觀
察所ノ許可ヲ受クベシ

住居ノ變更又ハ十日以上ノ旅行ヲ許可
シタルトキハ保護觀察所ハ旅券ヲ交付
スベシ

第七條 保護觀察所本人ニ對シ其ノ管轄
區域外ニ住居ヲ變更スルコトヲ許可シ
タルトキハ關係書類ヲ新ニ本人ヲ監督
スベキ保護觀察所ニ送致スベシ

保護觀察所一覽表

東京控訴院管内	東京保護觀察所
横濱保護觀察所	水戸保護觀察所
前橋保護觀察所	長野保護觀察所
新潟保護觀察所	静岡保護觀察所
大阪控訴院管内	大阪保護觀察所
京都保護觀察所	神戸保護觀察所
名古屋控訴院管内	高松保護觀察所
廣島控訴院管内	名古屋保護觀察所
長崎控訴院管内	金澤保護觀察所
宮城控訴院管内	廣島保護觀察所
宮城控訴院管内	岡山保護觀察所
宮城控訴院管内	福岡保護觀察所
宮城控訴院管内	熊本保護觀察所
宮城控訴院管内	仙臺保護觀察所
宮城控訴院管内	青森保護觀察所
宮城控訴院管内	札幌保護觀察所
宮城控訴院管内	函館保護觀察所
福岡	瀬戸 致 格
熊本	野 尻 收
仙臺	未 定
秋田	林 昌 司
青森	井 上 廣 治
札幌	相 墨 傳 三 郎
函館	中 島 美 樹

風雲を孕む國際政局

外務省情報部第三課長 田代重徳

本文は十月恒例茶話會に於ける田代氏の講演の概要を筆記したものである。間違ひがあればすべて筆記者の責任である。

(一)

「風雲を孕む國際政局」といふ題下に、最近における世界の動きにつき、與へられた時間の範圍内において、一場のお話を試みてみたいと思ふのであるが、御承知のやうに、最近殊に滿洲事變以來、日本の國際的地位は非常に向上して來てゐる、實に躍進的向上である。これには世界各國も今更ながらに目を睜つて、何が日本をしてさうさせたか、若くは日本といふ國は一體いかなる國か、といふ工合

に、この躍進日本の眞の姿を知らんとする聲が頓に高くなつて來てゐる。日本としては寔に喜ばしいことであるが、同時に私共日本人としても、日本の國際的地位と使命とに對する認識を深むるために、常に國際政局、世界の動きに對して、特に日本と關係の深い國々の動きに對して、鋭敏なる注意を拂つてみなければならぬ。國民が世界の動きに對して、無智若くは無關心でゐることは、日本の大をなす所以ではない。従つて、外務省としても最近はいはゆる街頭進出

を企て、印刷物講演等によつて出來得る限り、國民の間に海外の智識、事情等を普及せしめやうと努めてゐる。過日の地方長官會議において、外務大臣が恒例の演說中に「現在の時局においては、國民の間に國際的智識を普及せしめることが肝要である。その點については外務省の情報部で十分盡力もし、斡旋もすることになつてゐるから、精々同部を利用してもらひたい」といふ意味の一節を挿んでゐられるのもそのためである。であるから、私共としては、各位の方から御依頼がなくとも、進んで御話もいたし、聴いてもいたゞき度と思つてゐるのである。今日御依頼によつて、その機會を與へられたことは、私の喜びであり、又光榮とするところである。國際情勢について御話するとしても、その御話のいたし方には種々ありませうが、今日は、最近、私自身の眼に映じた國際情勢と、それについての、私自身の感想といつたものを

簡単に附加して、極く大要のところを御話したいと思ふのである。

最近における世界の政局殊に歐洲の政局は、いはゆる山雨將に到らんとして風樓に滿つるの感がある。戦争へまでの爆發を暗示する様な危機が、刻々に濃く形成されつある有様である。東洋においては御承知のやうに、日本と支那との間に六ヶしい交渉問題が起きてゐるし、西洋においては、スペインの動亂を中心として、歐洲の天地には左右兩翼の分野はつきりと對立して來た。何人と雖も心あるものは、世界の平和を欲しないものはない。現に各國の政治家はその工作のために、孜々營々として寧日なき有様である。それにも拘らず、平和が歐洲否世界を見舞ふの日は頗る遠いやうに思はれる。平和の代りに、戦争の脅威が全世界を戦慄させてゐるのである。世界大戰前までは、バランス・オブ・パワー即ち勢力の均衡制度が、世界の平和を保障して

きたが、大戰によつてその仕組みはすっかり破壊されてしまつた。勢力均衡に代つて國際聯盟といふ制度が樹立されたが、この制度も今日では遺憾なくその缺陷を暴露してしまつた。國際聯盟といふのは、集團保障即ち世界各國が互に相集團して、その力によつて世界の平和を維持して行かうといふ機構であるが、滿洲事變後日本が先づその仲間から脱退し、やがてドイツがこれに次ぎ、イタリイもしばしば脱退を仄めかし、今後といへどもいつ何時脱退するかもしれぬ氣溝へを示してゐる。殊に世界の平和に對し最も大きな役割をつとむべき管のアメリカが聯盟に加入してゐないといふことは、聯盟としては大きな痛手であらう。まことに聯盟華やかなりし日はすでに過去の夢で、今日では惨めな程影が薄い。今日聯盟をして何とか護り立て、立て直さうと努力してゐるのは、土地も資源も豊富な英佛兩國であるが、大勢は如何ともなし

難く、兩國の意圖に拘らず、聯盟は一圖に顛落の途を急ぎつゝある。元來世界においては、ヴェルサイユ條約以來、現状維持を立前とする一派の國々と、現状打破を目的とする一派の國々とが、互に相對立する趨向を示してゐる。前者は英佛兩國を始めとして蘇聯等がその仲間であり、後者は獨伊兩國を首頭取りとして、わが日本なども或はその中に數へられるであらう。現状維持を欲する國々は、すでに土地資源等に滿腹してゐるか若くは現状においてその優越的地位を獲得してゐるのであるから、現状打破によつて危険に曝されることをひどく恐れてゐる。國際聯盟の如き集團保障の機關によつて、世界の平和を維持しやうとする所以である。これに反して、現状打破を志してゐる國々は、領土も資源も少いので、現状のままでは、頭が上らない。それ故あらゆる機會に現状打破を試み、その間に乘じて國運の發展を圖らうとしてゐる

る。それには國際聯盟の如きは、行手に横はる一つの障碍物であるにすぎない。従つてこの兩派の國々は、その立場上、その利害關係上、互に相容れない。しかしながら前述の如くに、國際聯盟には落日の影がさし、現状維持派の國々は、徒に平和に汲々たるのみであるに反し、現状打破派の國々は、進取潑刺の氣に充ちて、とても鼻息が荒い。かく觀じ來ると、結局世界の平和は、到底望めさうにもないのである。一體かりにも世界の眞の平和を希求するなれば、宜しくその平和を脅かし、若くは脅かさんとしてゐるところの根本原因を除去してか、らねばならない、これは言を俟たぬことである。若しこの世界に偉大にして達識ある大政治家が出でたならば、深くこの點に思ひを致して、世界の平和を阻んでゐるその根本原因を除去することに先づ着手するであらう。大政治家ならずともその理窟だけは分つてゐるのである。が、實

際にはそれがなか／＼出來かねる。といふのは、かうしなければならぬといふ理屈は分つてゐても、種々錯綜した現實の問題に縛られて、思ふ方角へコースが伸びて行かない、といふよりむしろ、結果は逆へ逆へと進行して行く實情である。まことに心許なき次第であるが、それが世界の現實の動きである以上、如何ともしやうがない。といつて私共としては、單にその動きを見送つてゐるだけではすまされぬ。飽くまでもそれに善處して行かなければならない。さてかういつたことを序論として、これから現在國際政局を織り成してゐる具體的事實について少しばかり御話しようと思ふが、歐洲の御話をする前に、最近の支那問題について、各位の御納得を願つておきたいものがある。こちらからの御註文では、スペインの動亂を中心とする歐洲政局の動きをといふことでありましたが、日本に取つて一番重要な關係を有つてゐるのは何

といつても支那問題である。殊に最近重大な日支交渉問題の起きてゐる際であるから、この問題に關聯して、最近における日支兩國の關係並に支那の對日感情等の経緯を知つておく必要がある。仍つて以下簡単にその點を説明しておかう。

(一)

滿洲事變以來、支那においてはいはゆる抗日排日の勢力乃至運動が著しく盛んになつた。事變以前にもそれは有るはあつたが、それに拍車をかけた形になつたのは滿洲事變である。滿洲問題についても、支那は英米を引き合ひに出したり、國際聯盟にすがりついたりして、日本を牽制しようとした。しかし日本の決意は確固たるもので、終に國際聯盟を脱退しても、その初志を貫徹しようとの態度を示したとき、さすがの支那も、もう英米に頼るも國際聯盟を支柱とするも、到底日本の力を抑へることは出來ないと悟つ

たものらしく、その後排日抗日運動は漸次に地下潜行的となり、少くも表面においては、日本と接近せんとするが如き素振りを見せた。昨年一月であつたか、當時の廣田外相は議會において、日支提携の要を説き、一方支那では有吉公使、蔣介石氏の會見となつて、何となく兩國の間に一脈の親善味を漂はすにいたつたのである。次で昨年六月には、南京政府から邦交敦睦令といふ命令が出た。時局に顧み、日支兩國は將來共仲良くして行かなければならない、排日抗日の言動を許さぬといつた意味の命令で、少くも表面的には、大へん日本に好意を寄せたかの如きものであつた。これで日支の關係は好轉したのか、と他所目には見えたかもしれぬが、實はそんな單純なわけには行かなかつた。その前後から北支那方面に於ていろいろ問題が惹起してだ、いふ空氣が險惡になつて來てゐるところへ、當時の行政院長で、日本に理解ありと稱せら

れてゐた汪兆銘氏が狙撃されたり、次で日本通を以て知られてゐる當時の外交次長唐有壬氏が何者かに暗殺されるといふ事件が起つた。そこへ英國のリースロスが支那へ來て、南京政府へ智慧をつけた。その結果であらう、支那では出し抜けにいはゆる幣制改革なるものを斷行した。さうかうしてゐる中に、中山水兵暗殺事件が起るとか、日支の國交に暗影を投げるやうな雲行になつて來た。一方北支那には、北支は北支の手でといふ一種の自治運動が起り、その結果遂に冀東、冀察の兩政權が樹立されて、南京政府と分離する様な形をとつた。當時南京政府は一方その問題に頭を悩ましながら、更に西南問題と何か處理しなければならなかつた。西南問題といふのは廣東、廣西の兩省に對する問題である。支那に於ける蔣介石氏の威令は可なり廣汎な範圍に行はれてゐるが、西南派だけが頑として蔣氏の傘下に走るを肯んじなかつた。

それで、西南派の元老株胡漢民氏の死後、蔣氏はそれを好機會として、一擧に西南派を自己の手中に收めようとした。けれども西南派には、廣東に李濟棠、廣西には李宗仁、白崇禧などいふ將軍が頑張つてゐて、蔣氏に反抗の氣勢を示した。蔣氏も西南派も油断なく戰備を整へ始めたかに見えた。當時の新聞記事などを見ると、兩派の間に今にも衝突が始まり、支那は又しても忌はしい内亂に捲き込まれるのではないかとさへ思はせた。だがそこが例の支那式で、多分金錢その他の裏面工作が利いたのであらう、廣東派は遂に中央政府の藥籠中のものとなり、陳濟棠氏は失脚、亡命してしまつた。しかし廣西派だけはなほ蔣氏の中央統制化を反撥して、虎嶼に倚るの形を示してゐたので、蔣氏はこれが懐柔のため南京を出發、廣東へ向つた。かくて兩者の間に何とか話合ひがつくか、それとも一戦を交ゆるか、と見えてゐた折しも、

勃發したのが例の成都事件である。しかもこの成都事件を手始めとして不祥事件が次ぎ／＼と起つた。これは各位の御承知のことである。想ふに蒋介石氏の立場は、たとへていはゞ恰も蚌に立つてゐたやうなものである。廣西派が蔣氏の思ふ壺にはまつてうまく片附けば、騎虎の勢ひを以て今度は北支に對し同様の手段を用ゐ、これを中央の統制下に置かんとするかもしれない。さうすれば無論日本との間の全面的衝突は免れまい。これと反對に廣西派を手に入れれば、蔣氏の統一政策に對する大きな痛を除去したことになるのであるから、大に自重し、既成地域に對する蔣政権の内容の充實を圖ることに努力し、北支問題に關しては日本と適當に話合をつけるといふ態度に出でたならば、日本との間の親善は頓に促進され、東亞の天地は明朗さるのであらう。かやうに當時の蔣氏は、右して日本との全面的對立を招かんか、左して日本

との親善方針を取らんかの、岐路に立つてゐたのであるが、その大切な時機に、恰も宿命を暗示するが如く、八月二十四日の成都事件が勃發してしまつたのである。しかもその後に出した事件は、大小合せて、殆んど枚擧に遑がない程である。過日私は或る有識階級の人に對し、「最近における支那の不祥事件が何件あるか御存じですか」とメンタルテストを試みてみたところ、「何でも支那の山奥で日本の新聞記者が、支那人に殺されたとかつて新聞で見たやうだが……」といふやうな頗る頼りない挨拶で、私も少々意外に感じたのであるが、何しろ次から次への事件續出で、私共その職に在るものでさへも、一寸何件あるか空ではいへない程のものである。

(三)

成都は四川省の首府で、大正七年にわが領事館を開き滿洲事變直後まで仕事を

してゐたのであるが、事變で排日熱が高まつたので、一時引き上げたのを今度又再開しやうといふのを、支那人が反對したのである。成都は開港場でないから外國の領事館を設けるべきでないといつて反對したのである。その事件で氣の毒にも日本の新聞記者二人の犠牲を出したのであるが、この事件の處理のため日支双方の代表が南京で交渉を開始してゐる矢先に北海事件が勃發し、中野といふ邦人が殺された。九月三日のことである。次で九月十九日には漢口で吉岡巡査が勤務中何者かにピストルで狙撃され、即死した。更に二十三日には上海で日本の水兵が狙撃された。その他細かい事件を數ふれば、キリがない。從來とても不祥事件はあるにはあつたが、かやうに連續的に續出したのは珍らしい。これに對して日本としていかなる態度を取るべきであるか。個々の事件の解決、(例へば謝罪の要求とか損害賠償を取るとか何とかの)だ

けでは到底日本として満足出来ない。どうしても將來再びかやうな不祥事件を繰り返さないといふ保證を得なければならぬ。その保證を得るには、消極的にいへば、すべての不祥事件の根本原因をなすところの支那の抗日排日運動を根絶することが必要である。尤も支那側からいへば、それ相當の言ひ分もあらう。例へば之等事件の背後には共産分子の暗躍があるとか、又反蔣分子が殊更に日支間に紛争を起して蒋介石氏の立場を苦しめやうとする魂膽であるとか、不祥事件をさうした見地から解釋しやうとする。それもあらう、それ等の背後關係に對しても十分注意は怠つてならぬが、しかしそれ等は根本的原因ではない。根本的原因は支那の抗排日運動である。抗排日運動が不祥事件の直接の原因でない場合がかりにあるとしても少くもその動因、即ち根本的原因をなしてゐることは疑ひ得ない事實である。

支那の抗日排日運動が、日支の關係にいかにか恐るべき影響を與へてゐるかといふことにつき、こゝに一つの實例を挙げよう。私の同僚で長い間支那に在る人が、支那人に親しむためには先づ支那語を十分に繰ることが必要であるとして、自分の子供を支那の小學校に入れ、支那語を仕込ませた。ところが、支那の小學校では、排日教材を澤山教へ込む。そこでその子供さん、或る日家に歸つて来て、兩親に向つていふやう「日本は小國で、支那はその何十倍といふ大國である。小國の日本は實に怪しからぬ。支那から琉球を取り、臺灣を取り、朝鮮を取り、滿洲をも取らんとしてゐる、(この話は滿洲事變以前の事)支那にとつて日本は實に不倶戴天の仇である。支那は大國であるから、諸君が將來大きくなつたならば、この怪しからぬ小國の日本に對して復讐しなければならぬ、と教はつて來ました」と。日本人である兩親に對しか

うした言葉を發する息子さんを見て、同僚夫婦も大に吃驚して、俄に子供さんを日本人學校に轉校さしてしまつた。これで幼少の中から日支親善に努めさせやうとの、私の同僚の折角の面白い考へも中止の已むなきに至つたのであるが、支那が小學教育の中からかうした排日思想を植ゑつけてゐるとすると、その結果がどういふことになるか、想像するだに寒心に堪えないことである。抗日排日思想乃至運動の根絶と相並んで更に積極的には、進んで日支國交の調整を實現しなければならぬ。これが今回の日支交渉の主題となつてゐるのは當然である。その意味において川越大使と張外交部長との間に數次の會見が行はれたのであるが、如何せん南京政府の實權は蒋介石氏の手にある。一々當時廣東に居た蔣氏に伺ひを立てゝゐるのでは二階から目撃なので、日本は蔣氏との直接談判を要求した。蔣氏も時局の重大性に鑑みてゝある

か、それとも廣西派との話合ひがついたためであるか、ともかく飛行機で廣東を出發し、一旦廬山へ立寄つて、十月五日に南京へ歸つて來た。それから川越、蔣兩巨頭の會見となつたのであるが、會談は大局論だけであつた。しかしこの調子なら、具體的の話し合ひも進め得られないことはないと思はせる點もあつて、不満足なものではなかつたらしい。次で更に川越張兩氏の會見が續けられ、以て今日に及んでゐるわけであるが、交渉の前途は未だ海のものとも山のものとも判らない實情にある。右は成都事件以來の日支交渉の大ざつばな経過であるが、私共情報部に在るものから見ると、この日支の交渉経過が海外へ對し果していかなる反響を與へてゐるだらうかといふことに深く注目する必要がある。で、以下その點に多少觸れて見やう。

(四)

成都事件當時は、外國でもさして氣にしてゐなかつたらしく、新聞等も格別書き立てはしなかつた。其後不祥事件續發に鑑み有田外相が、外國の新聞通信記者を集めて、日支交渉につき一場の談話を試みたことがある。その談話は直に、かれ等によつて世界の隅々まで電報されて、各國は思つた。日本は今回の問題については餘程確固たる決心を有つてゐるらしい、これはひよつとしたら、天下の一大事に發展するかもしれない。當時の外國新聞の論調などを見ると、たしかにさう受け取れた。元來外交交渉においては、簡單に最後の切札が出せるものではない。出せばそれつきりのものである。先方へいかなる要求をしてゐるかといふやうなことは、無暗に世間へ發表出来るものではない。それを發表すれば先方は、先きくゞりをして、當方の裏をかくにきまつてゐる。そんな敵に糧を借すやうなことが出来るものではない。それが

外交の駆引といふものである。だが、發表しないから、自然新聞等では、得意の第六感で揣摩臆測をする。例へば十月初旬の某新聞を見ると、日本は支那に對して四項目の要求を出したといふやうなことを書いてゐる。この記事は勿論揣摩臆測にすぎないのであるが、しかしこれが直に世界の津々浦々に電報されて、日本の要求はさうしたものかと、各國の新聞が盛んに喧傳した。或新聞の如きは、日本の要求は六ヶ條でなく七ヶ條であると、イヤ九ヶ條であるとか、否々十一ヶ條であるらしいとか、いろ／＼なことを書き立てた。往年大隈内閣の時對支二十一ヶ條の要求といふので八ヶ條しい問題を生んだことがあるが、この調子で行くと、又々二十一ヶ條までせり上るかも知れない。その他日本は支那の揚子江沿岸に駐兵權を要求してゐるとか、又共產軍に對抗するために支那と同数の兵隊が日本から支那へ送られるとか種々様々のデ

マが飛んでゐる。これは主として英國のロイテル社の宣傳であるが、その上を越してゐるのが紐育の新聞である。今回の日支交渉では、日本の海軍が最も強硬で、すでに百六十七隻の軍艦を支那へ差し向けたなど飛んでもないヨタを飛ばしてゐる。米國の通信員が、情報部へ來て、「そんなことがあるのか」と訊く、訊かれて情報部では挨拶に困る程のものである。軍艦の百六十七隻といふと、縦に並べて三十哩の長さがあるさうで、肉眼で以て一、二、三と隻数を數へることは絶對に不可能だといふ。出鱈目も亦甚だしいかなといはざるを得ない。

次に今回の日支交渉に關し、支那側の背後に第三國が暗躍してゐるといふことが、新聞に報導されてゐる。果して然りとせば、私共として相當神経を緊張させなければならぬ。現在、支那を中心として第三國といへば、先づ英、米、蘇聯の三ヶ國であらう。仍つて右三ヶ國に

ついて一應の検討を試みて見る。先づ英國は、支那に對し長年の地盤を有し、從つて支那の問題に對しては、重大の關心を感じてゐる。勿論今回の日支問題の推移に關しても、英國が鋭敏な注目を拂つてゐることは言を俟たぬが、しかし、未だ日本へ對し改まつた抗議を申し出してゐる様なことはない。英國大使が有田外相に會見したことはあるが、それは單に情報を求めてゐる程度のものにすぎない。新聞には香港で、英國の香港總督が蔣介石氏と重要會見したといふ報導はあつたが、私共の知る限りでは、これは一片の儀禮的訪問にすぎぬらしい。しかし、儀禮的とはいへ、總督と蔣介石氏と二人きりで、他人交へずに會見したとなれば、時節柄何を話したのか、それは神のみぞ知る事である。更に一方には英支借款説も傳へられてゐるがその眞偽の程はハッキリしない。英國側の言ふところによれば、今回英國の「海外貿易局輸出信用保證部」から下院議員のカークバトリックといふ人が支那の信用状態を調査する爲上海へ派遣された。それは英國商人と支那商人との商取引に關する個々の問題に就いての信用に關する調査である。従つて英支借款だの、對支クレジットの設定などいふ政治的問題ではない、とかういふのである。又英國は蘇聯に對して先に千萬磅のクレジットを設定してゐる。英國が金を貸すのは何も支那に限つたことではないといふのである。或は然らんであるが、しかし、かやうな噂が立つのも、火のないところに煙は立たぬの譬の通、日本としては、十分の用心が肝要である。

英國の活動が積極的なるに反し、地下潜行的なのは蘇聯である。蘇聯のあやつる第三インターとか、支那の共產軍を利用して抗日人民戦線を畫策してゐることは紛れもない事實である。先に廣田外相の、對支三原則の一つに日支防共協定の

原則があることが外間へ洩れたときに、蘇聯では大に警戒し、日本と支那とが結んで蘇聯にあたられては大へんと、さてこそ抗日戦に向つて暗躍を逞うしつゝあるものと思はれる。次には米國であるが、この國は數年前とは、日本に對する態度が餘程變つて來てゐる。滿洲、上海事件當時は、日本に對し随分露骨な態度に出たものであるが、現在のルーズヴェルト大統領は、支那の問題については餘り口出しをしないといふ方針らしい。殊に最近では、大統領選挙で血眼になつてゐる折柄であるから、他所の國の問題などは二の次ぎといつた形である。先日私は二人の米國新聞記者と食事をしたが、一人はルーズヴェルト最良、一人はランドン・ファンといふわけで、二人は食卓を叩いて議論を始めた。遠い海外ですら此の通であるから米本國では噓かし大騒ぎをしてゐることであらうと思ふ。従つて米國は、今日のところ先年のスチムソ

ンの如き態度に出てはゐない。しかし一方、英米提携説などもチラ／＼ある。十月七日の紐育タイムスのワシントン通信によれば、ハル長官の談話として「米國は日支の問題については唯情報を集めてゐる程度である。英國と提携して、日本への抗議を申入れる等とは何ら考へてゐない」と書いてゐる。これが恐らく米國の眞意であらうと思ふ。右は日支問題に對する第三國の意向を忖度したのであるが、要するに、日支間の關係については、何人と雖も正確に前途の見透しはつきかねる。支那といふ國柄を知れば知る程、さういはずを得ない。私自身、滿洲事變の際に當時の長春、今の新京に領事をしてゐたが、支那の國柄を知るについて、現地で一つの體驗を嘗めてゐる。それは萬寶山事件として知られてゐる事件に就いてである。

長春の附近にあの勤勉無比な支那人ですら顧みなかつた荒蕪地のあるのを鮮人が發見して、鮮人の特技である水田事業の計畫を樹て仕事に着手した。ところが支那側では鮮人は日本の野心の手先きである、日本は滿洲を乗取らうとする野心があるのだといつて、これを許可しない。そのため鮮人は事業半ばにして支那側の妨害に依り酷い目に遭つた。私はそのことで何回支那の役人と交渉したか知れない。鮮人が荒蕪地を化して美田とすれば、地主は地代が取れるやうになるし、相當數の鮮人が移住する結果附近も開けて、自然經濟的にも潤ふことにならる、従つてこれは鮮人自身が水田開發によつて利益を得るばかりでなく、實にはゆる日支共存共榮の好模範であり滿洲開發の好事業といふべきでないか、と私は口を酔くして説いたのであるが、支那の役人は契約の不備とか何とか口實をつくつて、耳を傾けやうとしない。しかし私はどうかして鮮人の水田事業を完成させたいと、種蒔の時期も切迫してゐた

ので終に不得已一方的に仕事を進めてゐると、昭和六年七月始め鮮人保護の我が警官と暴民との間に衝突事件が起り遂に、朝鮮に飛火して支那人虐殺事件迄惹起した。實に遺憾千萬のことであるが、要するに支那人の日本に對する猜疑、誤解といふことが、この種の不祥事件を生む根本原因である。この根本原因を免除するでなければ、日支の關係はとも好轉しない。私共は、あらゆる機會に、支那人のこの猜疑と誤解とを解くことに出來得る限りの努力をしなければならぬ。私共は現にその努力をしてゐるのである。

(五)

支那のことはそれ位にして、次で歐洲の政局へ對し一瞥を拂はう。それにつき先づ一つの笑話がある。——夫は今から五年許り前滿洲に於ける波瀾萬丈の生活を終へて私が日本へ歸ることになつたと

き、滿洲國初代の總理大臣であつた例の鄭孝胥氏が、私のために小送別會を開いてくれた。鄭氏は私の天津領事時代からの知り合ひである。席上、鄭氏は、私の外務省における經歷を訊ねた。私は答へた。私の六ヶ年の歐洲滯在中、ローマへ行つたのが丁度ムツソリのファツシヨ革命の直後で、伊太利の政界はめまぐるしいものがありファツシヨの前途未だ逆睹すべからざる時代であつた。その後天津領事となると、六月日に濟南事件が勃發した。今の蒋介石が、所謂北伐軍を率ゐて北上し濟南で日本人虐殺事件を起した。天津にも濟南事件の二の舞が起りはせぬかと、駐屯軍等でも大に警戒をしたものである。私は着任勿々非常時氣分にひたつた。しかもそれからは猛烈な排日運動に遭つて、支那との交渉には散々の苦勞を嘗めさせられた。それから長春へ轉任して見ると、二ヶ年を出でずして前述の萬寶山事件、續いて滿洲事變といふ

譯でそれこそ最大の事件に遭遇した。かやうに私の行く先き／＼、屹度何か事件が發生する、私は實に事件屋であると。すると鄭孝胥氏につこり笑つて曰く、その調子なら、君東京へ歸らば、又何か事件が起るであらうと。丁度當時は五、一五事件直後であつたので、いかに事件屋の私が東京に歸つてもまさか大きな事件も起るまいと述べて御別れしたのだが、かゝる中に、今年の二月の事件が勃發したのである。過日私を訪問した米國の一新聞記者に私がいかに事件屋であるかといふことを、以上の事實に就いて話すと、記者笑つて曰く、君、米國へ赴任するの日あらば、直に予へ一報せよ、事件屋の君が米國へ到らば、或は日米戦争の惹起せんやも測り難し。予は新聞記者としてその第一報を投げ、大に金儲けせん。記者と私と相顧みて呵々大笑したわけであるが、諷つて、若し私が、最近にマドリッドへでも轉任してゐたならば、

スペインの動亂は、現在以上に燎原の火の如く燃え擴がり、今頃はすでに歐洲各國へも飛火してゐたかもしれないと、自ら苦笑を禁じ得ない次第である。

夫でスペインの動亂が果して歐洲の動亂に迄進展するものなりや否やに就いて諸君の判断の材料を次に御披露しやうと思ふ。

スペインは六年前に、王室が顛覆し、共和政體と變つたが、爾來左翼の一派と右翼の一派とが交互に内閣を組織し、左右兩翼は尖銳的に對立の勢ひを示してゐた。本年二月の總選挙で左翼が大捷を博し、政權は全く左翼の手に歸した。その以前、左翼派は右翼政權のために非常に酷められてゐたので、時こそ來れと、復讐の意味で右翼に大彈壓の手を加へた。それが又右翼を少からず刺激して、七月中旬モロッコの一隅に先づ火の手が上つた譯である。爾來、南方からはフランコ將軍、北方からはモラ將軍が首都マドリ

ードを目指して進撃し、國內到る處に政府軍、反政府軍の衝突を見つゝ、以て今日に及んでゐる次第である。最近の情報に依れば、政府軍の旗色はとかくに華々しからず、マドリードの陥落も時間の問題であるやうに傳へられてゐるが、この程マドリードの市長が、市民に對し「敵の飛行機が毒ガスを散布するもやうである。市民は宜しくこれに準備するところ

がなくてはならない」と布告を發してゐるところを見ると、マドリードは餘程危機に迫つてゐるものと見るの外はない。しかしかりにマドリードが反政府軍の手に歸するとしても、それでスペインの動亂が終幕を告げるものと思ふのは早計であらう。スペインは大部分が農民であるが、地中海寄りのカタロニア地方には、工場労働者が多數に住んでゐる。かれ等は思想系統からいへば左翼に屬する。だからもしマドリードが陥落したならば、都をバロセロナに移して、別に、左翼派

の政府を樹立するであらうことが想像される。それ故、右翼派がかりに政權を握るにしても、スペイン全土に互つて政權を握ることは容易なことではあるまいと思はれる。かゝる——スペイン國內の問題よりも、私共として注意を要すべきは、スペインの動亂を中心として、歐洲各國がいかに動くかといふ問題である。新聞にも連日報導せられてゐる通り、ス

ペインの政府軍に同情を有ち、これを支持しやうとしてゐるのは、フランス、ソ聯の兩國である。これに反して、反政府軍を援助しやうとしてゐるのは獨伊の兩國である。さてこの機會に一言説明しておきたいのは、「人民戦線」といふ稱呼である。「人民戦線」とは、フランス語の「フロン・ポピュレール」といふ言葉の翻譯である。或る人が、この「人民戦線」といふ言葉を見て、これはいゝ、これは人民全體といふ意味で、即ち舉國一致を意味する、といつたといふ話がある

が、言ふまでもなくそれは見當違ひである。事の起りは一昨年の夏、フランスで社會黨と共產黨とが相談して、同じ左翼派がからバラ／＼になつてゐては、戦線の統一がつかず、獨伊のファツシヨ、ナチスに對抗出来ないから、宜しく兩者提携して、かれ等に當らうではないかとの話合が出来た。それには勿論第三インターナルの働きかけがあつたのである。その後昨年の夏、モスコイにおける第七回コミンテルン大會において、かれ等の常套的旗印である資本主義打倒、戦争反對の決議と共に、ファツシヨ、ナチスに對抗するために、第二インター、第三インターの握手を決議した。即ち桃色と赤色とが一つになつて、黒色に對抗しやうといふのである。獨伊の勃興に脅威を感じての話である。この作戦がフランスにも移つて、共產黨、社會黨の戦線に更に急進社會黨も加はつて、「人民戦線」と銘打つた。スペインでも二月の總選挙で、「人

民戦線」の内閣が出来た。ところが間もなく今回の動亂となつた。元來スペインの——フランスも同様であるが——人民戦線内閣は、表面は桃色であるが、裏面を糸を繰るものは赤である。いはゞ内閣は共產黨の傀儡にすぎない。現にスペインで政府軍が愈々不利となるや、共產黨は蔭で糸を繰るだけでは足りず、とうとう眞赤なのが、淺黄の頭巾を抜き捨て、正面舞臺に飛び出して來た。極左黨の首領カバレエロが内閣の首班となつた所以である。かくてフランスとスペインとは、「人民戦線」の共同陣營において、一脈相通するものがあるので、しば／＼フランスのスペイン政府支援が傳へられて

を眞ん中において、片やソ聯、佛、片や獨伊と、左右兩翼の陣營が、漸次鮮明に對立の形を取りつゝあることは争へない事實である。この間に在つて英國の態度はどうかといふに、不即不離である。フランスとしては、自分の味方であるスペイン政府軍を積極的且露骨に援助することになれば獨伊の反射作用を捲き起し惹いてヨーロッパの動亂に迄擴大するかも知れず其邊の責任をとる爲にはフランスとして自信が未だ無い。そこでフランスは、自らイニシアチーブを取つて、英國を誘ひ、スペイン不干渉案なるものを持ち出した。獨伊は當初參加を渋つてゐたが、御互にスペインの兩軍に對して武器を供給し、

動亂を助長するやうな事はやめやう、との原則論だけは話合が付き、次でロンドンに不干渉委員會なるものが出来、數次の會合を重ねつゝ今日に及んでゐる。すると最近、ソ聯が爆弾動議を出した。

あるとき、これと對蹠的關係において、反政府軍のバックとなつてゐると傳へられるのが獨伊の兩國である。新聞で見ると、双方の立場からいろ／＼な説が行はれてゐる。その一々の事實が果して的確であるかどうかは分らないが、スペイン

の政府を樹立するであらうことが想像される。それ故、右翼派がかりに政權を握るにしても、スペイン全土に互つて政權を握ることは容易なことではあるまいと思はれる。かゝる——スペイン國內の問題よりも、私共として注意を要すべきは、スペインの動亂を中心として、歐洲各國がいかに動くかといふ問題である。新聞にも連日報導せられてゐる通り、ス

伊、獨、葡の三國は、協定に違反し、反攻府軍に武器を供給してゐる、と擡起となつて騒ぎ出した。獨伊側も負けずにやり返し、その結果ソ聯は委員會を脱退し、自由行動を取るかもしれぬとか何とかいふ騒ぎとなつた。スペイン動亂を繞つて、歐洲の政局は、朝夕を計られぬ程目まぐるしき變轉をしてゐるが、結局において、ソ聯對獨伊の尖銳的對立といふ傾向を助長しつゝあるかに見える。

(六)

それにつけても獨國の勃興こそは注目しに値する。最近歸朝した人々の話を聞いても、歐洲で一番注目の要あるのはドイツの動きであるといふ。フランスのドイツ包圍政策は言はずもがな、他の列國と雖も、いかにしてドイツの擡頭を抑壓すべきか、抑壓出来ないとなれば、いかにしてその調節を可能とすべきか、これが歐洲政局の動きを知る鍵であるといふ。

私もたしかにさうであると思ふ。現在歐洲の根幹を揺ぶり、若くは揺ぶる原動力を有してゐるのはドイツであるといつていい。しかもこれに伊國が加つて、現状打破の大立物となつてゐる。大戦後、獨國は、いはゆるイクオール・キヤムベーンを目標として、正々に力強いステツプを踏んで來た。ヒットラー出現以來殊に有名な爆彈宣言の下に再軍備に着手自ら緊縛を断ち切り、次で聯盟脱退となつた。伊エ紛争中には非武装地帯たるライオンランドに兵を進め最近には獨塊協定が出來、ドイツ系民族は互に手を握り合つて、國家の發展を圖らうといふことになつた。しかもこれには伊國が一臂の力を貸してゐるかに見える。何れにせよドイツの動きは、歐洲の注目の的となつてゐる。それについて一番心配してゐるのはフランスである。フランスは小協商國を誘つて、ドイツ包圍陣を布いてゐたが、それでも安心出來ず仲の良くなかつた。

聯とさへ相互援助協定を結ばざるを得ないこととなつた。戰爭以來、フランスはソ聯に澤山金を貸し、それを返さぬといふので、一時は泥棒呼ばりまでしたソ聯と握手したのである。フランスは國內的にも頭痛の種が絶えない。最近右翼の擡頭あり、財政的にも困難である。考へて見ると、ドイツがライオンランドへ兵を進めたときに、フランスは、國境に兵を集め實力を以てこれを阻止すべきであつた。さうすれば、ドイツとて戰爭してまでも、といふ元氣はなかつたらうから、退却したにちがひない。ヒットラーはそのつもりであつたと聞いてゐる。フランスがその態度に出でなかつたのは、取りかへしのつかぬ大失敗であつた。小協商國も、そのためフランスを見くびるに至つた。フランスは頼りにならぬと思ふに至つた。そこへ、最近のベルギーの中立政策宣言は、その傾向に拍車をかけるものである。ベルギー皇帝は、國務會議の席

上、同盟政策を廢し戰爭に捲き込まれざる要心をすると共に萬一の場合、他國からの侵略に備へるために、ベルギー自身に國防の充實を圖つて置かねばならぬ、といふ意味のことを述べられた。フランスに對する從來の依存態度から、ベルギー自ら脱却しようといふのである。これはフランスにとつて由々敷問題である。大戦當時の經驗からいつてもベルギーの向背は大問題である。フランスのドイツ包圍陣は今や破綻に類してゐる。フランスと反對に、ドイツがベルギーの中立宣言に好意を寄せてゐるのは理の當然であらう。

由來、佛白と英と、この三國間には、參謀本部間の話し合ひすら進んでゐたのであるから、ベルギーの中立政策宣言については、英國とても一應は眉をひそめて見たやうだが、頗る微温的態度で、餘り多くベルギーを攻めようとなしな。要するにフランスは追々國際的孤立を餘儀なくされ、往年の華やかさを失ひつゝあ

る。英國の對歐洲政策は、傳統的に不即不離である。かつてオースチン・チエーンバレンは言つた。英國が歐洲の問題につき戰爭に参加したのは次の三つの場合に限られてゐる。第一には全歐洲を支配するが如き強大な國が出現するとき、第二は、海峡の支配權が脅かされるとき、第三は、和蘭の港が危殆に瀕するとき、である。と。即ち英國は、第一に歐洲に強大なる國家の出現するを欲しない。大戦前のドイツがそれだつたので、英國はドイツを抑へるために戰爭に参加した。戦後ドイツの没落に伴ひフランスの勢力が盛んとなるや、英國は、ドイツに對する手を少しづつ、緩めてフランスの頭を抑へやうとした。こんな風で英國としては、自國に對し直接の脅威を感じない限り、歐洲の問題で戰爭を開始するやうなことは先づあるまいと思はれる。英國のやうな領土も資源も豊富な大國としては、さ

うした態度を取るのが自然であらう。英國が現状維持派の大立物であると共に、國際聯盟の擁護者である所以である。同じ聯盟の擁護者ではあるがフランスのは英國とはちがつて、目標が飽くまでもドイツに在る。では、イタリーの地位はどうであらうか。獨はナチス、伊はファツシヨ、イデオロギーの相通するところから兩國の接近は一應理解が出来る。現状を打破して國運の進暢を圖らうとする意氣と必要とにおいて兩國の一致を見る。果せるかな、伊がエチオピアを攻略する際にも獨は黙つて傍觀してゐた。イタリーのエチオピア合併後、ドイツはエ國の首都からドイツ公使館を撤去し、領事館を置いた。これは事實上のエ國合併承認である。最近イタリーの外相チアノ伯はドイツを訪問し、ドイツ外相と會見し、ヒットラーとも會見せんとしてゐる。會見の内容はよく判らないが、獨伊の接近を物語るものであることに疑ひはない。

ドイツのミラン宣傳相が「歐洲を赤化の禍から救ふものはドイツとイタリーである」と叫んでゐる如く、獨伊の兩國は、ソ聯を共通の敵とすることによつて、互に堅く相結ばれる因縁を有つてゐる。しかし埃國の問題では伊と獨との利害は必ずしも一致しない。ドイツが埃國を合併すれば、隣りにいつ何時敵となるかも知れない大國が出現するわけで、イタリーとしては高枕安臥を許さない。ストレザ會議で、イタリーがフランスと手を組んでドイツを抑へやうとしたのはそのためである。その他ドイツの東方進出政策と、イタリーのそれとも、互に利害の相容れないものがある。それにも拘らず、最近では、兩者益々相接近しつゝある。といふのは、兩者の共通の對象としてソ聯といふ大きな姿が、歐洲の政局にその黒い影を濃く投じつゝあるからである。ソ聯こそはまことに神秘的な存在である。ソ聯の國內情勢を説くことはこゝに

は略するが、いはゆる五ヶ年計畫で、大に國力の充實を圖つた。第一期は重工業一點張りで、そのために國民は塗炭の苦を嘗めた。その代り獨裁政治は徹底的に行はれ、軍備の充實は實に著しきものがある。ソ聯の目標は、東は日本、西はドイツである。ソ聯の國防は、この兩國を同時に引き受けてもビクともしないと豪語するまでに完備したものといはれる。多少の割引は要するとしても、ソ聯が少くも國防において飛躍的發展を示してゐることは争へない事實であらう。しかし國內的には、さすがのソ聯も種々雑多の悩みがあるらしい。スターリンの獨裁政治に對して、相當に反對派もある。現に最近にも、ジノヴィエフ以下相當數の人々が死刑になつてゐる。ソ聯現在の政權が、必ずしも盤石の安きに在るとは限らない。一方外部的にソ聯の國境を脅かしつゝあるものは、前述の如く今日日の出の勢ひあるドイツである。ドイツの

「東へく」の傳統政策の前にソ聯とても安閑たることを得ない。先日の新ユーレンベルグの大會においても、ドイツは最も露骨にソ聯の攻撃をしてゐる。ソ聯とドイツとの關係は、恐らく日を追ふて緊迫を告げるであらう。況んやソ聯が後押しをしてゐる「人民戰線」の陣營も、スペインの反政府軍の優勢、フランスにおける右翼の擡頭等によつて、必ずしも樂觀を許さざるにおいてをやである。ソ聯の立場も亦多事多端といふべきである。否々、多事多端なるはひとりソ聯のみでない、歐洲全體が然りである、否々、全世界が然りである。が、歐洲は最も濃く風雲を孕んでゐる。

(七)

最後に一言申し添へる。日本は年に百萬人づゝも人口が増加して行く。この處分方法をどうするか、これが國策の根本

問題である。世界に適當の土地があつても移民を自由に送る譯に行かない。滿洲への移民工作とて限りがある。一方日本は、東亞の平和を維持して行く責任がある。それはやがて世界の平和に貢献する所以である。しかるに外國人は、日本人を目して動もすれば好戰國民といふ。日清、日露の戦争や、滿洲事變などが、かれ等にさうした印象を與へたものであらう。私なども、外國にゐる機會ある毎に、かれ等に對し、日清、日露の兩戰役並に滿洲事變の如きは、實に日本として已むに已まれぬ戦争で、決して徒に戦争を好むものでないといふことを説いて聞かせるのであるが、どうもかれ等にはよく納得が行かないらしい。それについて私は思ふ。今日の日本は昔日の日本ではない。世界の日本である。故に宜しく、世界に向ひ積極的に自國の立場を説明するがいゝ、自ら進んで世界に呼びかけるがいゝ。近年稍もすれば外國からの詰問

的質問に對し、汲々として言譯に暇なきが如き場合が多かつた。將來はそれでは不可ないと思ふ。世界の日本として、世界における日本の生存權を主張すべきである。海外へ出す商品の如きも、良質廉價のものを送り出すことは、世界における一般消費大衆の幸福を増進する所以であるといふことを堂々と主張するがいゝと思ふ。積極的にそれをかれ等に理解さすべきだと思ふ。私が長春の領事をしてゐるときに、例のリットン卿の一行と會見した。私は口幅つたいことではあるが、會見前心中私かに滿洲事變については、被告的立場からではなく、自ら進んで積極的にかれ等の蒙を啓くといふ態度で臨まねばならぬと決心した。それで二時間半に亙る會見で、すべて私の方から先手を打つて話してやつた。今後は須らくこの指導精神によつて外國に對すべきであると思ふ。從來の受身的態度は是非清算しなければならぬ。先刻もラヂオ

を聞いてゐると、日本人は實に優秀なる民族で、やがては世界に誇り得る長所實力があるといふやうな御話をされてゐた。徒に大言壯語するのは慎むべきであるが、その位の自信と抱負とは有つてゐてよいと思ふ。すでに世界の大国となつた以上、日本も大国としての態度が欲しい。外國から詰問を受けてその言譯に奔命するやうなことでは心細い。堂々と世界に呼びかけ、世界に乗り出すべきである。さすれば日本の前途は實に洋々たるものがある。しかしながら今日の日本は多事多難である。道は荊に充ちてゐるとはいへ、惠まれた神國日本は、必ずその險難を克服しつゝ、良き一歩々々を踏み出して行くことであらう。私共外交の事に當つてゐるものも、その祝福された日本の運命を深く信じつゝ、毎日々々を喜び勇んで、職務に従事してゐる次第である。

協
會
記
事

◇廿五年以上勤績者並に十五年以上
皆勤者表彰

例年十一月三日 明治節をトし本會が施行する判任官以下刑務職員の廿五年以上勤績者並に十五年以上皆勤者の表彰は本年も 明治節に各刑務所に於て記念品(銀杯)を授與し表彰を行つた。本年は廿五年以上勤績者五拾四名、十五年以上皆勤者百六十六名、廿五年以上勤績並に十五年以上皆勤者六名合計貳百貳拾四名の多數に上つた。

表彰者の人名左の如し。

廿五年以上勤績表彰者

銀杯壹箇(五十四名)

豊多摩 大武 鐵 四 同 春日 藤 作
横濱 池田 詮 季 静岡 山口 寅 吉
千葉 山根 金 一郎 長野 夏目 善 太郎
水戸 小林 利 吉 新潟 福島 三 治
同 所 鶴 彦 大阪 田中 岩 藏
前橋 關口 清 作 神戸 吉川 平 次郎

高松 鳥 賀 長谷川 清十郎
高松 上路 甚三郎
高知 熊野 染太郎
名古屋 鈴木 豊彦
岐阜 田中 成巖
山口 古田 學
福岡 清永 徳太郎
同 山口 小 七
熊本 原田 忠 吉
鹿兒島 小田 猪之助
同 田中 七 藏
宮崎 木下 右 京
同 羽田 野 直
同 佐々木 久
秋田 古 仲 勇 吉
同 工藤 亮 助
青森 後藤 兵之助
札幌 齋藤 徳 治
同 井 洞 由 助
同 相原 千 吉
同 櫻田 久 太郎
高知 白濱 佐一
同 高橋 順次
同 高橋 勝熊
名古屋 山田 直次郎
同 河合 鑪 太郎
同 横井 米 藏
同 田中 金 治郎
同 水野 庄 五郎
同 岡田 榮 七郎
同 枇把 橋 喜一
同 橋本 義 二
同 光本 義 一
同 小野 寺 忠 吉
同 廣瀬 庄 一郎
同 湖橋 貫 一
同 中屋 莊 市
同 山 永 正
同 片山 和 三郎
同 宮野 敏 雄
同 栗栖 新 一
同 末田 ウメ
同 高橋 等
同 大村 彦 次郎

十五年以上皆勤表彰者

銀杯壹箇(百六十四名)

小菅 上野 慧 空 同 阿部 榮 之助
同 若林 金 延 同 齋藤 守 吉
同 伊澤 彌 四郎 宇都宮 椎 徳 一郎
同 松井 爲 壽 前橋 工藤 政 吉
同 鈴鹿 寛 一 同 宇野 篤
同 中村 一 郎 同 佐藤 健 一
同 笠井 一 也 同 齋藤 藤 太郎
市谷 高木 銀 重 同 古澤 文 明
豊多摩 菅野 治 策 同 原 正 重
同 寺崎 工 治 静岡 望月 庄 太郎
同 若海 喜 一 甲府 久保川 一 雄
同 森田 仁 太郎 同 坂本 常 太郎
同 勝間田 平 太 長野 島田 誠 吾
同 新井 金 作 同 佐藤 秀 次
府中 森山 新 之助 同 古林 豊 四郎
同 吉川 長 四 同 柳見 澤 彌 太郎
同 金光 清 喜 同 鈴木 以 孝
同 横濱 常石 政 次郎 同 原 瑳 磨
同 千葉 大野 三 郎 同 山口 勇 四郎
同 上原 新 太 同 深尾 孟
水戸 久保井 覺 治 同 犬飼 茂 登 一

新潟 富永 久 一
同 稻葉 松 太郎
同 宮川 勝 次
京都 森田 朋 行
同 大島 はり
同 伊藤 文 四郎
同 早川 スミ
同 澁谷 昇
同 池田 福 次郎
同 柴田 雄 治
大阪 野 際 麓
同 楠 敏 一
同 世良 末 松
同 仁熊 登 茂 太
同 松井 金 次郎
同 岩本 永 松
同 加賀 清
同 井場 定 次
同 中村 伊 三 次
同 藤原 宇 一 郎
同 田代 五 郎
同 大塚 平 太
同 戸田 義 廣
高知 白濱 佐一
同 高橋 順次
同 高橋 勝熊
名古屋 山田 直次郎
同 河合 鑪 太郎
同 横井 米 藏
同 田中 金 治郎
同 水野 庄 五郎
同 岡田 榮 七郎
同 枇把 橋 喜一
同 橋本 義 二
同 光本 義 一
同 小野 寺 忠 吉
同 廣瀬 庄 一郎
同 湖橋 貫 一
同 中屋 莊 市
同 山 永 正
同 片山 和 三郎
同 宮野 敏 雄
同 栗栖 新 一
同 末田 ウメ
同 高橋 等
同 大村 彦 次郎

岡山	入江夏太	同	森義雄
同	中島幸十郎	同	佐竹利助
同	前田寛一	同	荒友治
同	久保巳之助	同	小笠原由松
同	大谷石松	同	小野田増吉
同	藤本政一	同	赤井潔
同	乘松宇平	同	有馬源四郎
同	高木幸雄	函館	藤田順
同	濱地七郎	同	白井長吉
同	谷貞彦	同	吉田大六
同	古賀清二	同	川橋政十
同	泊重志	同	澤村三次郎
同	堤鐵藏	同	榎本祐五郎
同	井上末次	同	志田吉太郎
同	山田直彦	同	堀川彦助
同	長倉喜好	同	阿部林藏
同	堀信夫	同	菅野龍之助
同	秋田茂木友治	同	榙太草野友治
同	青森和由才一	同	小田原少年下澤喜三郎
同	長崎由松	同	神保隆二
同	藤倉武	同	川越少年小高岩松
同	今井芳藏	同	原萬藏

姫路少年	上月愛太郎	同	佐々木長左衛門
同	花畑眞作	同	伊藤文八
同	小原鹿治郎	同	武田勝正
同	立石晋作	同	高橋さん
同	澤邊安市	同	馬場敬藏
同	林光房	同	永池集
同	長沼末太郎	同	高木末藏
同	三島長作	同	出口卯三郎
同	長谷川幹雄	同	平野惣太郎
同	平岡太市郎	同	福富正武
同	北野竹太郎	同	山村末男
同	前野家一	同	塚原鴛之助
同	長谷川巳吉	同	小柳喜馬太
同	高橋又兵衛	同	盛岡少年藤村谷次郎
同	針生傳次郎	同	曾部郡司
同	鈴木平記	同	刑務協會平居三郎

廿五年勤続並二十五年皆勤併表彰者
銀杯(三ッ組) 壹箇 (六名)
水戸 前島鶴次郎 熊本 北岡重民
熊本 加來豊喜 同 芳賀國藏
宮崎 首藤虎吉 同 以上
宮城 長谷川巳吉

◇恒例茶話會

二、二六事件以來久しく中絶してゐた刑務協會主催恒例茶話會は、八ヶ月ぶりの十月二十四日午後一時より刑務協會第一講堂において開催、外務省情報部第三課長田代重徳氏の「風雲を孕む國際政局」(別項掲載)と題する講演により、日支兩國の關係並にスペインの動亂を中心とする歐洲各國の動きにつき學ぶところありたる後、漫才手品の餘興に打ち興じ、和氣瀟々裡に午後四時散會した。當日の出席者は次の通り。

(行刑局) 山崎壽馬、牟田初太郎、横山和義、松山憲太郎、松富哲 (小菅) 柳原鎮平、田口房治、淺賀榮、水村安久吉、山田芳之、増田四市、高橋磯八、三浦末治 (横濱) 菊地卯吉、藤谷玄雄、旭野正信、中島直市郎、菊地正雄、横溝萬吉、清水卯吉、鳥光明文、井上謙二 (府中) 畠山義承、西島泰英 (豊多摩) 加藤專精、土橋惣太郎、花崎堯順、高木銀重、藤木康俊、齋藤文藏、西明秋晃、(浦和) 双木文四郎、吉藤賢英、朝倉晃朗、川田操、木暮吉之助、石田實、池原良藏 (八王子少年) 金澤公炳、玉井策郎、鈴木環、井上禎三、馬場源吾、藤内好雄、濱中榮一、森原國法、山口良英、萩原四郎、長田弘義、(甲府) 島田敏太郎、清水嘉廣、古屋盛安、信本教圓、藤原總之助、横森精作、(千葉) 安東福男、石澤信次、中克巳、山本堯春、龍山峻、大手玄秀、陣野原仁助、高橋克巳、

石渡武、片岡國松、(前橋) 佐藤深海、高橋吉郎次、宇野篤(川越少年) 太田卯八、小玉賢道、高橋良雄、市川藤吉、福岡巳之吉、吉川常二、關口甲子次、藤倉留造 (宇都宮) 飯島長治郎、村田幹雄、米陀市藏、新井源藏、野中正大、金子友司、奥山カクノ、小林アサ、船田ミチ (小田原) 香椎豊次郎、辻多七、土肥直方、瀬戸口鍊志、下澤喜三郎、津山信嗣 (水戸) 吉田綱紀、杉浦長之、城戸時登、江澤利一郎 (土浦支) 小林利吉、その他刑務官練習生、石井豊七郎、香川又次郎、渡邊義勝、松山爲治、高野直四郎、末光柴平、根本仙三郎、飯島藏作、満井直順 (以上)

謹告

今般左記へ轉居に付き此段謹告仕候
世田ヶ谷區玉川田園調布二丁目七〇三番地ノ三號
吉 江 知 養

誤植訂正

本誌九月號所載の『看守生活を語る座談會』(下) 四十六頁下段左から三行目「中には」は「以前には」の誤植につき右訂正す。

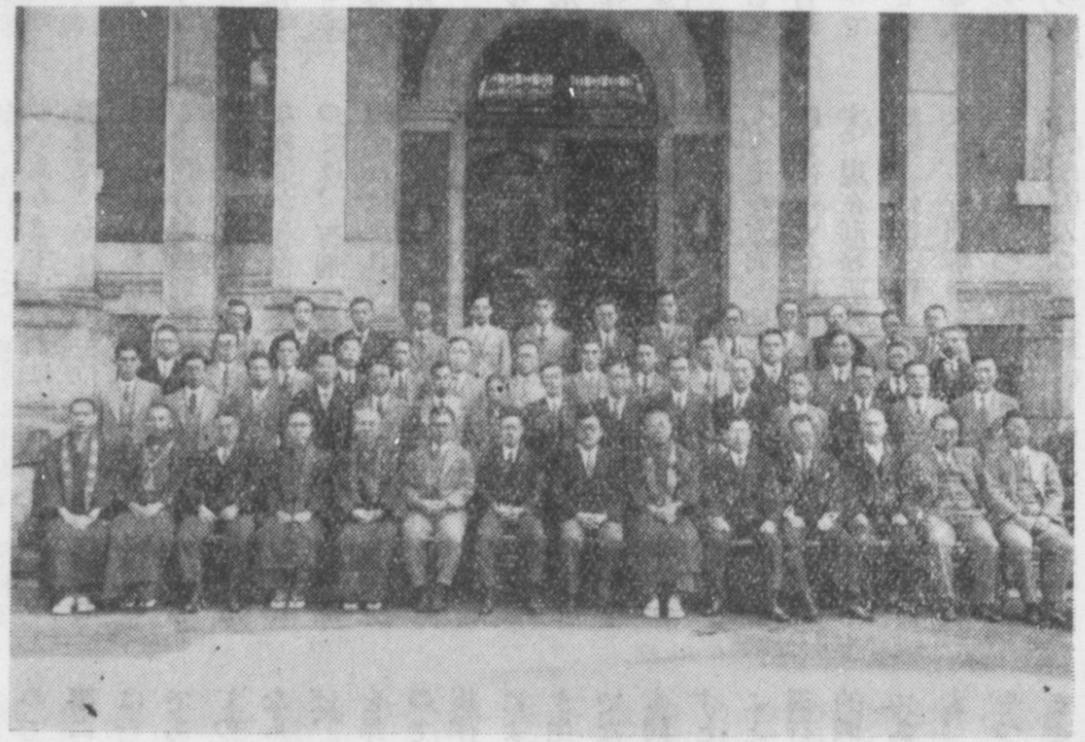
第十回刑務教誨事業研究会閉會式

第十回刑務教誨事業研究会閉會式は十月三十一日午前十時から刑務協會第二講堂に於て舉行、本省側よりは岡、吉江、中尾の各書記官、椎名、吉田、柳原、東の各刑務所長並に各教務課長、本願寺側よりは藤音研究會長、宮崎社會部贊(以上西本願寺)、沼波輪番、川並贊事、本多録事、岩崎録事等參列、香川主事の挨拶にて開式、藤音會長より夫々證書の授與ありたる後、同會長は左の訓辭をされた。當研究會も開所以來三週間に互り各位の御研究を煩はし、頗る充實した日を送つてまゐりましたが、幸にして各位は、御健康その他に何の御障りもなく、豫定のコースを無事修了して、こゝに閉所式を舉行するに至りましたことは、先づ以て御同慶に存じ上げる次第であります。又講師各位におかせられては、御多用中のところを當研究會のために特に時間を御

割きなされて熱心に御講義下され、御蔭を以て研究生一同絶大の收穫を得ましたことは、まことに並々ならぬ御厚意として、この機會に私から深く御禮申し上げる次第であります。更に刑務協會としては日々多數の研究生が出入して、意外の御邪魔申し上げましたに拘らず、長時日に互つて講堂の使用を御許し下され、且つ研究生に對し何かと便宜を御與へ下さりまして、まことに有り難いこと、これ亦厚く謝意を表する次第であります。さて開所式の際にも御話し申した通り、司法本省におかせられては、事務多端の折柄にも拘らず各位のために特に上京を御許し下され、當研究會の開催に對し何かと一方ならぬ御盡力を賜はつたことでありまして、その點兩本山としても、まことに感激に堪へない次第であります。各位としてもよく本省の意の存するところ

ろを理解されて、御歸任の上は、今回の研究の成果を實地の執務上に遺憾なく發揮され、以て本省の御期待に反くことのないやう十分注意されなければならぬのであります。各位は國家の官吏として、國家の事務に奉仕するものであります。が、一面親鸞教徒としての本分を有することを忘れてはならぬのであります。國家が各位を、行刑教誨といふ國家の事務に當らせて下さるのも、つまりは各位の親鸞教徒としての人格を通して受刑者に對し良き感化を與へようとする趣旨に外ならぬこと、信ずるのであります。その點各位の深き自覺と反省とを特に御願ひいたすのであります。さればとて各位はいはゆる一人よがり陥つてはなりません。一人よがり陥つて他の方面との調和を缺くやうなことがあつてはならぬのであります。他とよく調和を保つて、渾然として一體たる刑務に奉仕すべきであります。と同時に、各位は出来るだけ眼界を廣くして、苟も行刑の目的を達する

に必要な事柄なれば、進んでこれを自家華籠中のものとなし、以て行刑教誨の内容を豊富にすることに心がけねばならぬのであります。それがためには、時として刑務關係以外の人々とも、交際し協力する必要があるでありませう。さやうに心がけることが、親鸞教徒としての眞の立場を持つる所以であり、又行刑教誨といふ自己の職務に萬全を期する所以でもあると思ふのであります。要するに各位は、親鸞教徒として人格を確と保持し、益々その向上進歩に努力しつゝ出来るだけ眼界を廣くして、夫々各自の職務に邁進し、以て行刑教誨のために十分なる貢獻をいたすやう努力されたいのであります。何卒その御決心で、御歸任後は、一層の御活動を願はしう存する次第であります。前後に期間中は、香川主事その他係りの



方々に、いろ／＼御面倒な御世話を願ひまして、厚く御禮申し上げます。暫く各位を御預り申してをりましたが今日を以て御別れとなりますので、右、言葉言を呈して御挨拶に代ふる次第であります。次で岡書記官は岩松行刑局長の代理として左の祝辭を述べられた。本日は岩松行刑局長が御臨席になつて各位に對し一場の御挨拶をされる筈でありましたが、生憎大阪控訴院管内司法保護研究會總會に御列席のため大阪へ御出張になつてゐられますので、甚だ僭越ながら私が代つて、各位に一言御祝ひの御挨拶を申し上げる次第であります。各位が今回第十回行刑教誨研究會の課程を滞りなく御終了になり、本日を以てこの目出度き卒業式に參列されますことは、ひとり各位にとつての御喜びであるばかりでなく、わが刑務界の

のため、將た國家のために、御同慶に堪へぬ次第であります。

行刑教誨研究會も、本年を以てすでに第十回といふ回数を重ねることになりましてさうで、まことに東西兩本願寺が、明治初年以來わが行刑教誨のため御盡しになつた御功績は今更申すまでもないこととありますが、しかも毎年の貴重なる時間と多大の經費とを費されてこの研究會を御開催になり、以て彌が上にも、わが行刑教化のために御貢獻になつてゐられます御誠意に對しては、私共行刑に關係を有するものとして、常に深甚なる感謝の念を禁じ得ない次第であります。申すまでもなく、行刑教誨の本質は、犯人を教化して改過遷善の實を擧げしむるといふことに在るのであります。行刑そのものゝ目的も亦その點に存するのであります。即ち行刑教誨の本質は、そのまゝ行刑そのものゝ本質をなしてゐるのであります。換言すれば、行刑教誨の指導精神は即ち行刑の指導精神に外ならぬ

ますから、その點に深く思ひを致して、肉體的關心を通じて囚人の精神方面に向つて藥餌を投ずるといふのがその結局の目的でなければならぬと思ふのであります。

かやうに、刑務所における各部門は、便宜上夫々違つた事務を分擔してゐますが、しかし、究局するところは、囚人の教化といふ點に歸着するのであります。その意味では、各部門の仕事は、何れも教務の仕事を買してゐるとも見られるのであります。しかし又これを逆にいへば、戒護、作業、醫務の仕事は、結局教務の仕事の一段たるに過ぎないと、かやうにも考へらるゝのであります。否さう考へた方が、むしろ、事實に即した適當の解釋であらうと思ふのであります。さういふわけでありますから、教務だからといつて、單に教務固有の仕事にのみ閉ぢ籠つてゐたのでは、教化の目的は達し得られないと思ひます。宜しく、行刑の目的は結局教化にあるのだから、教務

のであります。行刑における行刑教誨の地位は、それ程に主位的であり、指導的であるのであります。その意味において、舊時應報刑時代における行刑の指導精神と、現在のそれとの間には實に非常な相違があるのであります。舊時代に在つては、行刑は單に犯人を社會から隔離すればそれで能事足れりとしてゐたのであります。現在では、單に犯人を社會から隔離するばかりではなく、その隔離期間中において、よく犯人を教化薰陶して立派な眞人間となし、再びこれを社會へ送り返すといふ使命を擔つてゐるのであります。現在の一切の行刑施設も亦、その趣旨に則つてしつらへられ、少くもその方向へ向つて進みつゝあることは各位のすでに御承知の通りであります。現在刑務所の組織は、教務以外に、戒護、作業、醫務等の各部門に分れて、夫々の行刑事務を分擔してゐるのであります。がしかしその各部門と雖も、結局の目的は囚人の改過遷善といふことに在る

こそは行刑の中樞の仕事であるといふ信念の下に、自ら戒護、作業、醫務等の仕事にまで進出して、行刑の一切の事務は教務においてそのイニシアチブを取り、むしろそれによつて行刑の各部門をリードして行くといふ位でなければ行刑の眞の目的は達し得られないと思ふのであります。行刑の究極の目的ですでに教化といふことにある以上、行刑の一切の事務は、教務の仕事において綜合統一せらるべきが本當であると思ひます。それ位に重要な地位にある教務である故に、各位は決して引込思案であつてはならない、唯日曜毎に教誨堂で説教をしたり、個人個人を呼び入れて訓戒したり、身の上の相談に應じたりする位の程度で能事足れりとしてゐてはならないと思ひます。飽くまでも、堂々と行刑の各部門にまで乗り出し、自らそのイニシアチブを取り、

それ等をリードして行く位の信念と氣魄とを有たねばならぬと思ふのであります。かくてこそ、教務の仕事は、行刑に

のであります。歸着する所は教務の仕事に一致するのであります。従つて教務は一切の行刑事務の中樞となるべきものであり、又教務に従事する人々は、すべての刑務職員の中樞に立つてゐなければならぬものと思ふのであります。例へば、戒護としても、單に刑務所内の秩序を保つてさへるればそれでいゝといふものではなく、所内において囚人に、秩序規律を重んずるの良習慣を馴致することによつて、社會に出てやはり同様の良き生活を送るやうにとの目的を有つものでなければなりませんし、又作業として同様のこと、單に職業技術の訓練を施すといふだけではなく、勞働に従事することによつて、怠惰の陋習を除き、獨立獨行の勤勉心、忍耐力を養ふといふ精神的訓練を與ふるものでなくてはならぬのであります。又醫務保健の仕事と申しても、單に所内の衛生や病人の治療だけをやつてそれで事足りるといふものではありません。肉體と精神とは楯の兩面であり

における中樞の仕事として意義深きものであり、又教誨師各位の責任の重大さが背けることゝ思ふのであります。囚人の教化は申すまでもなく人格の反映であります。その點において各位は、自己の人格の向上といふことについて、普通人以上の責任を擔つてゐるのであります。六月の所長會同における司法大臣の諮問事項の中に「囚人教化に對する最も有效適切なる方法如何」といふのがありました

が、各所長の意見は結局囚人を指導するものゝ精神的訓練が最も必要であるといふことに歸着したのであります。教誨師各位が、一切のことに先つて、先づ自己の人格といふことに重點を置くべきであるといふことは、各位におかれてもすでに十分御承知のことと、私から改めて申し上げる必要もないことゝ存じますが、それと關聯して私が各位に對し御願ひいたしたいことは、各位はひとり囚人の教化に努力さるゝのみでなく、延いて戒護、作業等に従事してゐる他の刑務職員

の人格の向上養成といふことに對しても大に意を用ゐていたゞきたいといふことであります。前述の如く、教務は行刑事務の中心をなすもので、戒護も、作業も醫務も畢竟は教務の仕事のために存在するといつてもいゝ位のものでありますから、行刑のことについては、教務がそのイニシアチブを取り、他の一切の事務をリードして行く位でなければならぬ、これは前に申し上げた通りであります。これが前に申し上げた通りであります。が、その意味において各位は、單に教務ばかりでなく行刑そのものを背負つて立つといふ位の意氣組を以て、人格的にも他の職員をリードして行つていたゞたいのであります。各位の大部分は、斯道における最高の學府を出られた人々であり、従つて人格の點においても教養の點においても、宗敎家として普通人以上のものがある筈と存じます。それは、單に囚人教化に好適の條件であるばかりでなく、他の刑務職員に對しても亦模範的地位に立つものでなければならぬと考へる

のであります。

以上申し上げて來ると、各位の職責は實に重且つ大であります。従つて各位の御仕事は、精神的にも事務的にも非常に御多忙を極めることゝなりませう。しかるに現在のところでは、一名の教誨師が三百名乃至五百名内外の囚人を引き受けてゐるといつた割合で、各位の御負擔は實に非常に大きいのであります。私共としても各位に對しその點まことに御氣の毒で、申譯ないことゝは存じてをります。が、國家非常の際ではあり、定員の増加も思ふに任せぬやうな有様で、何かと苦慮はしながらも、各位に格段の御勉勵を願ふの外なき實情であります。國家非常の場合、御無理のことゝは思ひますが、各位の御諒承を乞ふ次第であります。

の具體的事實については、各位として或は格別耳新しいことでなく、恐らく各位のすでに御承知のことが大部分であつたらうと想像いたします。そこで私は思ふのですが、問題は内容、事實そのものに在らずして各位が諸先生方の人格の力、若くは思想そのものに直接に觸れたといふ點に意義があるのだと思ふのであります。講義といふものゝ意義は、智識の獲得といふことよりもむしろその點に重要性を見出すべきであると存じます。その意味で、當研究會は、短期間ではありましたが、各位にとり非常に印象深きものでなければならず、實に印象深きものであつたらうと存するのであります。何卒各位御歸任後は、諸先生方から受けたこの精神的收穫を十分に自ら消化し利用し、諸先生方の眞意の存するところをよく體得して、わが行刑のため、將た國家のために、一段の御精勵を御願ひいたしたいと希望いたす次第であります。右一言希望を述べて御祝辭に代ふる次第であ

ります。

更に吉田豊多摩刑務所長は、來賓代表として左の祝辭を述べられた。

各位が今回第十回行刑教誨研究會を滞りなく御卒業なさいましたことを、心から御慶び申し上げます。講習期間は例年に比し短時日と承つてゐますが、講師方の顔觸を拜見するに何れも斯道の權威者であり、且つ科目は行刑並に行刑教誨に關する最高の問題を取扱つたものでありますので、この研究會により各位の裨益せられたところは決して尠くなかつたことゝ想像いたします。さて私も本日この壇場から各位に對し何か御祝ひの言葉を申し述べたいと思ふのでありますが、從來私が卒業式といふやうなかやうな會合に參列する毎に、きまつて思ひ出す一つの記憶があるのであります。それが今日の場合に果してよく當てはまるかどうかは知りませんが、多少共各位の御參考になるかとも存じますので、それを御紹介

することゝいたします。いつぞやの日曜の午後、私が子供等の書齋にある書棚をそれとなく見廻してゐますと、その中に「冬彦集」といふ隨筆集を發見したのであります。吉村冬彦といふのは、各位も御存知でいらつしやいませうが、昨年物故された帝大教授理學博士寺田寅彦氏のペンネームであります。私自身は寺田博士と面識もなかつたのですが、私の娘が學校の關係で寺田博士のお嬢さんと親しく交際を願つてゐましたので、私も蔭ながら同博士には一種の親しみを感じてゐたやうなわけで、それで早速その冬彦集を書棚から引き抜いて、讀み始めたのであります。私は日頃から、普通文士の書いたものなどに格別の興味を有つてゐる方でもなかつたのですが、この冬彦集だけは、讀み始めて見ると非常に面白く、私もツイ時間のたつのも忘れて思はず讀了してしまつたのであります。寺田博士は夏目漱石の昔の御弟子さんのやうに聞いてみますが、私には漱石以上に、心を

惹かれたのであります。その冬彦集の中に、「案内者」と題する一篇の隨筆があります。私が各位に御紹介しようといふのはこの一篇なんです。冬彦さんの名調子やその深い氣持やを如實に御傳へすることは私の力に及びませんので、唯梗概だけを御話いたします。各位の御參考に供することいたします。人が何處かへ旅行をしようといふとき、多くの場合その地方の「旅行案内書」といつたやうなものを持つて行く、成程便利なもので一温泉の所在地なり、名所舊蹟の由來なり、又里程なり、汽車賃なりチャンネルと書いてある。案内書に従つて旅行をしてゐれば、佳い景色を見そこなつたり、名所舊蹟を知らずに見過したりするやうなことは先づない。しかしながら、案内書通りに旅行してゐるのでは唯、案内書に引つ張られて歩いてゐるといふだけで、自分自身が旅をしてゐるやうな氣がしない、旅の味といふものが本當には味へない。それは丁度、碁を打つ場合に、助言

者の言ふ通りに石を並べて行くやうなものである。布石としては正しいとしても、それでは、どうも自分で碁を打つてゐるやうな気がせず、碁の眞の興味を感じられない。これに反して、案内書によらぬ旅行は、成程温泉のあるのを知らなかつたり、名所舊蹟を見落したり、又道順を誤つたりするやうな場合もあらう、しかしながら、自分の考へで下手を定め、自分の脚で土を踏みしめながら、意の赴くがまゝに旅をしてゐると、自然を見ても、名所を見ても、それがピツタリと自分の胸に来て、いかにも自分が旅行をしてゐるといふことの興味と楽しさが味はれる。それは自分の體驗といふことが自分にもたらず賜物である。案内書ばかりではない、金閣寺とか何とか少し由緒のある寺院や神社等には、いはゆる案内人といふものがあつて、奇妙な聲を張り上げていろいろ説明してくれるが、その説明も態度もすべて機械的で、無表情的で、聴いてゐても一向に面白くなく、従

つて何も頭に残らない。それに困ることには、説明を聴いてゐる中に何か自分が興味を感じるものに出遭つても、少し見てもそれにはかまはずさつさと先きへ進んで行つてしまふので、面白いと思つても、ゆつくり觀賞してゐる餘裕がない。案内書や案内人に導かれての旅行や見物といへばざつとそんな風のものである。そこで思ふに、學校で教育を受けるのは、恰も案内者や案内人に導かれて旅をするやうなもので、便利は便利である。一々、科目によつて目標や方法を指示されつゝ勉強するのであるから、時間もかからねば、努力も少なくて済む。これに反して、獨學は案内書を持たずに旅行をするやうなもので、鬱然たる現代文化の林に自ら分け入つて、時によれば途に迷ひ、懸崖から墜落するやうな危険がないではないが、しかしそれだけに自分の力で自分自身の道を開拓して行くといふ楽しみも誇りもある、とかやうな觀察を、

寺田博士は「案内者」の題下に述べてゐられるのでありますが、最後に博士は、しかし名所舊蹟にしる、學問にしる、案内といふことは、案内する人にとつても案内される人にとつても、相當の困難を伴ふことである。況してそれが精神的方面に關することなれば、更に一層の困難さを見ることであらう。だが、別の考へ方からいへば、それは又案外に容易いことであるかもしれない、といふのは、精神的方面のことは、案内する人々も、される人々も、愛情若くは信仰といふやうなものがあつて、従つて案内者といふものは單なる案内人ではなくして、師であり、先生であるからである。すでに師であり、先生である以上、その人に導かれて誤つてかりに途を失ひ、荒野にさ迷ふことあるも、それは少しも悔ゆるところはないではないか、とかやうに結んでゐられるのであります。そして又、今日の状態を見るに、學校の教科書やノートにばかり嚙りついてゐる學生が甚だ多いや

うであるがこれは考へ物である、さうした案内書ばかりを當てにして、それに囚はれてゐては、自分といふものが開眼せず終つて了ふ惧れがある、さればとて、案内書を度外視し、既成科學を故らに無視して、我流一點張りで進まうとすると、學問でも發明でも徒に勞多くして、そのため或は目的に到達し得ないやうな結果に陥るかもしれない。要するに案内書に囚はれてならないと同時にそれを無視してはいけない、とも述べてゐられるのであります。まことに至言であると思ひます。

各位が當研究會で諸先生から御聴きになつた講義は、恰も案内書の如きものであると存じます。各位は決してこれを無視してはなりません、同時にこれに囚はれてはならぬのであります。受刑者の教化といふことは、理論ではありませぬから、それに對する一定の方式といふものは有り得ないことです。私は今朝淀橋の淨水池の側を通つて來ましたが、玉川

から流れて來る水をあの淨水池で淨化してこれを市民の臺所へ送つてゐる、もし受刑者の教化といふことに淨水池の如きあゝした装置があるものならば私共は何も苦しみことはないのであります。だが受刑者の教化にはそれが無いのです。まことに受刑者の心の淨化は、一定の方式や裝置に依るにあらずして、心と心と、人格と人格とがピツタリ觸れ合ふところに始めてその實現を期待し得るのであります。教化に一番大切なことは全くその點であります。心と心、人格と人格とが觸れ合ふことさへ出來れば必ずしも宗教でなければならぬといふ筈もなければ、又戒護でなければならぬ、作業でなければならぬといふ筈もないと思ふのであります。すべてが方便であり、すべてが淨水池の作用をなし得るのであります。各位はこれから御歸任になつて受刑者の教化に従事なさるのであります、恐らく各位は、經驗を重ねて行かるといふ

各位が當研究會で諸先生から御聴きになつた講義は、恰も案内書の如きものであると存じます。各位は決してこれを無視してはなりません、同時にこれに囚はれてはならぬのであります。受刑者の教化といふことは、理論ではありませぬから、それに對する一定の方式といふものは有り得ないことです。私は今朝淀橋の淨水池の側を通つて來ましたが、玉川

から流れて來る水をあの淨水池で淨化してこれを市民の臺所へ送つてゐる、もし受刑者の教化といふことに淨水池の如きあゝした装置があるものならば私共は何も苦しみことはないのであります。だが受刑者の教化にはそれが無いのです。まことに受刑者の心の淨化は、一定の方式や裝置に依るにあらずして、心と心と、人格と人格とがピツタリ觸れ合ふところに始めてその實現を期待し得るのであります。教化に一番大切なことは全くその點であります。心と心、人格と人格とが觸れ合ふことさへ出來れば必ずしも宗教でなければならぬといふ筈もなければ、又戒護でなければならぬ、作業でなければならぬといふ筈もないと思ふのであります。すべてが方便であり、すべてが淨水池の作用をなし得るのであります。各位はこれから御歸任になつて受刑者の教化に従事なさるのであります、恐らく各位は、經驗を重ねて行かるといふ

ふことを發見するゝでありませう。各位が何程能力に優れてゐても相手がその氣持になつて來なければこの仕事は効果が無いのであります。何を申しても各位は未だお若い。この仕事は或程度年をとつた人でなければうまく行かないやうに思ひます。勿論もうろくしてはいけません、三十前後の年少者では、相手から動もすれば輕視さるゝ嫌ひがあります。各位がやがて教務課長ともなるゝ頃には、年齢も相當進み、相手が自ら頭の下る位の貫録はついてまゐりませうが、先づそれまでは惡戰苦闘です。その惡戰苦闘を経なければ、教化に一番大切な條件である人格といふものが磨き出されて來ないのであります。幾多の難關にぶつつかつて、血みどろに苦しみ抜いてゐる間に、その鍛鍊によつて立派な人格が出來るのであります。歌人の若山牧水は、私の友人でありましたが、この人は實に苦しみ抜いた人でした。「秋の木の葉が戦ぐときは涙が出る」と、しばしば私に

もその苦しみを訴へたことがありました。それであればこそあのやうな立派な歌も出来、立派な人格も輝き出て来たものと思ひます。どうぞ各位も、御歸任後は、受刑者の教化といふことを中心として、あらゆる方面のことに研究の歩を進め、一難を経る毎に勇氣百倍といふ氣魄を以て、この困難にして意義深き仕事に従事され、わが行刑界のために御貢獻あらんことを切望いたす次第であります。右所懐の一端を披瀝して、御祝ひの言葉に代ふる次第であります。

最後に研究生荒木勝美氏は、研究生一同を代表して左の答辭を述べ右終つて香川主事の挨拶にて午前十一時閉式した、僭越ながら、研究生一同を代表しまして私から一言御挨拶申し上げます。私共は行刑教誨研究のため上京を命ぜられまして、三週間に亙り、各先生方の御熱心なる御講義御薫陶を辱ふると同時に、中央に於ける各代表的社會施設を視察するの機會を得て、いろ／＼な意味で多大

の收穫を得、こゝに閉所式に參列するの光榮を得ましたことは、一に司法當局、各講師先生方並に兩本山の御厚意に依ることゝ存じ、深く御禮申し上げる次第であります。

現時の社會情勢を見まするに、實に複雑多端を極めてをりまして、官公私を問はずあらゆる方面にはゆる更始一新を翹望してゐる氣運が察せらるゝのであります。わが行刑事務においても亦、同様の要求が感得せらるゝと思ふのであります。受刑者の教化といふ行刑本來の使命を荷つてゐる私共としては、その點まことに責任の重大さを思はざるを得ないのであります。歸任の後、實際の職務に従事するに際しては、先刻來賜はりました所長、司法當局並に來賓各閣下の御訓示、御忠言を深く胸に刻み、行刑教誨の本義を十分に自覺し、潑刺たる信念を以て、私共に課せられたる受刑者教化の貴い使命を果したいと、偏へに念じてゐる次第であります。今回の研究會において

學びましたことは、今後共決してこれを無意味に終らせまいと堅く心に誓つてゐる次第であります。何卒各先輩諸先生方におかれましても、私共のこの衷情を御酌み取り下され、將來とも幾重にも御教導賜はりますやうに切に御願ひ申し上げます。右閉所式に當り、感謝の意を表すると共に一言私共の決心の程を申し上げて、答辭といたす次第であります。

因に今回の卒業生氏名及講題目並に講師左の如し

出席者氏名

- 川崎良雲 小菅
- 眞田英昭 市谷
- 花崎堯順 豊多摩
- 西島泰英 府中
- 朽木惠翠 横濱
- 高橋諦秀 京都
- 藤川よき江 宮津(支)
- 大久保宗道 大阪
- 俵教雄 神戸

- 覺善理 玄奈良
- 荒木勝美 滋賀
- 加藤一誠 徳島
- 楠下芳輝 高知
- 千葉專磨 名古屋
- 野中静隆 同
- 杉谷兼昭 金澤
- 三好龍夫 廣島
- 奥田智桓 岡山
- 日下覺了 松江
- 釋正覺 長崎
- 笹野繁雄 佐賀(支)
- 西脇法慶 福岡
- 湯口慧眼 熊本
- 杉山隆演 宮城
- 梅園昭俊 青森
- 高谷秀明 釧路(支)
- 金林憲昭 川越少年
- 藤澤覺義 姫路少年
- 華野井香曉 岡崎
- 西木教俊 岩國少年
- 加藤昌廉 平壤

講師及講題

- 刑事政策 岩松玄十
- 司法保護事業ノ進化 森山武市郎
- 假釋放ニ就テ 岡五朗
- 最近行刑思潮 中尾文策
- 思想犯人ニ就テ 吉江知養
- 行刑ト醫學 芥川信
- 累進處遇令ニ就テ 正木亮
- 思想犯罪ト日本精神 平田勳
- 犯罪ノ經濟學的考察 小川太郎
- 神道ト國體明徴 加藤玄智
- 人間學 榑崎淺太郎
- 情操教育 乘杉嘉壽

- 北龍 靈詔 新義州
- 田中行 圓臺南
- 聽講生
- 香川 千章
- 藤井 惠
- 多賀 威夫
- 小島 秀月
- 寺田 正勝

- 經濟思潮 大内兵衛
- 宗教思想批判 宇野圓空
- 宗教々々育 淺野孝之
- 眞宗ヨリ見タル行刑教化 梅原眞隆
- 大乘佛教ノ實踐ト行刑教化 山邊習學
- 信行相關論 曾我量深
- 教誨實務研究 (研究所理事五名)

佐瀬庄三郎氏逝去

元典獄佐瀬庄三郎氏は十一月五日逝去されたので本會より謹んで弔意を表せり

神戸刑務所移轉工事情況

神戸刑務所

久しい間の懸案であつた神戸刑務所の移轉工事は、愈々去んぬる第六十九議會の協賛を経て、茲に總工費二百二十七萬一千四百〇三圓を以てこれを八ヶ年の繼續工事として新裝することとなつた。

場所は神戸の西端を離ること約四里、神姫國道に沿ふた明石郡大久保村の中字森田、松陰、大久保の三區に跨り、總面積五萬三千八百二十八坪の廣漠たる一區域をなして居る。地勢は殆ど平坦、而かも高燥にして陽當りがよく、健康地として申分はない。四方は闊けて人家に遠く、西北一帯は遙かに翠滴たる丘陵を繞らし、東は林崎村を距て、明石の城趾を望み、南は播磨灘を擁して淡路の島山を呼應の間に展開し眞に一幅の繪卷である。大久保は古來淳朴な農村で人情美を以て誇りとして居り、風光は明媚而かも平和なる此の農

邑の姿は實に刑務所の所在地として理想的であると信ずる。

交通は省線大久保驛に八町、又明石驛には約一里である。直ぐ前の國道には神戸姫路間のバスが間斷なく運轉して居るし、山陽電鐵も亦省線と列んで海邊を走つて居る。

工事は本年度は假設建物や給水排水其他の雜工事位であるが、明春四月からは威勢のよい鋸鑿の音を聽くことであらう。

寫眞は十月二十八日親しく敷地を御踏査、満足氣にカメラに向はれた林司法大臣閣下竝に當日隨伴の原田神戸地方裁判所長、荒瀬秘書官、藤居刑務所長其他所員及橋本大久保村長其他村の有志者諸氏である。

(口繪寫眞参照)



刑務所便り

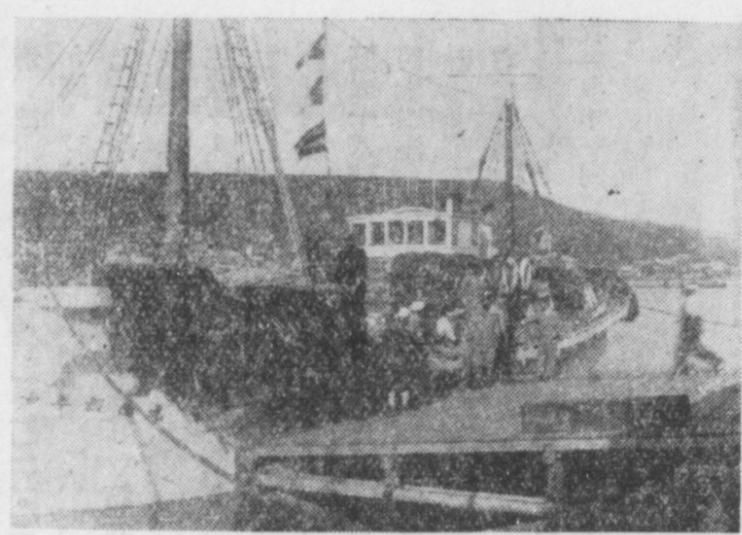
少年報國丸秋刀魚の大漁

浦賀少年刑務支所

當所々屬遠洋漁船少年報國丸は、去る八月十一日よりの處女航海をトップに、僅か二十日間に連續三航海と云ふ新記録的な豐漁撈を爲し、漁獲鱈一萬七千百九十尾、調定金額四千十六圓五十八錢と云ふ驚異的な大漁を得たので全員欣喜雀躍、勇氣百倍して次航海の活躍を待つたのである。

それで次航海は今開始の試みとして金華山沖の秋刀魚漁撈遠征の計畫を樹て、凡ての準備を完了、九月十六日母港浦賀を出港して十八日の夕刻岩手縣釜石港に入港し、愈々二十一日より解禁にな

る秋刀魚漁に出漁すべく待機の姿勢を執つてゐたが、二十日には認可證を入手し釜石を抜錨怒濤を蹴つて銀鱗躍る北海洋上に暴進したのである。二十四日には早くも魚群を發見、必死の勢で投網一擱五



萬尾、續いて七萬八萬と合計二十萬の秋刀魚を獲て九月三十日に意氣揚々として

釜石に入港、同港魚市場に水揚して調定金二千百二圓六十錢を得、再び十月六日に同港を出港秋刀魚の大群を追つて金華山沖四百七十哩の洋上を南西に向つて快走、漸く秋刀魚の群に突入、晝夜の別なく不眠不休の激戰四晝夜、其の漁獲驚く勿れ秋刀魚三十萬尾、七五噸もある本船の漁船にも全部詰め切れず、残りの二萬餘尾は止むを得ずして甲板上に山と積み鹽漬にした位であつた。面白い事にはこの作業中に長さ十間位もある鯨が二頭も秋刀魚網に頭を突込んで身體谷まり遂に動けなくなつてゐるのを發見した事である。其の鯨を一つだけでも持ち歸へりたかつたのは山々であるが何分餘り大きい爲船に揚げる事は出来ず曳航しようとしたが船足が重くてどうにもならなかつたので残念ながら捨て、歸へつたと云ふ嘘の様な事實があつた。斯くして少年報國丸は満船の大漁旗を高く繰がへして、見るからにうんと沈んだ船足に白波を蹴つて十月十五日午前七時三十分割れる様な喚呼の嵐を浴びて堂々と母港浦賀に凱旋

したのである。秋の味覚の王者秋刀魚が三十萬尾も浦賀の魚市場へ水揚げせらるると云ふ噂さが風の様には浦賀の町に擴がつて、浦賀の魚市場は時ならぬ見物人の黒山を築くと云ふ騒ぎ。

午前八時から午後十一迄の長時間を要して全部の水揚げを終り、測定金額三千三百五十五圓五拾四錢を得て一同は連日の疲労も忘れて報國丸萬歳を絶叫したのであつた。二十一日に又出漁した少年報國丸から只今秋刀魚十萬尾漁獲と云ふ愉快な無電が舞ひ込んで来た。
げにや少年報國丸の活躍振り前途洋々たり!!

報國丸 第二報

出漁毎に素晴らしい成績を収めてゐる少年報國丸は十一月五日第七回目の遠洋漁業に出航、秋刀魚十五萬尾を漁獲して十二日意氣揚々と母港浦賀に歸航した。今日までの總収入は左記の通りである。
▽第一航海、鯉、四、〇〇〇尾、一、五一

二・九〇圓。▽第二航海、鯉、五、六〇〇尾、一、三八三・一〇圓。▽第三航海、鯉、七、五九〇尾、一、一二二・三九圓。▽第四航海、秋刀魚、一六一、七三九尾、二、一〇二・六〇圓。▽第五航海、秋刀魚、二八一、三七二尾、三、三五一・〇八圓。▽第六航海、秋刀魚、二〇八、二三三尾、二、八五〇・四九圓。
□合計、鯉、一萬七千九十尾、四千六百五十八錢、秋刀魚七十二萬三千三百四十二尾、八千二百四圓十七錢、□總計、一萬二千三百二十圓七十五錢。
右に近海漁業の分も加へると一萬五千圓に垂んとする有様なので、職員を始め收容少年一同、意氣當るべからざる勢ひで、近く勇躍鮎漁に出る豫定である。

例祭竝殉職刑務官慰靈祭 執行狀況

前橋刑務所
去る十七日神嘗祭を卜し前橋刑務所官舎地帯に勸請鎮座の神明宮祭典竝明治二

十九年逃走囚追捕の際身を以て大利根に躍り込み之れを逮捕せんとして職に殉ぜられた看守新納覺太郎氏の慰靈祭を執行致されました。



この日朝の内は小雨でありましたが、午の頃からは低迷せる連日來の雨雲も名残なく去つて小春日和の上毛三山は一眸の碧空に美しく映えて來ました。大利根

の邊りに鎮座します我等の神明宮境内は等目も新たに小砂利は打ち水に清められ七五三繩の色も鮮かに、午後零時三十分神職職員一同着席、古典的に優雅な太々神樂奏樂の裡に、いとも莊嚴に献饌の儀等あつて齋主の祝詞、次で招魂祭文、所長以下職員並來賓(退職刑務官のみ)玉串奉奠あり、一同最敬禮の上祭事を終りました。續いて神社前庭で職員奉納野仕合が行はれました。劍道教師指導の下に出場者を紅白東西に分ち、愈々定刻午後一時半仕合準備開始の大太鼓が秋空高く鳴り渡るや、武裝姿も凛々しく斯道の猛者第一回戦の二十人は各敵を一舉に撃破せんの武者振りで東西から徐々に出場すると、仕合開始合圖の太鼓の遠しき音に陣形散開戦士等は一齊に戦闘を開始し、入り亂れて電光石火の交戦將に酣、その壯觀ながら實戦もかくやと思はれて列席者一同期せずして歓聲轟きどよめきの内に拍手を送るなどもあり戦中止の太鼓鳴り響いて審判は東方の勝となりました。次いで第二回戦の二十人は亦第一

回戦同様の仕合で此度は西方の勝となり此處に勇壯であつて最も意義深い奉納仕合は終りました。陪観してゐた者は手に汗を握り終始緊張裡に仕合を觀戦し、非常時に相應しい行事として洵に結構で



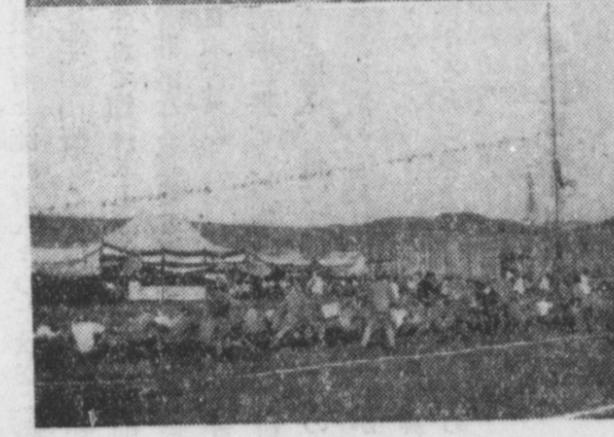
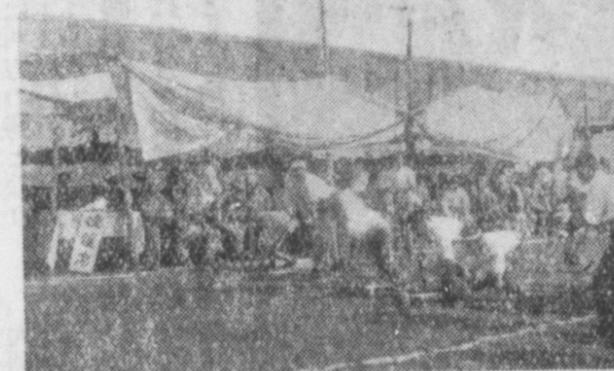
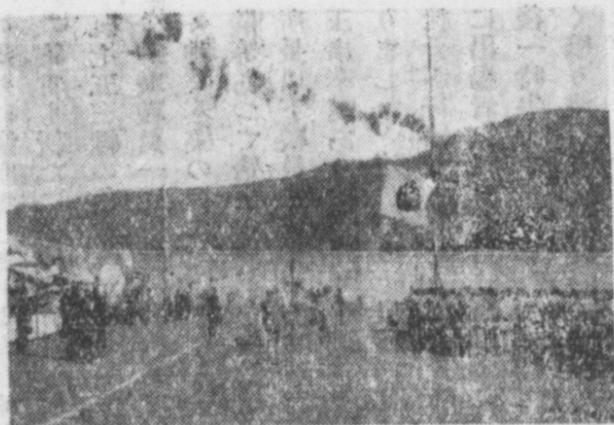
した。また殉職者の靈も聊か慰められたと思ひました。續いて午後二時からまた神樂を陪観し御神酒を頂いて各自土産を手に歸宅し、今日の催しの物語と共に披露して一家團樂したことでした。

大利根の清き流れ澄みきつた秋空に起伏せる上毛の山野、この偉大なる大自然につままれて鎮座します神明宮の庭前に於て、莊嚴なる祭典と優雅な太々神樂奏樂、日本古來の武道、この催しこそ目の當り庭前に聳え立つ殉職碑下に眠る新納氏の靈を慮め、併せて職員一同平素の俗腸をも洗ひ清めて呉れたことを衷心から歡ぶものでありまして、日本國民精神作興に資するところ多大なるを思はしめました。

一、二級者秋季運動會狀況 京都刑務所

施行日時 昭和十一年十月十七日午前十時開始、午後一時三十分終了
場所 構内東北隅、周圍百米楕圓形運動場
競技種目 徒歩競走(百米、二百米及四百米繼走)、百足競走、籠球送り、スプレース、戴冠競走、バスケットボール、デットボール、綱引
参加人員 第一級者九六名、第二級者一二九名、計二二五名

状 況 教誨終了後一、二級者の全員を運動場に集合せしめ、典獄補より本運動會施行の目的及其の精神に就き一場の訓示を與へ、一同國歌齊唱裡に國旗掲揚、嚴肅に宮城を遙拜後所定の休憩席に着席せしめ、プログラムの順序(一)に依り秩序整然と競技を進行し、午前十一時三十分休憩、此の間受刑者には晝食を喫せしめ、職員有志の競技を行



はしめ午後零時二十分より午前に引續き競技を進め何等の事故なく競技終り、再び全員集合整列典獄補より本日の競技より得たる體驗、即ち協同心、忍耐力の必要と此の勇氣を明日の生活に應用し將來の更生々活に努力精進すべき旨を懇々訓示し次で戒誨課長として各競技に互り講評せしめたる後、國歌齊唱裡に國旗降下、典獄補の發聲に

て兩陛下の萬歳を奉唱し午後一時三十分無事終了せり。受刑者の心情に及ぼしたる影響 參加受刑者は、恰も小學兒童の運動會に於けるが如く、喜々として邪念なく競技は眞劍にして如何に其速歩に劣りありて殿となるも、中途挫折する者なく必ず決勝點に達し、又國旗掲揚降下、宮城遙拜の嚴肅なりしは、聖代の鴻大なる

恩澤を衷心感謝感激せる表現と認められ、其効果甚だ大なるものありしを認め得たり。其の他 平素受刑者に直接接せざる庶務、作業、醫務、教務課に屬する看守も夫々の用務に就き、或は競技に参加し刑務一體の實を示したることを感謝し居れり。

東北總會

宮城控訴院管內刑務教誨機關たる東北會では第三回總會を去る十月二十三日午前九時より秋田刑務所に於て開催した。當日は折悪しく霰霙降り多近きを思はする日であつたが、東本願寺參務古賀制以智師、同派奥羽教務所長大谷堯雄師を始め牛島秋田刑務所長以下幹部職員、司法保護會秋田至仁會役員等多數の來賓列席し頗る盛會であつた。

定刻主催地幹事補教務課長の開會の辭に始まり牛島刑務所長の挨拶、次いで古賀參務の「現代思潮の動向と大乘佛敎の眞髓」と題する講演に移り同師の鋭き批

判と不動の信念は一同に大なる感奮を與へた。休憩の後協議會に移り左の如き事項に關して各會員の體驗に基く熱心なる意見の交換をなし、最後に會員の研究發表があつて午後四時北條教誨師の閉會の辭を以て終始盛況裡に此の會を終つた。午後五時より晚餐を共にし秋の夜長を懇談に時の移るを忘れしめた。翌二十四日は一碧清澄の恵まれた秋日和で午前五時半一同勇躍して宿舎を出發自由見學の途に就いた。

○協議並に懇談事項

- 一、刑務教化ノ大綱ヲ確立統制スル件
- 乙山教誨師。一、書信教誨ノ重要性ニ鑑ミ之ガ利用ニ關スル件 箕浦教誨師。一、看讀書藉ノ判用ニ關スル件 藤原教誨師。一、宗教的情操涵養ニ關スル件 柏原教誨師。一、一、二級者集會施行上有効ナル方法如何 二場教誨師。一、圖書室並ニ新聞雜誌閱覽ノ實況承り度シ

二場教誨師。一、責任觀念及意志ノ強弱觀察標準並ニ妥當ナル採點方法如何 箕浦教誨師。一、累進處遇令不適用者ノ處遇ニ關スル件 二場教誨師。一、思想犯保護觀察法實施ニ際シ考慮スベキ點如何 藤原教誨師。一、保護不適格者ノ處置ニ付良策アラバ承り度シ 北條教誨師。一、釋放時歸住旅費等不足ノ者ノ取扱狀況承り度シ 楠教誨師。

○研究發表

山形縣下ノ特異ナル犯罪 松永教誨師。統計ヨリ見タル東北地方ノ女囚 藤原教誨師。日本思想ノ動向ト其ノ重點ニ就テ 乙山教誨師。

製作品即賣展覽會便り

姫路少年刑務所

作業課員の販賣と増收競技を兼ねた、恒例の秋季製作品即賣展覽會は十月二十四、五日の兩日施行せられた。秋晴れの空はあくまで澄み渡つて春のやうな暖さである。週日前から市内要所に立看板を、また附近四十軒内外の町村にわたつて、ポスター或は、ピラを散布して前景

氣を喚起し、一つにはお待ち兼ねの購買希望者に陳列品目のお知らせをした。大毎大朝の地方版に、市内刊行新聞數社の記事に、收容受刑者の職業訓練振りを製作品を通じて一般社會に理解を求め、堅牢と廉價、各地の特産品を製造元より需要家への直接供給をモットーとし、且つは斯道識者の批評を受くべく開催する旨を明らかにした。開催前日には在姫路新聞記者團、地方有力者の製皮下見に早くも賣約希望と豫約品の注文を受け、係員一同吉兆に喜んだのである。

當日午前九時開場時刻前、正門前廣場には萬國旗を飾り、造花紅葉の林立せる天幕内にはラヂオを設備し、湯茶の接待係を配して、遺憾なきサービスを以て遠來の客を待遇せんものと準備中早くも參觀來場者の殺到に會ひ、一同轉手古舞をして面喰ふ有様である。何時しか時刻も経過開場僅か三時間、晝食時には早くも壹千餘圓の賣り上げを見、賣約済の赤札は秋風にひら／＼と舞へる威勢の良さ、係員の面上には喜悅が溢れてゐる。

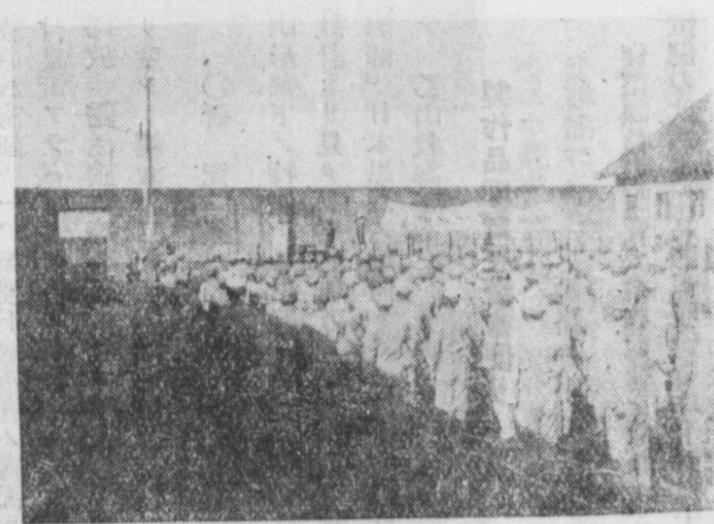
翌二日目は日曜日のこととて早朝より來るバスも來るバスも正門前で雪崩の如く觀客を降ろし會場内は陸續として押すな／＼の盛況に當所開設以來の出入を見た。

因に兩日の賣上金高貳千五百餘圓、來場者無慮貳萬人、當所の製作品即賣展覽會は回を重ねること十回、逐年賣上金額の増加と製品の廉價を高め、開催の目的達成に充分の自信を得、且つは將來の職業指導上に得る處多大なりしことを一同確信したのであつた。

收容者の秋季運動會

盛岡少年刑務所

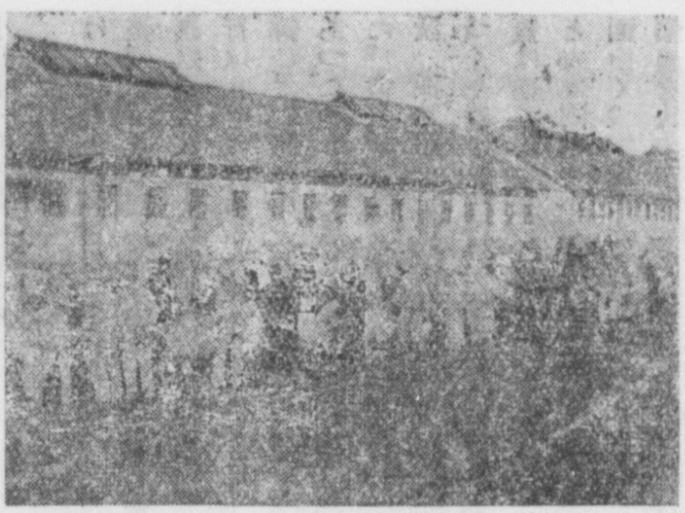
氣道はれた氣温も回復し十月二十五日待望の秋季運動會は舉行せられた。此の日は近來稀に見る晴天で空には一點の雲もなく明朗な日本晴れに、紺碧に浮ぶ岩手の雄峰は白雪に姿を淨め、山麓は錦繡の裳裾を引き清澄な陽光に映えて正に絶好の運動日和であつた。此の日午前八時を期して全員運動場に



集合。雨天體操場中央入口に設けられた所長席には幹部臨場、やがて高橋所長の臨席を仰げば、先づ教練擔當の指揮に依り部隊の敬禮を行ひ、教務課長代理藤井

操を行ひ、直ちに左記プログラムに依り運動競技に入る。

- 1 百米徒競走
- 2 二人三脚
- 3 旗拾競走
- 4 傳令競走
- 5 手旗送受信
- 6 デットボ



- 1ル 7 二百米徒競走
- 8 戴囊スプーン
- 9 善導競走
- 10 六百米徒競走
- 11 一人一脚
- 12 綱引
- 13 人生競走
- 14 障物物競走
- 15 帽子被
- 16 算盤競走
- 17 リレー
- 18 技

術競走 19 ボール野球

以上次から次へと運動種目も規律正しく繰ひろげられ、白組、赤組、青組、黄組の各組共最後迄正々堂々の陣を張り、又一名の落伍者もなかつた。斯くて優勝旗は赤組(第二、三工場)に授與せられ、引續き一絲亂れざる分列行進が始まつた。

場内の少年は勿論一語すら交すものもなく其の勇壯な精神と明朗嚴格な規律には一同自ら襟を正すものあり、一種嚴肅な氣分に魅せられた。本日最後の意義深き分列行進が終ると高橋所長より講評並に閉會の挨拶あり、一同和氣瀾々の裡に幕を閉ぢた。時正に午後一時。

職員家族慰安會

京都刑務所

秋空高く菊華薫る十月二十七日午後六時を期し、福堂會主催、職員家族慰安會を演武場に開催した。是よりさき演武場の南端には、日本三景天の橋立を畫けるバック、紅白の幔幕に飾られたるステ

ジを設け、左右には職員有志の丹精に係る馥郁たる菊花に一入の風情を添へる等、萬端の用意が整へられた。職員家族は老母の手を引けるあり、愛兒を懷に或は背に負へるもあり、小學兒童の元氣潑刺たるあり、定刻前既に滿員の盛況。斯くて定刻開會、京都新京極爆笑隊連中の漫才、手品、舞踊のプログラムは間斷なく展開され、面白さをかきさ臍の宿替へに一年中の苦勞もすつかり忘れ、壽司折の配布に舌鼓を打ち、子供にはキャラメル、キントン飴と次々と配布され、喜々として時の過ぐるを知らず、十數番の演技に漸く深更に至り和氣瀾々に散會せり。

恒例の秋季運動會

川越少年刑務所

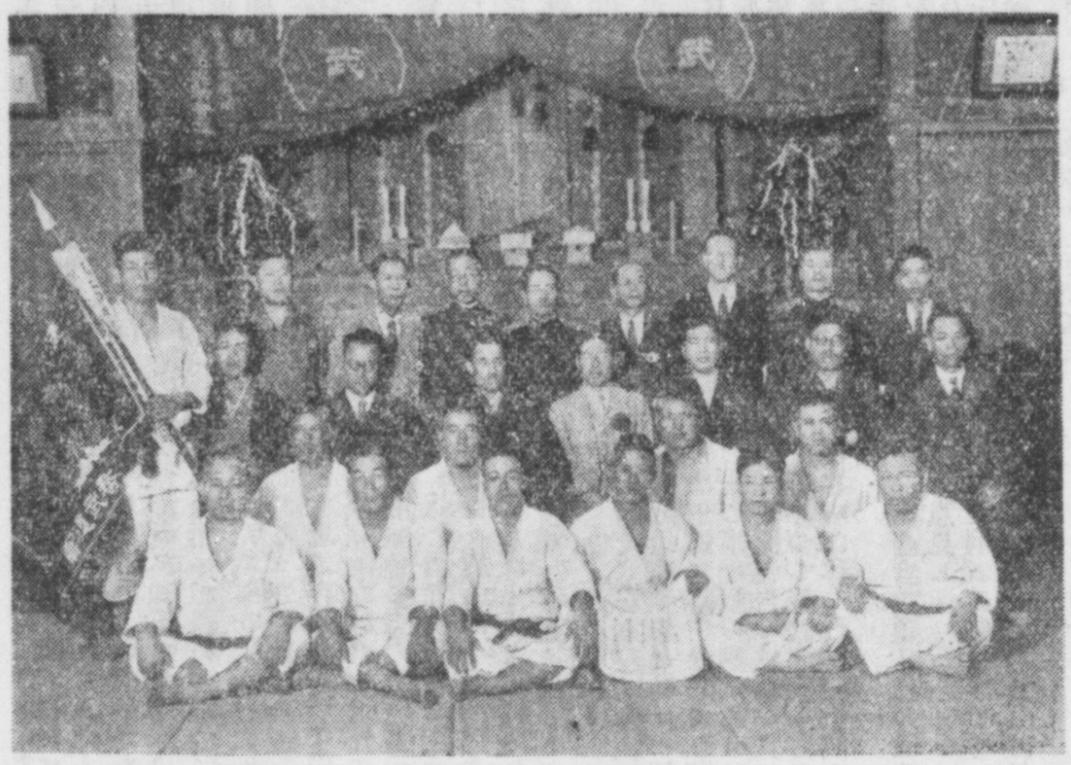
菊花薫る明治節の佳辰をトし、當刑務所では恒例により秋季運動會を催した。四百に垂んとする健兒等は待ちに待つた今日の佳き日に腕に縋をかけ時の至るを待つのもいぢらしい。幸ひにも恵まれた

る天候、清澄明朗の小春日和、文字通り一天雲翳だになく、秋空高く晴れ渡り、秩父嵐も静かに中天高く翻る萬國旗、赤、黄、白とグラウンドに廻らせる大旗、小旗も一際精彩を放つた。

明治節の學式厳かに修せられた後を承けて午前九時開會は宣せられた。收容者整列、所長の閱兵、分列式に始まり優勝旗返還に次いで合同準備體操は元氣よく行はれ、收容者の満面に喜色は溢れ手の舞ひ足の踏む所を知らざるものの如くであつたのは傍で見ても嬉しい極みであつた。會長、總務、場内整理、審判、出發、採點記録、救護係と夫々所定の席につくや壘で號砲一發徒歩百米に競技の火蓋は切て落された。A班赤B班白C班黄と夫々固唾を呑んでの一喜一憂は流石に面白く、韋駄天走りに一氣呵成、一瞬に輸贏を決するのも亦呆氣なく思はれた。次いで一人一脚は例により始めは脱兎の如く、終りは徒らに双手の空振、一學アウトを宣せられたるも是非もない。徒歩二百、二人三脚更に三百米競走となつて

は流石に大運動場を二周することとて精疲勞の色も窺はれた。スタートに後れをとり、コーナーで又抜かれ苦虫潰した垂だれ顔で敗を取つた者の氣の毒さ。砲丸抛、走巾跳は例によつて例の如く、徒歩六百米に至つては何れ劣らぬ剛の者、自信瞳に深く藏して一周又一周三周目には氣息奄々倒れて後已むの懺見えて如何にも頼しく、盲啞競走では無鐵砲に走つて審判係につきあたり、埒外に飛び出しての哄笑も時にとつての餘興であつた。次いで障物物競走抽籤競走も難なく面白味を添へ、漸くにして當日隨一の呼物である角力勝負の番になつた。掃き清められた玉砂に四本柱の香も高く堂々たる太鼓腹を抱へての玉錦筋骨逞しき双葉山を眼前に見る心地して、土俵上の駆引、四十八手を振り翳して、柔よく剛を制する妙技もあり、此時ばかりと力一杯、精一杯互に負けじと奮闘した勢は龍攘虎搏のそれに似て壯又快。觀覽席一同手に汗を握つての勝負にこゝならではと思はれた節

も數々あつた。斯くて晝食少憩午後一時より各班リレー競走が始つた。途中躓いて轉倒するもの、タツチを誤つてバトンをとり落しての残念さ。抜きつ抜かれつ、追ひつ追はれつ、責任觀念の上々吉。デットボールの競技も早やすぎ職員有志競走となつた。所長始め職員の数々、鈴をならして走るもの、リヤカーを曳きて駆くるもの、バットを擔ぐもの、水を入れたバケツを大事に提ぐるもの、百鬼夜行滑稽百出、興味津々、平素と打つてかはつて老若和かに競技を終つたのは又と得難き收穫であつた。終つて職員應援になる收容者全部の綱引を殿に競技全部終了し、總得點はB班白組の勝利に歸した。こゝに優勝旗は所長の手によつて白組に授與せられ次いで所長の講評があつた。よく堅忍不拔の精神に則り不屈不撓全力を擧げての今日の競技、一人の落伍者も見ず、最後迄スポーツの精神を守り所長當初の訓示に背かず而も童心に還りてのこの催は決して徒爾に終らざりしものと確信す。



□ 東京刑務 武道會 第四回柔道部大會

東京刑務武道會第四回柔道大會は昭和十一年十月十七日神嘗祭の祝日を期し、講道館八段三船久藏、六段星崎治名、同井清一の三審判の下に豊多摩刑務所主催で開催された。

朝から空は雲低く垂れ、龍虎相争ふに絶好の武道日和であつた……。當日は日本の刑務所其他の箇所を視察中の滿洲監獄長の一行七名、及東京控訴院檢事正木亮、府中、小菅の刑務所長、其他來賓多數列席の榮譽を得て試合はいやが上にも白熱戦が展開され、各選手の意氣と熱は益々發揚された。

試合は横濱對小菅を以て戦

端を開始した。

- △横 濱(二對一)○小 菅
- △豊多摩(零對一)○府 中
- 小 菅(十對一)△市 谷
- 府 中(九對一)△横 濱
- △市 谷(四對一)○豊多摩
- ×小 菅(五對一)×府 中
- 横 濱(八對一)△市 谷
- △豊多摩(二對一)○小 菅
- △市 谷(一對一)○府 中
- 横 濱(六對一)△豊多摩

個人全勝者

- 四段 齋 藤(横 濱)
 - 〃 尾 内(府 中)
 - 〃 櫻 井(小 菅)
 - 三段 坂 川(市 谷)
 - 〃 小野田(小 菅)
 - 二段 野 澤(府 中)
- 優勝：三十五點：府中刑務所

第二位：三三點：小菅刑務所
 第三位：十八點：横濱刑務所
 第四位：十四點：豊多摩刑務所
 第五位：九點：市谷刑務所
 以上を以て試合は無事終了
 再度府中刑務所が優勝の榮冠
 を獲得した。
 三船審判は次のやうな講評
 をされた。

本日の試合で小菅が若し
 岩崎選手が棄権をしなかつ
 たならば府中の優勝はどう
 なつたかわからない。更に
 試合は接戦を續けたであら

全鮮刑務所長會議

刑務所長會議は十月二十六
 日より三日間總督府會議室に
 於て開催せられたが、増永法
 務局長、岡本京城覆審法院檢
 事長、水野平壤覆審法院檢事
 長、河村大邱覆審法院檢事長
 森浦行刑課長、大原法務課長
 を始め全鮮十七ヶ所刑務所長
 及内地豊多摩刑務所長吉田律
 氏、滿洲國司法部監獄科長泉
 顯彰氏、關東監獄典獄補、十

う……。又この試合に於て
 日頃強いと稱されてみた人
 で今日は案外よい成績でな
 かつた者が二三あつたが、
 これは相手が強いと知つて
 思切つた攻撃をしかけたか
 らである。さて殊に全體を
 通じて思ふ存分と技を出
 し、模範的な試合をしたの
 は横濱對豊多摩の戦であつ
 た。と講評の後更に選手
 各位益々武道に今後精進さ
 れるやうに……と鞭撻され
 るところがあつた。

河竹次郎氏、安東監獄典獄佐
 藤原英藏氏等参加せられ、第
 一日は午前九時三十分より開
 會、先づ南總督の訓示あり、
 續いて概況報告、法務局長の
 注意が終つて後諮問事項に對
 する答申に移つたが、諮問事
 項は
 一、在監者衣類器具の改善
 意見
 二、受刑者の職業訓練を一
 屬徹底せしむる具體的

最後に會長たる吉田豊多摩
 刑務所長は次の如き意義ある
 閉會の辭を述べられた。
 本日は極めて盛會で、只
 今審判員からも御話があつ
 た通り、内容豊富な幾多の
 成績を残した事は公平なる
 審判員と選手各位の紳士的
 態度による賜と信ずる。次
 會は市谷に於て開催される
 豫定につき、更にそれまで
 に技能殊に精神の修練をつ
 まれてほしい。精神を立派
 に修練しなければ技能の上

の二項であつた。次いで第二
 三日は前日に引續いて諮問事
 項の答申及提出意見の陳述、
 それに對する協議が行はれ
 た。
 因に所長會議開催の前日十
 月二十五日、日曜日には午前
 八時より西大門刑務所に於て
 第五回全鮮刑務所職員武道大
 會が舉行せられ、刑務所對抗
 試合は柔、劍道共西大門刑務

達は期し得ない。精神の修
 練がつまれたならば必ずや
 わざの上に現はれることと
 思ふ。武道は精神を尊ぶも
 のである。その武道が他の
 スポーツに比し精神的に聊
 かも遜色があつたり、後を
 追ふやうであつてはならな
 い。武道に志す者精神の鍛
 錬を等閑に附してはならな
 い云々……。
 茲に第四回柔道部大會は無
 事盛會裡に終了した。
 豊多摩〇生

所が優勝旗を獲得した。第三
 日二十八日は目下工事施行中
 の仁川少年刑務所の工事一部
 竣工したるを以て開廳式舉行
 のため一同參列した。猶本機
 會を利用して第四回全鮮刑務
 所製品評會を二十四日より二
 十六日迄三日間西大門刑務所
 構内に於て治刑協會主催の下
 に開催し内地刑務所よりも出
 品があつた。

劍の眞精神を語る

石井三郎氏

劍道は私にとつては生命に
 等しいものである。現在の私
 の生活の全ては「學劍報國」
 の仕事につきてゐる。但し世
 間でいふ劍術とか、單なる武
 藝の劍道とかいふのとは少々
 違ふ。私には私獨自の意見が
 ある。それは他でもない、竹
 刀を執つて劍を學ぶ以上は必
 ず劍の精神を各自の生活の實
 踐に移すといふことが大切で
 ある。學んで行はざるものは
 これを道とは謂はない。劍を
 學んで、その精神を實生活に
 移さない者は、劍道家ではな
 い。劍は人を斬る技でもなけ

れば、唯強いばかりが勝ち、
 といふ鬪牛の如きものでもな
 い。また人に型や技を見せる
 見世物とも譯が違ふ。

○ 畏くも皇祖の嚴かなる神前
 に於て、禮に初まつて禮に終
 る。劍を學ぶ人は先づ第一に
 品性の陶冶といふことを眼目
 とせねばならない。そして一
 度劍尖相交ふるや旺盛なる士
 氣、闘志と共に、日本人特有の
 強烈なる正義觀念を喚起し、
 鍛練、修練の間に、不知不識
 崇高なる犠牲的觀念を涵養し
 て行く。これを移して直ちに

學生の本領に、社會人の實生
 活の上に、活用すべきである
 といふのが、私の強調して止
 まぬ「學劍」第一義である。
 ○ 劍道の大乗的意氣といふの
 か、私は劍道に對して日常こ
 の考へを以て數十年間自らの
 修練の旋としてゐる。私の愉
 しみも、悦びも、望みも凡て
 この中に宿つてゐる。心の中
 で多少の屈托があつても一度
 神前に頷いて道場に立てば、
 忽ちにして心頭一轉、すべて
 の邪氣を拂つて神氣頓に爽快
 と勇氣が勃然として湧き起
 る。これが私の學劍三昧境で
 あり、法悦境である。

○ 人間の世界には「無理が通

つて道理引込む」といふこと
 がある。「石が流れて木の葉
 が沈む」といふこともある。
 欺瞞、胡麻化し、インチキミ
 な大手を振つて世の中を歩く
 こともある。元來、人間の言
 葉や文章は、話しても書いて
 も其處に多少の誇張と修飾が
 ある。証引があり嘘があるの
 が當然だと思はねばなるま
 い。

けれども劍道には絶対にこ
 れがない。「劍」には嘘や胡
 麻化しは絶対に利かないから
 愉快である。例へば試合をや
 つて敵に對して自分のほんた
 うの力以上の劍を使はうとし
 たり、敵を謀らうとする氣持
 の萌したときには必ず虚が出
 来る。必ず崩れる、必ず敗れ
 る。相手が自分より數等劣つ

てみて、この虚が讀めないときとは別問題だが、自分と同等もしくは上手であつた場合には、この不自然、不純な氣持は直ちに虚となつて現れる。對手の劍が必ずこゝに打込んで来ないでは措かない。邪劍は畢竟正劍には勝てない。こゝに至高至妙な學劍の絶對境がある。

○

昔、柳生宗矩公がさる入門志望の武士を引見して「貴公は何流かの皆傳をもつて居られるだらう」と問はれたところ、この武士は「いや、武藝をやつた事はありませんが、唯父から武士は日常に生死といふことを考へてはならないと戒められてゐるので、たゞその一途に思を潜めて参つた

ところ、只今では何事に依らず殆んど生死を考へぬやうになりました」と答へた。但馬守は「可し、貴公はもはや劍道から學ぶことはない」と即座に免許皆傳を與へられたといふ話がある。

この道理は今日でも同じ事であらうと思ふ。技や形が出来ての精神ではなくて、精神が出来ての技や形である。

昔、柳生宗矩公がさる入門志望の武士を引見して「貴公は何流かの皆傳をもつて居られるだらう」と問はれたところ、この武士は「いや、武藝をやつた事はありませんが、唯父から武士は日常に生死といふことを考へてはならないと戒められてゐるので、たゞその一途に思を潜めて参つた

に及ばないところに眞の劍道の面目がある。昔は武士の嗜み、戦場の備へとして或意味では人を斬るための劍術でもあつたが、今日では「人間」を造るための劍道である。

○

武道が中等學校の正科に課されて以來、國內に汎く普及し、非常に盛んになつたことはまことに慶ばしい。それだけにまた斯道の入門修行が容易になつてゐるので、ともすれば上すべり薄つべらになつてゆくことは否めない事實である。學問の研究に於けると同様、近來の青年は學劍に於ても餘に好條件に恵まれすぎてゐる。本當の鍛錬を知らないで有段者は全國に數千人を數へてゐる。私の道場では前にも云つた劍道精神の修得を以て段級允許の最初の關門と

してゐる。如何に勝負に強くとも精神の鍛錬に缺くるものは絶對にこの關門を通さぬ。試合よりも地稽古に重きを置き形あるものよりも形なきものを先とし且つ重しとする。學劍の修練がある境地に到れば内心のものが外形に現れる。期せずして、求めずして巧まずして、平常の態度動靜に内在のものが現れてくる。道場の稽古を一旦見た丈でその人間の下地が出来てゐるかどうかと直ぐ判る。私の知る禪宗のある高僧は法弟や參禪者の態度を一旦して、廊下に聞く聲音だけで、直ぐに修業の熟、未熟を觀破されるといふことをきいて空恐しく思つた事があるが、これは誇張でも何でもなく至極當然の話であらう。(轉載・文責記者)

作業參考資料

最近商工省工藝指導所が五十人の男女(成人)について行つた調査によれば、左の條件を完備するものが日本人向椅子として最適であると發表された。

事務用小椅子の場合

- ◇座の高さ 男四一—四三種、女三九—四一種
- ◇座の奥行 男四〇—四二種、女三九—四一種
- ◇座の幅(前部) 男四〇—四二種、女同
- ◇座の幅(後部) 男三九—四一種、女同
- ◇背凭の高さ 男四一—四二種、女三九—四〇種
- ◇背凭の幅 男四〇—四二種、女同
- ◇背凭と座の角度 男一〇〇—一〇二度、女同上
- ◇肘の高さ 男二三—二五種、女二二—二四種

休息用の椅子の場合

- ◇座の高さ 男三六—三八種、女三四—三六種
- ◇座の幅(前後共) 男四五—四七種、女同上
- ◇座の奥行 男四三—四五種、女四二—四四種
- ◇背凭の高さ 男四六—四八種、女四五—四七種
- ◇座面と水平との傾斜度 男六一—七度、女同上
- ◇座面と背凭との傾斜度 男一〇六—一〇八度、女同上
- ◇肘の高さ 男二四—二六種、女二三—二五種

◇肘の長さ

男三二—四〇種、女二九—三六種

◇肘と肘との間隔

男四一種以上、女同上

兩者の特徴について

以上を総合すると休息用の椅子の座面は事務用の椅子に比べて非常に低くなつてをり身體のより多くの部分に接觸して休息の効果を擧げること意圖してゐる。座面と背との角度、肘の高さ等にも特別の考慮が拂はれてゐる。事務用小椅子では座面と背との角度、座面の水平面との角度も共に身體に或る緊張感を加へるために休息用の椅子程にはゆとりをとらず、又クッションやスプリングも休息用のものは非常にふつくらと利くものを選ぶが、事務用では體の痛みを起さぬ程度に止め、むしろ固い座に臀部の形なりに丸味をつけた程度のものが氣分をだらけさせないでよい。なほ執務の際用ひる足を掛ける臺(机の棧)の高さは床上十五種が適當とされてゐる。

(榊原久永氏談轉載)

練習生見學記

二葉保育園見學記

竹本嘉七郎

行刑と社會事業、兩者はその内容施設に於てこそ相異あれ、その結局の目的はより良き人間を造り、堅實なる社會を建設するにあつて共に社會の平和維持の爲所謂社會防衛の作用を營むの點に於ては兩者全くその軌を一にするものである。前者は歪められた人性の持主を矯正誘導し、後者は歪められんとする者の善導誘掖機關たる點に於て趣を異にするのみ。

今や行刑に關與する者は、教育刑主義を基調としてその目的達成への血みどろな奮闘を續けてゐるが、併し單に行刑のみにては恰も飯の上の蠅を追ふに等しく到底犯罪てふ社會的害惡を撲滅して社會の靜穩を保全することは望み得られぬと

ころである。この意味に於て行刑以外の社會施設が如何に運営せられ如何なる動向を辿りつゝあるやに付き見聞を擴めることは、刑務の任にある者の須らく關心を持つべきことである。斯る見地より二葉保育園の見學は極めて意義あるものと云へよう。

九月二十六日午後零時三十分練習生一同は省線信濃町驛前に集合、無氣味な曇天を氣にしつゝ先生に引率され進むこと約十分にして園に到着した。出迎への職員案内を受けて門を入ると、何時の間にか三四歳から六七歳のいたいな兒童達が居竝んで「小父ちゃん今日は」「お巡りさんいらつしやい」と可愛らしくお辭儀をしながら天使の如き無邪氣さで歓迎して呉れた時は思はず喜悅の感に打たれ、ほゝ笑を禁ずることが出来なかつた。斯くして一同はキリストや聖母マリアの畫像に飾られた講堂に案内せられ此處に於て園長代理大矢女史より一場の御講話を拜聽した。當保育園は明治三十

三年一月十日前園長野口氏に依り麴町の一隅に創設せられ、次いで明治三十八年日露戰役後、そのかみ大江戸三大貧民窟の一として世人の注目を引いた四谷鮫ヶ橋の現在の位置に移築されたものであつて、建坪千坪に近く場所的にも極めて適當な所である。野口氏の當園創設の動機は氏が多年上流階級の兒童教育の任に當つて居た關係上、貧民階級の子女が餘りにも無教育であり、悲惨なる状態に置かれてゐる實状を見るや、之を善導することによつて彼等の中に芽生えんとする歪められた性格の萌芽を芟除し、善導有用の人材たらしめることは實に家庭の責任のみならず亦社會人の責任の一部でもある所以を痛感し、之が目的の爲め當園の設立を見たのであつて、以來當園が昭和九年財團法人となる迄三十七年間自力を以て經營、その間幾多の精神的經濟的苦境に直面し經營困難に陥るも嚴乎として屈せず、ひたすら子女の保育に專念を續けるや、漸次社會の理解を深め克く今日

の大をなすに至つたと。野口氏の偉大な人格を讚美する女史の熱辯は高潮に達し一同深く感動せしめられた。

女史は更に語を次ぎ園の内容現状等に付き詳細説明を試みられた。

本園の事業主體は託兒所であり、附帶事業として大正十一年母の家の附設を見た。前者は貧困の爲め家庭を後に生活戦線に活躍を餘儀なくされてゐる親達にして子供の世話の出来ないのを當園が預り不規則な生活野卑な環境より彼等を救済し以て兒童教育の適正を期するものであつて、現在保育されてゐる者は乳兒より六、七歳迄百一、三十名の多きに達してゐる。後者は或は父に捨てられ、或は夫を失ひ住むに家なく、その日の生活すら事欠く哀れな母子を保護指導せんとする施設であつて極めて意義ある存在である。現在六十餘の家族が救濟を受けてゐるさうであるが、この母の家に入園を許可された者に對しては何れも身上調査の爲め三週間の觀察期間が設けられその間に戸籍調査に依つて身上を明かにし、或は技能の有無又は勞働條件を調査して將來の就職斡旋の標準を定めてゐる。この點行刑に於ける個性探査の手續に類似してゐるが、斯る保護機關に於てすら猶可及的保護の合理化を圖り、その完璧を期してゐる事は敬服に値する所である。元來この母の家の保護は積極的なるを原則とするのであるが、積極的保護を偏重する時は彼等をして保護に慣れしめ、遂には自立心を蕪痺せしめることを慮れ、之が精神的方面の保護の必要より、一面に於てキリスト教を基調として精神力を鍛鍊し或は獨立心を昂め、或は日々感謝の生活を送らしめ内的生活を充實し以て保護の十全を期すると共に、他面之が實踐的訓練として「自己の生活は自己の手により」のモットーの下に毎月所得の中を以て一定額（僅少額）を園基金に奉捨すべく義務付け、献金不能者に對しては之が代償として勞力奉仕により園の補習其の他の勞務に従事せしめ、その責任を遂行

せしめてゐる。斯る制度は形式的には恰も行刑に於ける罰金代納處分としての勞役場留置制度に類似してゐるが、その實質は彼此大いにその趣を異にしてゐる。現行勞役場留置制度も亦その執行の重點を精神的改善に置き、精神的改善の必然的結果として自動的に勞務を提供するの心情に誘致し、同制度の刑事政策的價值を合理化するの要なきかに付き一考せしめられた。

御講話終つて一同園内を一巡してその實際に付きつづさに視察した、先づ年齢に依つて分類された百合組、菊組、無花果組と託兒教室を順次に見學した。各室共三十乃至四十名の兒童が整然と克く統制のとれた指導の下に手工を教へられてゐた。之に隣接して乳兒室がある。二室に分たれ一は寢室他は遊戯室である。遊戯室は三面が硝子張で採光換氣共に合理的設備で二名の先生が交互に間斷なく或は汚物の處理から洗濯、入浴、授乳、看病その他一切の保育の任に當つてをられ

るとか。續いて別棟の母の家に到る二棟
總二階建、各室共三疊位の至極狭小なも
のではあるが、彼等にとつては無上の樂
園であり植生の宿なのである。こゝに於
て各家族自活の途を立てゝみるが、若し
病氣失業その他不可避の條件によつて自
活し得ざる者に對しては、園が積極的
に援助することゝなつてゐるとか。斯くし
て保護を受けた家族はその子が満二十歳
に達する迄は繼續して保護されるのであ
るが今日迄社會に送り出し立派に獨立自
營の生計を營んでゐる家族は既に百餘に
達し頗る好成绩を擧げてゐるとのこと
ある。退園後に於ても月一回の集會を催
し、或は慰安を與へ、或は督勵し時とし
ては身上相談等に應じゐるなど保護有終の
美を發揮してゐるとのことである。

視察を終へ再び講堂に歸るや、大矢女
史の好意的御取計らひにより兒童達の遊
戯を見るの機會を得た。ピアノの輕快な
音律に和して踊り歌ふ邪氣なき天使達！
何れもが從順に而も朗かに、そこには些
かのグルーミーな感じもない。
すつかり重心に歸つた一同は「太陽の
ない街」の子等の幸福を祈りつゝ、兒童
達の歡送裡に折からの小雨の中を歸宿の
途についた。

東神倉庫を觀るの記

廣島 中照生

地上百尺屹然として聳ゆる建物、之が
十月十日の見學目的たる東神倉庫。練習
生一同が十分間許り立つてゐる裡に出入
の貨物自動車は拾臺に及んだ。

案内に立たれた方三人、先づエレベ
ーターに乗り屋上に登る。第一の變つた印
象として四角な廣いエレベーターを感心
する。法被を着た仲仕さんの運轉、二坪近
いと思はれる正方形の廣さのもの、積載
重量は四八四貫、六階迄登つて扉を開く。
側面と前面の二方の開いたのに豁然と
して眼を開かれた感があつた。此の函は

どの方面にも開くらしい。エレベーター
は前面丈開くものゝ様に思つてゐたの
に――。人は一つ立場からのみ同様な事
象を同様な條件でのみ眺めてゐると、何
時しか眼前の物のみが眞理である様に思
ふ様に成り勝ちだ。日常私の接する受刑
者の處遇等にも此の弊が生れてゐないか
を瞬間考へさせられた。

六階の屋上、此の建物の高さ九十五尺
ときく。川に面した方角が東、その右に
當る川下が南、眞南には三菱倉庫の旗を
見出し、其の稍々東寄り川中にある島に
二三千噸の商船一隻、岸壁に見えるのが
我々刑務官にとつては少しは縁のある石
川島、今は近代造船日本を誇る石川島造
船所の煙突が立つてゐる。其の直ぐ東に
その昔雄志に燃える若者の夢を喰りたて
たなつかしのメロデー、商船學校のメ
ンマストが高く先尖を揚げてゐる。同方
向目前に見えるのが永代橋であり、錦繪
に見る永代橋ならず鐵骨の頑丈さを誇示
してゐる。人足の繁さ、車の交通量が流

石炭東京の心臓部への繋がり
の一角なるを想はせる。

川向ふは深川、建ち列んで目につく大
きな白壁の建物が住友倉庫、澁澤倉庫、
何倉庫と説明を受ける。西方は日本橋
間屋街、銀座、丸之内等の繁華街指呼の
間にあり、遙か彼方には申すも畏き大内
山の松の緑の彌濃き上空に舞ふでもあら
うか、悠々たる鳶の一羽を見出し得た。
筋は隅田川の豊富な黒い流れが川幅一ば
いに流れてゐる。溯上して來た蒸汽船の
波頭のみが白い。水の黒さが如何に東京
といふ都會が此の川を利用する處多きか
を物語る。現に此の倉庫も利用してゐる
最たるもの。

抑々倉庫業は大都市の活動の原動力で
ある。即ち扱ふ主なるもの、米穀、砂糖
鐵材、糸類等々の日常必須の材料の宿泊
所である。狹隘なる土地を最もよく活用
せんとする都市政策は、必然的に必需品
を集散する場所を持たねばならない。此
處に倉庫扱ひの必要を生む。世界大戰以

來飛躍的な日本經濟の膨脹につれて、生
産配給消費の調節の合理化の要求が營業
倉庫の發見を見たものである。而して其
の發展は深川に端を發し、漸次此の都市
の心臓部に近い西へ移動をした。

現在全市の倉庫會社六社、建築建坪は
五萬有餘坪、東神倉庫は敷地八千六百坪
建築坪數は六階建の一千坪に及ぶ。使用
庫は五階迄、鐵筋コンクリートであるこ
とは言を俟たぬが、中は白壁を以つて塗
られ、昔の土藏といふ感がある。屋上に
立つ避雷針四、さらに起重機の仕掛けて
ある隅田川に臨んで突出た鐵骨の上、目
も眩む様な所から船への貨物の積込み作
業を眺める。大きな荷物の釣り下げられ
ては下へ降される様は偉大だ。發動機に
依つて操作される此の起重機は、ホイッ
プホイイス、スロネルホイイスの二種あり
川に面して八個、反對の貨物自動車の出
入する方に七個、ホイップホイイスはよく
壹噸を吊上げ、スロネルホイイスの引揚量
は半噸なりと聞き、無心に動く機械の偉

大きさを熟々思つた。

倉庫業の敵は火事、濕氣といふ。雷は
避雷針に依り、防火設備は他に見られぬ
設計を見せてゐる。發火に因り火災報知
器の藥品が融けて、自然に宿直室で急を
報ずる事、又窓も同様な理窟に因りチェ
ンが切斷されて密閉して他の類焼を最少
限度に止める事の可能なる事、天井を這
ふ電線も用水も鉛管の中に入れてある。

珍らしく見られたものは、三階から一
番上の貨物の上迄、遠心力と摩擦の抵抗
力により、一定の緩い速度で荷物を降し
て積み得るといふ曲りつゝ下へ通じてゐ
る荷下しの穴であり、人が降りるにも怪
我がないといふことであつた。川に面し
た開扉を開けば上の半分は兩方へ下の
半分は突出してよく半噸を載せる鐵板の
荷臺だつた。各階に積み得る荷物の重量
は定つて居り、限度を超えないことを鐵
則としてゐると。砂糖ならば上へ十一俵
を積載に堪へ得る故、在庫數の勘定には
上の俵數のみにて全部が知れる事になる

との説明である。

砂糖の生産過程の話、砂糖の種類四種類の實物見學、臺灣の生産額一千萬ピクル（一ピクルは百斤）内六百萬を内地費消、臺灣より芝浦迄一週間、更に芝浦より一日にして此の倉庫に搬入するといふスピード化の今日と成つたとの説明に見ゆ世界の耳新しさに興味は盡きない。此の倉庫に扱ふ物の入割方は砂糖であり、餘りにも強い糖分の故か蟻虫害は絶無だとの話だ。

仕事場に働く者一日平均労働時間十時間位、三圓許りの収入で受取り故多忙期には六、七圓に上ると。常時五十人、繁忙期には更に五十名を加へるとの事である。砂糖の在庫數百萬俵位、色々の説明に荷物に對する誠意が溢れてゐる。荷物の到着、荷主への通告、保険金、倉庫番號等々特に然り、預り賃の査定は重量、容積、價格により決定するとのことも皆の考へた通りである。

隅田川の水を北側に導き入れ、岸壁か

ら幾條も敷いたレールが荷揚場の活況を想はせた。保険金にも五階級あり、バラツク等の燃焼し易きものは四等、倉庫保険は特等の倉庫保険をかけられてゐると聞かされる。

一日のトラツクの出入は平均百臺を超える。更に海への積出し等を想へば倉庫の活用の様子が凡そ想ひ知られる。

一時間餘の見學を終へて引揚げる時は二時半、社會實生活の一端を参考として得た事を收穫として、振り返る倉庫の壁に菱形の中に三の字が三井系の經營を誇示してゐる。此の文字は金箔であるといふ。昔名奉行大岡越前守の下屋敷に當つたといふ土地が近代文明の象徴のビルと成つてゐるを眺めて感無量である。

府中廣瀨技手文展に入選

獎勵の爲め協會に買上ぐ

府中刑務所作業技手廣瀨英五郎氏は今回文展に「青銅水盤」を出品し、入選は



讀者の頁

刑務官の常識涵養に就て

名古屋 梅村春汀

Kと云ふ有名な検事正が或る席上で講演せられた。其の内容に斯ふ云ふことがあつた。

『犯罪者に就ては昔は多くは無學無教育の爲めに罪を犯す者が其の大部分を占め従つて其の裁判に當つても、或は刑の執行の方面に於ても其の取扱ひが非常に

單純であつたが、近時時運の進歩と共に其の犯罪の態様も之に伴つて智識化して來て相當智識階級者の智能的犯罪が激増し、犯罪階級層も上層民に著しき増加を來したが爲に、是が取扱ひに當る判檢事諸君の如き、ともすれば智識的には彼等の後を追ふような奇現象を呈するに至り執務上種々の苦澁を味ふやうな場合が多くなつた。従つて斯うした事象に對應せんとするには、取調べに當る者自身の教養や智識を高めて積極的に彼等の上に臨まなければならぬ。其の爲に現在判檢事諸君は何れも緊張した勇猛心を以て、現代思潮に合致した新しい社會觀、諸科學智識、常識を研磨することに懸命である』と。

右の言は直ちに取つて以つて私達刑務官に對してもビタリと當てはまる至言ではないか。即ち檢察裁判の對照となる犯罪人若しくは犯罪嫌疑者の智能的複雑化は、直ちに私達が仕事の對照であるところの在監者の智的複雑化となつて表はれ

もとより、文部大臣の「選奨」の榮をえられたので、本會では斯道獎勵のため同氏の入選作を買上げることゝなつた。廣瀨氏は昭和十年東京美術學校工藝科鑄金部を卒業、同年七月より府中刑務所に勤務今日に及んでゐるが、新進の工藝家として將來を囑目されてゐる。「青銅水盤」を出品した動機は、作業指導者として自己の技術を鍊磨することは、ひいては刑務作業の向上に一微の力を加ふるものであるとの信念の下に、自己の作品を社會の評價に問はうとしたもので、品位を失はず併も従來の形式に捉はれぬ新しい手法によつて製作せんものと、日夜勤務の餘暇をさいて文字通り心血を注いで完成されたものである。同氏の苦心は今回榮えある選奨として酬はれたのであるが、今後新しい様式美と感覺美を具へた工藝品の製作に邁進される由である。

てくる事は、當然過ぎる程當然の事であり裁判檢察の衝に當る人々の智的教養が必然的に要求せられると同様に、否仕事の性質上（現代に於ける刑務官の任務は教育刑主義の行刑思潮の上から見れば當然に教育家であり宗教家であり、また一面社會事業家であり行刑改良家でなければならぬとされるのであるから）私達はより以上の智的教養を高めなければならぬ。唯審判の對照としての犯罪嫌疑者に對してさへ、前述の如き智識、教養の心組を以て當らなければならぬとされる以上、其の犯罪者を訓化教養して之を社會の善良にして合法的なる人間に更生せしめんとする私達は、檢察裁判の衝に當る人々にも増して、彼等より智的に道徳的に一步の進を期せねばならぬ。教育する者が被教育者より教育的に立遅れてゐるやうな事では満足な教育刑の收穫は望み得らるべくもない。

現代の行刑は最早行刑だけの行刑ではない。受刑者の社會復歸と云ひ改善教育



切抜帖より

司法保護事業團體法案

來議會提案か

思想犯保護觀察法は愈々十一月二十日から施行されることに決定したが、司法當局では治安維持法の違反者ばかりでなく一般犯罪者の保護觀察の必要を痛感し、その第一歩として從來最も恵まれなかつた釋放者保護事業の振興に力を入れることとなつた。即ち全國の司法保護事業團體を司法大臣の監督下におき、事業企畫を統一せしむると共に、保護委託者の團體相互間の移送等横の聯繫を保たしめ、當局よりも助

成金を交付し、保護事業をして遺憾なからしむるよう司法保護事業團體法案を作成、來議會に提案する豫定となつてゐる。

ナチス新刑法草案脱稿す

ナチス・ドイツは一九三三年政權を掌握すると共に刑法典の全般的改正を企圖し特別委員會を任命して改正草案の起草を委嘱したが、委員會は前後三年間に亙る苦心の後今回やうやく草案を脱稿した。新刑法草案は從來刑法上の鐵則とされた罪刑法定主義並に刑罰不遑及の原則を止揚して、新たに「健全な國民道徳」と「ドイツ民族保護」の最高理念に基き、著しく道義的色彩と權力的な傾向を加ふると共に、裁判官は個々の場合に必ずしも條文の言句に拘泥せず「法典の精神」に従つて類推解釋して裁量する權限を賦與されてゐる。草案の特徴は凡そ次の通りであるが、新草案の脱稿をめぐつて世界の

刑法學界は再び活潑な討論を開始することであらう。

指導原則

- 一、ナチスの社會觀念を基調として從來の個人主義的刑罰の諸原則を根本的に變革す
 - 一、刑法典は個々の人の保護を目標とせず第一にドイツ民族の安全保護を主眼とし、ナチズムの根本諸原則中民族の名譽、信念、傳統の保護を基礎とする
 - 一、裁判官は當該條文の正文に依つて處斷せず、法典の精神に遵據して裁量す
- 主なる特異條項**
- 一、兒童は國家の最も貴重な財産であるから兒童の保護に關しては特別の規定を設ける
 - 一、婚姻並に母性に對する公然の誹謗並に産兒制限の懲罰を嚴罰す
 - 一、國民經濟生活を特に保護する見地から個人の勞働を充分尊重し罷業並に怠業見張を嚴罰する

一、罰金刑は被告の收入に應じて額を決定し處罰の公平を期する

刑務作業の眞價認識さる

旭川刑務所好評噴々

旭川刑務所に收容されてゐる受刑者は現在のところ約三百人であるが、その大部分は野外、特に土木開墾事業に従事してゐる。これは北海道に樺戸監獄が設けられて以來、廣漠たる原野を受刑者の手によつて開拓しようとした目的を今に繼承してゐるもので、現に北海道の道路の一部はこれら受刑者の手によつて開設された處も少くない。この意味から旭川刑務所でも出来る限り近郊の治水、土木工事に受刑者を送つてゐるが、一般の世間の勞働者の能率を遙かに凌ぐ好成绩なので爾來噴々たる好評をうけ、最近では各所から引つ張り風の有様なので刑務所當局は手不足で悲鳴を上げてゐる。即ち一般勞働者は勞働能率を上げるためにあらゆる

る督勵方法を講じなければならぬが受刑者は平素から累進處遇による責任觀念の養成に留意されてゐるので團體的訓練に富み仕事にも陰日向なく、然も工資は普通勞働者より一、二割安いといふのである。現在旭川刑務所で受刑者を送つてゐるのは、聖台土功組合と土別町の天鹽川切替治水工事であるが、その他尙二、三ヶ所からも希望者が引きもきらない有様である。刑務所では特に優秀な受刑者を選抜して美瑛村假監房を設け就業せしめてゐるが、從來誤つた偏見から忌み嫌はれてゐた刑務作業が、今日右のやうな正しい認識を獲得しつゝあることは、我國の行刑を社會一般に理解させる上に大きな貢獻をなすものと考へられてゐる。

血液鑑定の新方法

或る犯罪事件で血痕の附着した衣類が発見されたとする。この場合人間の血液であるか他の動物の血液であるか

を檢定するには從來の法醫學上では血清試験を行はねば斷定することが出来なかつた。これには相當の時間を要するのでスピードを條件とする犯罪捜査上、非常な不便を忍ばねばならなかつたが、警視廳鑑識課の乙葉技師は十餘年に亙る研究の結果、法醫學上の大きな宿題を解くことに成功した。

乙葉技師の研究は血液の結晶状態に着眼したもので數十種に達する動物の血液結晶を比較檢鏡した結果、各種の動物の血液が何れも紅葉型、星型、松葉型、并桁型等の型に結晶することは同様であるが、人間の血液結晶は他の動物のものと比較して突起物の放射角度に區別が生じ放射尖端が違つてゐることを發見、最近三年間の實驗の結果に於ても九十七パーセントの効果を認められるに至つた。但しこの血液結晶型の檢別方法は或る程度の熟練と感應を要するので乙葉技師は目下鑑識化學係員に檢鏡技術の指導を行つてゐる。



海外異聞録

◇萬引の心理？

最近ポストンのデパートで一人の妙齡な婦人が萬引をして刑事に捕り、警察へ引致された。處が彼女はホープ・デイルツ女史といふポストンの精神病醫で、デイルツ女史は署長の前で次のやうに述べた。

「私は決して物が欲しくて盗んだのではなく、精神病醫としての立場から、婦人が萬引する時の心理状態はどんなものであるかを體驗する爲めに盗んで見たのです。だから私が決して有罪でない事はお判りでしょう」
此の陳述には署長殿、ハテどうした

ものか、いくら醫者だといへ彼女の言を百パーセント信用してよいものかどうか判断が附かなかつたが、ともかくその日は二百ドルの保證金を彼女から出させて一先づ歸宅を許し、更に詳細に取調べることになつた。

◇Gメン制度對秘密警察部

映畫を通じてすつかり有名になつたアメリカ聯邦政府直屬の特別警察「Gメン」制度は、何しろ活動範圍が米國全土にわたり移動的に活躍するので、金を食ふことも夥しく、今年の七月に終つた前年度一ヶ年の決算では大略五百萬ドル(邦貨約千七百萬圓)の費用である。然し「Gメン」制度のためにギヤング連から取戻されたり、政府の金を使はないで済ませた額も三千五百萬ドルに達するのだから相當なもの、その間捕縛した被疑者三、九〇五人で九四パーセント三五は有罪といふ好成绩、死刑囚が四人、終身刑が三一人、刑期の總計は三、一三三年といふ。所がGメンにも憎みがあり、それは同じ政

府部内で仕事をしてゐる「秘密警察部」の燒餅で、この方は仕事の性質上、功名も暗から暗へと葬り去られ、Gメンばかりは社會からヤンヤの拍手喝采を受けてどうも面白くないといふわけでもあるまいが、兎も角Gメンにも臭い所があると最近内偵に着手したといふ噂が生じてゐる。探偵に探偵を付けねばならぬ處など、如何にもアメリカ式である。

◇伊首相司法制度大刷新の企圖

ムソリーニ首相は、新帝國建設を機として近く國內施政萬般に互り大刷新を斷行する意圖と傳へられるが、政府筋の漏らすところによればその第一段として民事、刑事裁判所を全廢、二十世紀における最も重大なる民法制度の大改革を行ふに決したといはれる。目下法律家、司法省役人より成る委員會において具體案を作成中であるが、改革の内容として傳へられるところは、一、小麥、自動車運輸事業等に關する金錢上の係争はそれ／＼そのギルド

(組合)の委員會が解決する

一、労働爭議は労働委員會が裁決する
一、内相は刑事問題を處理する委員會を任命する

一、辯護士は裁判官と同様官吏として國家より俸給を與へられ辯護料を受けず
一、ムソリーニ首相暗殺未遂事件があつた後設置された特別裁判所は既に國內情勢が安定した今日不必要となつたとの理由を以てこれを廢止する

◇墮胎クラブ員の一網打盡

手術を受けた婦人會員二千五百餘名といふ、すごい墮胎俱樂部が最近ニューヨーク市で檢舉されて、あんまり物に動じないヤンキー連も流石にあつたとまげてゐるさうだ。この俱樂部の主宰者は當年六十六歳のジョージ・ハレ一と呼ぶ老醫、會員二名以上の紹介があつた婦人に七十五弗の手術料で墮胎を行つて來たものだが、文字通り千客萬來、過去四年間毎週四千弗以上の収入があつたさうだ。参考品として警察

に押收された物の中には、會員の全裸の寫眞影しく現はれ當の老醫師は「惱める女性を救つて上げたのみだ」と昂然たるものだつたといふ。

◇林檎事件五千弗

今年度米國職業野球のリーグ戦の一つがシカゴで行はれた時のこと、シカゴのファンの一人が興奮の餘り藥罐を時の審判官ビル・サマースに投げつけ、そのコントロールがよかつたと見えてサマースは其場にのびてしまつた棒事があつた。之に對しジャツヂ、ラン・ラッデイスは次の如き公告を發表した。
「藥罐を投げた犯人を確認し之を逮捕する爲め必要な報告をなす人には五千弗の賞金を呈す」米國の異風林檎事件はその値五千弗といふところだが、米國の大リーグの審判官に對する態度もよくこれであらうはれる。

◇何もしないでゐて儲かる支那の商賣

何もしないで金を稼ぐといふことはなかなか難いことだが、支那の朔州で

は百人の男女がぢつと坐つてゐて、金になるのだから面白い。彼等のしなればならないことは爪を伸ばすことである、爪は完全でなくてはならないし、またちつとも瑕疵があつてはいけない。そして、爪が約一時になると注意深く切つて藥屋に賣るのである。藥屋はそれをどうするかといふに、數世紀の間支那の藥屋は咽喉の痛みを癒す藥の主成分に指の爪を粉にしたのを用ふるのである。

◇柔道療法がロンドンで評判

柔道の手を用ひて幼児を救ふ、といふ東洋的な療法が、ロンドンで試みられセンセーションを起した。生後十九ヶ月の幼児が發作を起し、呼吸困難となつた場合、適當な「締め」と「打撃」を加へて外部から蘇生させようとしたがつひに成功せず、幼児は死んでしまつた。立會の連中は「打撃」が強すぎたとか、脊椎の關節が外れたのだとか云つてゐるが、試験者はまだ自信を失はないといつてゐる。

選句所感

湖月君の句、前觸れもなしにこぼれて来る霰の音が、そこらに聞えるやうである。霰そのものを描き出さずに、霰に會つた人の動作を主にしてゐるところに豊かな餘情が溢れてゐる。提燈を點けて歩かねばならぬ道だから、それは田舎道か野の中の淋しい道であることが察しられる。薄暗いその灯影に手元と足許だけを照らされながら歩いてゐると、急にバラ／＼と道傍の枯草の葉にあたる堅い物音が起つた。それは寒々とした淋しい音である。空は晴れてゐる筈なので、急に雨が降つて来たものとも思はれぬ。霰に違ひない。だが、この不意の物音に驚かされた心は、殆ど無意識的にその物音をなほも確めやうと提燈の薄暗い灯明りをたよりに空を振り仰いでみると、晴れて澄み切つた夜空には相變らず無数の星が冴えた光りにチカ／＼と光り瞬いてゐて、其處から何も降るものがあるとは思はれない。静かさを保つてゐるのである。しかしながら提燈の灯明りに僅かに明るい眼の前には白い細いものの落ちるのが見え、あたりの草には底騒がしい淋しい音が續いて、よく見ると、葉のあちこちや、足許の土には小さな霰の粒が白く轉がつてゐる。晴れ

た夜空からだしぬけにバラ／＼とやつて来た、ホンの一ト降りの霰なので、斯うしたことは北國の初冬にはよくあるのだが、その音の底騒がしいだけ寂しいものである。この句には、その騒がしさや寂しさは云はず、提燈の明りをたよりに夜空を見上げた動作を以て、十分にその情景を思はしめるところに効果をあげてゐる。

曉雨君の句も、効果をねらつたその行き方は前句と殆ど同じである。一室に閉ぢ籠つてゐる秋の夜の冷えは、夜更けるにつれて迫つて来る。いくら裾前を掻き合せてみてもその冷えは着物を徹して膝頭に刺すやうに感じられる。そして思はず咽喉にからまつて来た咳拂ひの聲は、われながら驚くほど大きく室内に響いて聞えるのだつた。「四壁にひびく」とはいかにも大袈裟に聞えるのであるが、これはつまり詩的誇張であり、一句の死活を賭けたやり方なので、句によつてはこれを排斥すべきではない。斯ういふ句の死活はその感じにある。感じを生かすために配材を働かせなければならぬ。文字の上にくら「夜寒かな」と言つても、句全體からその感が出て来れば失敗なのである。そこで感じを強調して印象

毎月 募集
刑政俳壇
題當季隨意
用紙官私製葉書

編輯部選

天	地	人	秀逸	佳作
提燈に夜空見上ぐる霰かな	しはぶきの四壁にひびく夜寒かな	篋鳴や物賣りの聲去りしあと	馬宿の黒き障子や年の暮	教室の餘りに廣き夜學かな
二見ヶ岡 湖	新潟 曉	宇和島 樂	三 重 半 可 通	熊 谷 朴 舍
			福 岡 皓 春	
			徳 島 靖 蘭	
			岡 山 玉 一	
			姫 路 樂	
			下 關 社 河 内 房	
			富 山 劍 松 兒	
			千 葉 黒 沼 生 風	
			山 形 黒 沼 子 生 風	
			宇 和 島 湧 香 女 子 生 風	
			宇 和 島 弘 法 樓 水 子 生 風	
			新 京 夕 弘 法 樓 水 子 生 風	
			熊 谷 竹 夕 弘 法 樓 水 子 生 風	
			三 重 古 竹 夕 弘 法 樓 水 子 生 風	
			三 重 古 竹 夕 弘 法 樓 水 子 生 風	
			宇 和 島 武 鷺 城 童 雨 樓 水 子 生 風	
			府 中 水 武 鷺 城 童 雨 樓 水 子 生 風	
			宇 和 島 滴 水 武 鷺 城 童 雨 樓 水 子 生 風	
			名 古 屋 春 滴 水 武 鷺 城 童 雨 樓 水 子 生 風	
			宇 和 島 春 滴 水 武 鷺 城 童 雨 樓 水 子 生 風	
			晋 州 雲 默 岳 坊 人 汀 水 陽 魂 城 童 雨 樓 水 子 生 風	
			松 江 道 岳 坊 人 汀 水 陽 魂 城 童 雨 樓 水 子 生 風	

手を擦りて焚火に一人また寄りぬ
朝霧や稻を積み行く牛車
松原を出づれば海や秋晴る
汐の音間遠になりし冬日かな
時化後の荒波に飛ぶ千鳥かな
小春日や障子に蠅のあたる音
馬小屋に馬は寝てゐる良夜かな
木枯や小鳥斜に飛び降りぬ
一叢の芒より風起りけり
枯原にしる／＼とある墓標かな(南嶺)
茸狩りや皆くたびれし歸り路
雁の列月を掠めて渡りけり
母娘して米搗いてゐる夜長かな
朝寒や水運びる舟の人
威銃に犬の眼の光りけり
初時雨軒に集まる雀かな
毒茸と知らずよろこぶ子供かな
夕風や掠鳥群るゝ野の一木
古城址や大石垣の葛紅葉
帆柱の並ぶ港や冬の月
眼の下に燃ゆる紅葉や奥御堂

的にするために「四壁にひびく」とやつたので、これで始めて室の閉めきつてあることも、おのづから室内の空気が冷たく引き緊つてゐることも、そこへ何気なく漏らした咳拂ひながら、自分でも驚くほどに大きくわが耳に響き返つて来たことを思はしめ、それが皆な融合して夜寒の切實な感じとなり「夜寒かな」に歸納されるのである。徒らな誇張は勿論避けなければならぬが、この句のやうな場合には、これなくしては句に生彩がなくなつてしまふのである。

樂大君の句も仲々清新味ある句だ。事柄は極めてさゝやかなことだが、そこに詩情を發したところ、平常の心構へがなくて叶はぬことである。田舎町あたりで冬にはよく出會ふことだが、何気なしに見過してしまふ。そこを敏感に捉へて斯う示されると立派な藝術であることに驚かされる。尠くとも句の製作にあつては斯うした態度が最も好ましいのであつて、そこには常に常套を脱した清新な收穫が約束されてゐるものである。何かの物賣りが往來をゆつくりと流しながらやつて来た。そしてその聲が行き過ぎるのを待つてみたやうに垣根のあたりには雀鳴が忙しく始まつた。いかにも小さな事ながら冬の日の物寂びた中の實景がさなからに出てゐる。

鳴きやめて藪に逃げたる笹子かな
百舌の鳴く柿の梢に夕日かな
凧や川しろくくと夕明り
挽ぎ残す畑の南瓜や秋の霜
栗落ちて驚く鶏や山の家の
枝紅葉擔ぎ行く子や疲れ足
短日をつぶやく妻や針仕事
飛石に雨の音する夜寒かな
稻刈りの鎌研ぐ父や頬かむり
白菊に嵐をさまる朝かな
銀杏の葉散り盡しけり寺の庭
夕日さす裸林や冬の鳥
千大根白く並べり縁の前
茸狩の友を呼び合ふ裾かな
山寺の落葉しきりや縁の上
雪の田へ影引く煙や初竈
集まりし鶯に晴れたり冬の濱
嶋見ゆる日和續きや鳩の聲
残り柿梢に高き夕日かな
白壁にあたる夕日や赤蜻蛉
馬賣りし厩淋しや夜長の灯
燒芋の温き香や場末町
裸木にきらめく星や冬の風

名古屋 筑
山口 與詩
新義州 蛙村雄
八戸 花々仙
三重 蝶々
宇和島 鬼樓
名古屋 相天
大曲 華白
宇和島 祐丸
釜山 霧照
鉏路 千里
富山 宿溪
鎮南浦 華郎
宇和島 牧童
網走 牧都
鉏路 船風
鉏路 漁翁
大曲 刀象
熊谷 綠刀
帶廣 千歲
清州 十甫
高知 鬼九
哈爾濱 泉

訓令通牒

○收容者護送ノ場合吏員旅費支給ニ關スル件

（司法省 行甲第一、二八〇號）
行刑局 昭和十一年十月十六日

收容者護送ノ爲看守長ヲ出張セシムル場合ノ旅費支給方ニ關シ
大正十五年十月行甲第一七三八號ヲ以テ通牒致置候處爾今往路
若ハ歸路ニシテ收容者ヲ同行セザル區間ニ限り旅費規則所定ノ
乗車賃支給相成差支無之候

○豫算流用ニ關スル件通牒

（司法省會甲第四、九〇七號）
昭和十一年十月十九日

司法大臣官房會計課長 齋藤直一

經常部刑務費ノ款事務費ノ項委任及判任待遇者俸給ノ目及臨時
部臨時刑務費ノ款事務費ノ項委任及判任待遇者俸給ノ目（他ノ
費途ノ金額ヲ流用スル向有之候處右ハ大正十二年六月勅令第三
〇五號（會計法規類聚）ニ依リ大藏大臣ノ承認ヲ經ルニ非ラサレ
ハ他ノ費途ノ金額ヲ流用スル能ハサル儀ニ付將來如斯事無之様
致度若シ之カ流用ヲ要スル場合ニ於テハ事由ヲ具シ事前ニ上申
相成候様致度

○保健技師、技手ヲ配置セサル刑務支所ニ於ケル醫務衛

生事務囑託ノ勤務方法並ニ衛生材料整備等ニ關スル件
依命通牒
（司法省 行甲第一三四八號ノ一）
行刑局 昭和十一年十一月六日

從來保健技師、技手ヲ配置セサル刑務支所ニ對シテハ收容人員
ノ多寡ニ應ジ醫務衛生事務囑託ノ定員ヲ配置シ或ハ月額手當ヲ
支給セサル醫務衛生事務囑託ヲ置クコトト致居候處事務囑託ノ
勤務方法並ニ衛生材料ノ整備等區々ナリシ爲衛生事務ノ處理上
往々遺憾ノ點有之様被認候ニ付今回各般ノ事情ヲ參酌シ刑務支
所ニ於ケル診療等ノ方針ヲ左記ノ通決定相成候條將來之ヲ遵守
シテ行刑衛生所期ノ目的達成ニ努メラレ度

記

一、月額手當五十圓以上ノ豫算ヲ配賦セル刑務支所ニ於ケル醫
務衛生事務囑託ノ勤務時間ハ可成毎日二時間以上ニ定メ診察
治療ノ完全ヲ期スルコト
衛生材料ノ品目、制式、定數等ハ收容人員百人以上ノ所ト雖
モ總テ百人未滿ノ所ト看做スコト
備藥箱設置並ニ其ノ内容及取扱手續ニ付テハ大正十二年六月
司法省 行甲第八三三號訓令（改正昭和十年十月 司法省行
刑局 行甲第一、三八一號訓令）ヲ
遵守スルコト

看守部長一名ニ保健助手ヲ命シ殊ニ收容者ノ健康診査ニ關ス
ル身長、體重、胸圍ヲ計ルコトヲ分擔セシメ之ヲ健康診査簿

ニ記入セシムルコト
 二、月額手當五十圓未滿ノ豫算ヲ配賦セル刑務支所ニ於ケル醫務衛生事務囑託ノ出勤度數ハ毎週二回以上トシ收容者ノ入出所時等ノ健康診査ヲ爲サシメ其ノ結果ヲ健康診査簿ニ記載セシムルコト

診察ヲ要スル患者アリタル場合又ハ支所ニ於テ收容者ノ精神異狀ノ疑又ハ自殺ノ虞アルトキ等特ニ必要ヲ認メタル場合ニ於テハ其ノ都度呼出シテ診察ニ從事セシメ其ノ要旨ヲ視察表ニ記載セシムルコト
 衛生材料ハ別紙記載ノ物ノミヲ常置シ其ノ他ノ投薬又ハ處置ニ付テハ豫メ一日ノ薬價料及處置料ヲ刑務所長ト醫務衛生事務囑託ト協定シ置クコト

此ノ際協定事項ヲ報告シ尙將來協定事項ニ變更ヲ生シタルトキハ其ノ都度報告スルコト
 看守部長一名ニ保健助手兼務ヲ命シ殊ニ收容者ノ健康診査ニ關スル身長、體重、胸圍ヲ計ルコトヲ分擔セシメ之ヲ健康診査簿ニ記入セシムルコト

備藥箱設置並ニ其ノ内容及取扱手續ニ付テハ大正十二年六月司法省行甲第八三三號訓令(改正昭和十年十月 司法省行刑局行甲第一、三八一號訓令)ニ依ルモ内容品ニ關スル注意規定ヲ活用シ藥劑及消耗品ノ數量ヲ適宜制限スルコト
 三、月額手當ノ豫算ヲ配賦セサル刑務支所ニ在リテハ無給ノ醫

務衛生事務囑託ヲ置キ診察ヲ要スル患者アリタル場合又ハ支所ニ於テ收容者ノ精神異狀ノ疑又ハ自殺ノ虞アルトキ等特ニ必要ヲ認メタル場合ニ於テ其ノ都度招聘シテ診察ニ從事セシメ其ノ要旨ヲ視察表ニ記載セシムルコト
 收容者ノ健康診査ハ刑務支所々在地ニ傳染病流行ノ兆アルトキ又ハ支所ニ於テ特ニ必要アリト認メタルトキニ限り招聘シテ之ヲ行ハシメ其ノ結果ヲ健康診査簿ニ記載セシムルコト

衛生材料ハ別紙記載ノ物ノミヲ常置シ其ノ他ノ投薬又ハ處置ニ付テハ豫メ一日ノ薬價料及處置料ヲ刑務所長ト醫務衛生事務囑託ト協定シ置クコト
 此ノ際協定事項ヲ報告シ尙將來協定事項ニ變更ヲ生シタルトキハ其ノ都度報告スルコト

無給ノ醫務衛生事務囑託ニ對シテハ其ノ出勤度數ヲ斟酌シ配賦豫算ノ範圍内ニ於テ年末慰勞金ヲ支給スルコト
 看守部長一名ニ保健助手兼務ヲ命シ殊ニ收容者ノ健康診査ニ關スル身長、體重、胸圍ヲ計ルコトヲ分擔セシメ之ヲ健康診査簿ニ記入セシムルコト

備藥箱設置並ニ其ノ内容及取扱手續ニ付テハ大正十二年六月司法省行甲第八三三號訓令(改正昭和十年十月 司法省行刑局行甲第一、三八一號訓令)ニ依ルモ内容品ニ關スル注意規定ヲ活用シ藥劑及消耗品ノ數量ヲ適宜制限スルコト

(別紙)

第二、三項ニ該當スル刑務支所ニ於テ常置スヘキ衛生材料

一、保健衛生器械			
品目	制式	數	稱定數
噴霧器	スプレー 米澤式	具	一
(二) 診療器械			
診察臺	寢臺(枕並ニ覆附) 腰掛(廻轉用) 二繼式臺附	脚	一
身長計	腰掛製	臺	一
體重計	全長二米	個	一
卷尺		枚	一
診察衣		個	一
手洗臺	手洗鉢二個附		一

二、藥物
保健衛生藥品

品名	摘要	備考
ホルマリン 後藤デシン 防疫用石炭酸	ホルムアルデヒド液	石炭酸水(石炭酸、水)トシテ貯フルコトヲ得

三、其ノ他ノ物品

品目	制式	數	稱
綿布類	晒木綿	米	一
石鹼		個	一
石鹼容器	セルロイド製	個	一

◆保健技師、技手ヲ配置セサル刑務支所ニ於ケル醫務衛生事務囑託ノ勤務方法並ニ衛生材料整備等ニ關スル件依命通牒ニ依ル刑務支所指定ノ件

(司法省 行甲第一、三四八號ノ二) 行刑局 昭和十一年十一月六日

本日行甲第一三四八號ノ一ヲ以テ標記ノ件通牒相成候處同依命通牒所定ノ第一項乃至第三項該當刑務支所トシテ夫々左ノ如ク指定相成候條御了知相成度候

第一項該當刑務支所

土浦刑務支所、栃木刑務支所、宮津刑務支所、三次刑務支所、宇和島刑務支所、土手町刑務支所、嚴原刑務支所、京町刑務支所、仙臺刑務支所、大道刑務支所、汐見町刑務支所、帶廣刑務支所、浦賀少年刑務支所

第二項該當刑務支所

熊谷刑務支所、八日市場刑務支所、高崎刑務支所、沼津刑務支所、上田刑務支所、長岡刑務支所、堺刑務支所、高山刑務支所、

御嵩刑務支所、吳刑務支所、津山刑務支所、濱田刑務支所、西條刑務支所、佐世保刑務支所、飯塚刑務支所、大島刑務支所、平良刑務支所、若松刑務支所、平刑務支所、引前刑務支所、柳町刑務支所、小樽刑務支所、眞岡刑務支所

第三項該當刑務支所
木更津刑務支所、下妻刑務支所、飯田刑務支所、上諏訪刑務支所、高田刑務支所、新發田刑務支所、舞鶴刑務支所、田邊刑務支所、豐岡刑務支所、洲本刑務支所、五條刑務支所、彦根刑務支所、丸龜刑務支所、中村刑務支所、四日市刑務支所、宇治山田刑務支所、七尾刑務支所、高岡刑務支所、徳山刑務支所、船木刑務支所、高梁刑務支所、玉島刑務支所、大洲刑務支所、島原刑務支所、福江刑務支所、平戸刑務支所、八代刑務支所、延岡刑務支所、中津刑務支所、古川刑務支所、石巻刑務支所、郡山刑務支所、白河刑務支所、大館刑務支所、大曲刑務支所、横手刑務支所、米澤刑務支所、鶴岡刑務支所、酒田刑務支所、八戸刑務支所、岩見澤刑務支所、室蘭刑務支所、名寄刑務支所、豊橋刑務支所、一關刑務支所

◆保健技師、技手ヲ配置セサル刑務支所ニ於ケル醫務衛生事務囑託ノ勤務方法竝ニ衛生材料整備等ニ關スル依命通牒施行方ニ關スル件

(司法省 行甲第一、三四八號ノ三) 行刑局 昭和十一年十一月六日

四、本件依命通牒ニ依リ當該各刑務支所ニ於テ使用スルヲ得サルニ至リシ藥品及其ノ他ノ物品アリタルトキハ各所屬本所ニ引上ケ使用スルコト

五、本通牒第一項ノ器械過不足調書ハ本通牒第二項第三項ノ報告書ト共ニ十一月十五日現在ヲ以テ作成シ同月末日マテニ本省到着方取計ハレ度コト

尙本通牒第一項ノ器械過不足調書ハ昭和七年十月行甲第二、七六六號衛生材料中器械ノ過不足調書提出方ニ關スル件通牒ニ於テ示シタル様式ニ依ルコト

◆金物工(彈口栓)食量設定ニ關スル件依命通牒

(司法省 行甲第一、三七三號ノ二) 行刑局 昭和十一年十一月十四日

收容者食糧給與手續第二號作業別食糧表中金物工ニ左記ノ通追加相成候

業名	種目	細目	食量
金物工	彈口栓	被包縫、體包被、座褥糊着組立	七等

標記通牒ノ施行ニ付テハ左記事項ニ留意シ實施上遺憾ナキヲ期セラレ度候

一、本件依命通牒ニ定ムル第一項該當刑務支所ニ於ケル衛生材料ノ品目、制式、定數等ハ衛生材料取扱規則ニ定メラレタル收容人員百人未滿ノ所ノ設備ト規定セラレタル爲此ノ際現在品ニ付細密ナル機能検査ヲ爲シ毀損甚シク到底修理不能ナルモノハ廢棄セラレ度不足品ニ付テハ不日配給見込ニ付本通牒第五項ニ依リ器械ノ過不足調書ヲ作成ノ上報告スルコト

二、本件依命通牒第二項第三項ニ該當スル刑務支所ニ在リテハ本件依命通牒別紙ニ規定セラレタル衛生材料中器械ノ不足品ハ不日配給見込ニ付其ノ品目、制式、數量ヲ報告スルコト但シ指定ノ制式ト異ルモ使用上支障ナキモノハ可成代用セシムル趣旨ニ付如此器械ハ定數ニ對スル不足品トシテ取扱ハサルコト

三、本件依命通牒ニ依リ當該各刑務支所ニ於テ使用スルコトヲ得サルニ至リシ器械アリタルトキハ此ノ際現在品ニ付細密ナル機能検査ヲ爲シ毀損甚シク到底修理不能ナルモノハ廢棄シ使用シ得ラルルモノノミヲ現在品トシテ其ノ品目、制式、數量ヲ報告スルコト
本項ノ器械ニ付テハ當局ヨリ何分ノ指令アルマテ其ノ儘存置スルコト

□司法省告示第七十六號

昭和四年司法省告示第四十二號中福井刑務支所ノ項「福井縣足羽郡木田村」ヲ「福井縣福井市」ニ改ム

昭和十一年十月二十三日

□司法省告示第八十一號

昭和四年司法省告示第四十二號中高山刑務支所ノ項「岐阜縣大野郡高山町」ヲ「岐阜縣高山市」ニ改ム

昭和十一年十一月十七日

滿洲國

司法部訓令人字第六八九號(康德三年九月一日)

新官制實施各監獄長ニ令ス

主任看守看守精勤證書授與規程ノ制定ヲ令知スルノ件
康德三年司法部令第十七號ヲ以テ主任看守、看守精勤證書授與規程制定セラレタリ查スルニ本規程ハ主任看守、看守ニ對シ誠實、勤勉、周密及嚴格ナル勤務ヲ要求スルト共ニ永年勤績ヲ獎勵シテ事務ノ熟達ヲ期セントスルノ外從來動モスレバ勤務緊張ヲ缺クガ如キ弊風アルヲ本令ノ活用ニ依リ幾分タリトモ之ヲ免除セントスルニ在リ各長官ハ本令ノ趣旨ヲ體シ左記各項轉令遵照遺憾ナキヲ期スベシ

御前刊務之旨、

記

- 一 他監所へ轉勤(出向)ノ場合ハ勤績ト看做シ各監ノ在職期間ヲ通算スルモノトス
- 二 再就職者ニシテ前職中附與セラレタル精勤證書ハ再任ニヨリ効力ヲ發生スルコトナシ從テ本規程ノ條件ヲ具備スルニ至リタル上ハ再ビ授與スルコトヲ得
- 三 精勤證書ヲ授與又ハ無効トシタルトキハ其ノ年月日、證書番號勤績年月日及官氏名ヲ毎年六月十二月各末日取纏メ翌月十日迄ニ本部へ報告スベシ
- 四 第七條ノ規程ニヨリ證書再交付ノ時ハ別紙様式精勤證書授與簿備考欄ニ其官附記シ前證書番號ニテ再發行スベシ
- 五 康德元年三月一日ヨリ繼續勤務セル主任看守、看守ニシテ本規程ノ條件ヲ具備スルニ於テハ審査ノ上授與スルコトヲ得
- 六 第二條第一項第四號ノ在職期間ハ監獄官制定前ノ雇員ニシテ主任看守、看守へ轉ジタルモノモ勤績ト看做ス
- 七 精勤章ハ退職並ニ第四條所定ノ場合ハ返納セシムベシ
- 八 日系主任看守、看守ニシテ第二條ニ該當スル者アルトキハ本部へ内議スベシ
- 九 本規程ノ適用ニ就テハ慎重ニ審議シ濫賞ノ弊ニ陥ラザル様留意スベシ

司法部訓令字第六九〇號 (康德三年九月一日)

哈爾濱 奉天 吉林 高等檢察廳ニ令ス
 新京地方檢察廳
 主任看守看守精勤證書授與規程準用ニ關スル件
 主任看守看守精勤證書授與規程ハ已ニ司法部令第一七號ヲ以テ公布シタリ新官制實施各監獄ニ令行スルト共ニ當分ノ間左記監所ニ之ヲ準用ス

哈爾濱監獄
 新京地方檢察廳看守所
 奉天地方檢察廳看守所
 吉林地方檢察廳看守所

司法部訓令政字第六六〇號 (康德三年八月二十日)

哈爾濱高等檢察廳ニ令ス
 北滿特別區監獄名稱改正ノ件
 北滿特別區監獄ヲ哈爾濱監獄ニ改メ康德三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

叙任辭令

死亡	十月十六日	七級	看守長	濱田顯吉(岡崎少)
賞與	十月十七日	五〇〇	同	鈴木亦吉(水戸)
	十月二十日	九級	看守	大野豐(德島)
	十月三十日	九級	同	長橋新三郎(靜岡)
秋田	十月三十日		典獄補	津久井作司(京都)
神戶	十月三十一日		看守長	飯村清司(前橋)
看守長(前橋)	十一月二日		看守	土屋榮次郎(松江)
從七			保健技師	西尾利次
同			同	有馬力
勳六(瑞)			典獄	鍵山俊治
勳七(瑞)			看守長	宮喜一郎
司法部(保護課)	十一月十一日	七〇	同	大坪春治(市谷)
			看守長(平戸)	江頭德太郎(長崎)
			免本職(市谷)	支看守長 吉瀬陽(平戸)
			(朝鮮)	
	十月十五日		典獄	內山隆治(仁川)
	十月十六日		典獄	袁田長平(京城)
			典獄補	堀江清次郎(清津)
			看守長	森岡清治(瑞興)
			典獄	小丸源左衛門(大田)
			典獄	藤村喜一(光州)
			典獄補	松平和夫(群山)
			看守	三浦哲夫(京城)
			看守長	岡田德市(咸興)
			同	田中竹市(新義州)
	十一月九日		典獄	袁田長平(元京城)
			正五	特旨ヲ以テ位一級被進

警察研究

昭和十一年十二月五日發行
第七卷 第十二號
冊一十錢 年一四圓五十錢

發行所 良書普及會
振替東京六四四九番

東京市小石川區江戸川町一五

司法の行政化と行政の司法化
思想犯人教化の經驗批判(下)
醫師の責任(四)
交通警察上に於ける警察力運用論(中)
交通事故の心理學的檢討
日本式M.O.法(犯罪手口法)に就て(中)
警察官と捕縛術(二)

研究資料

米國大統領の選舉
新法令の研究——訓令通牒——警察關係判例——質疑應答

東京帝大教授 牧野英一
大審院檢事 池田善克
社會局書記官 中野善保
警視廳交通課長 吉野勝郎
文藝學博士 淡路圓治
內務省技師 清川武澄
警察講習所講師 宮澤俊義
東京帝大教授 宮澤俊義
擔當者 內務省 松尾英一
內務屬 尾村英一

正義

論說

檢察官の職權濫用……………島田武夫
良き判事良き檢事……………豐原清作
思想善導の根本策(續稿)……………田多井四郎
英國會社法上に於ける會社の權限に就いて(三)……………橋本武人
我が辯護士制度の進展と帝國辯護士會の設立(七)……………名譽會員 原嘉道
法曹瑣談(七十一・完)……………山崎佐

判例批評

金銭の授受前に作成せられたる消費貸借公正證書の執行力……………吉岡秀四郎
外國判例紹介……………近藤綸二
戸籍謄本作成不能、佛民法第四十六條の適用、婚姻の證據——佛蘭西破毀院判例の紹介(其五)……………近藤綸二
民事三十六件——刑事二十八件——行政二十四件
○文苑——○雜報——○會報——○新法令

刑事判例研究

刑法第二百七條の意義……………講師 草野豹一郎
慣行上町長が保管する寄附金の横領……………講師 吉田常次郎
民事判例研究(二二)……………民事判例研究會
信用組合區域内居住者(梶田年)——庶子と婿養子との相續順位(和田于一)——幼兒の慰籍料請求權(岩田新)——清算人の株金拂込請求權の讓渡(黒川眞前)——債務承継人の訴訟引受(前野順一)——言渡さざる決定の成立時期(森田豊次郎)
海外法律事情
英國失業保險法要綱(一野喜三郎)——一九三六年英國ソリシタ—實務規定(Y・Y・K)
近着外國雜誌法律論題要目

法學新報

中央大學法學部門機關

第四十六卷 第十二號 昭和十一年十二月

扶養義務……………和田于一
英法に於ける約因に就いて……………講師 内田力藏
新刑法に於ける常習犯人處遇の形式……………安平政吉
業務約款序說……………米谷隆三
儒帝法學撮要邦譯……………講師 矢田一男

法曹會雜誌

第十四卷 第十二號
昭和十一年十二月一日發行
定價 金五十錢

司法省構内 法曹會
振替口座東京一五六七〇番

○即時抗告ヲ許ス裁判ト其ノ執行力發生ノ時期……………大審院判事 岡村玄治
○照査手續ニ付テ……………熊本區裁判所 山下正夫
○假處分ノ競合(二・完)……………裁判所 中川毅
○思想犯罪ト日本精神(二)……………東京區裁判所 宮本彦仙
○入籍者ノ家督相續權(二)……………檢事 小石壽夫
○名判官物語(二〇)○徳川將軍ノ直裁(其ノ十)……………裁判所 小松吉
○法曹會雜誌第十四卷總目次……………
○法曹會決議 ○司法省訓令通牒回答 ○大審院判例要旨 ○新法令 ○雜報

法學士 岩井萬龜 編著

判例不法行為體系

菊判總布裝函入
總紙數八〇五頁
定價金五圓
送料内地二十二錢

東京 神田 神保町 有斐閣

新刊

「……頃日、法學士岩井萬龜君不法行為に關する大審院判例を蒐集し、廣く求め深く討ね殆んど餘す所なし。其の功其の勞蓋し偉大なりと云ふべきである。世の不法行為に關する判例を知らんとする者、一度本書を繕けば殆んど遺憾なきに近からん。……」(法學博士中島玉吉氏序文より)

「判例集は、如何に各判決事案に即したトピックを抽出して分類するか、而して各トピックを如何に體系的に綜合し、整序するかに其の中心問題があると思はれる。……之は言ふまでもなく、大なる創作である。……斯る創作に基いて始めて其の判例集は活きた判例法の全貌を具現せしめたものと言ひ得る。岩井學士は斯る志向のもとに數年不法行為に關する判例の研究を積まれた。……第一、本書は各判例事案に即したトピックの抽出について非常な苦心を重ねてゐる。本書の如き詳細な而も適切なトピックを抽出してゐる判例集は他に類書を見出し難いであらう。この點が本書の持つ最大の特質であつて編者の苦心も亦この點に在つたと思はれる。第二、本書は不法行為に關する判例法を彙類と綜合との兩作用を透して自由な體系のもとに抽寫せんと企圖してゐる。而してそれが爲には逐條的分類方法に據らずに横斷的な分類方法を採つてゐる。第三、本書は判決要旨の抽出に付て、各事案の抽象的な判決要旨を避け、又判例の附隨的理由や傍論的表示を嚴密に排除して、當該判決の心髓を、事案の概要を現識せしめながら抽出せんと努力してゐる。第四、同一事件につき多くの判例の存在する場合には、其の判例の變遷の過程を明示してゐる。第五、公法關係に關する多くの判例を取り入れて、それを適當に分類し綜合してゐる點も本書の持つ重要な特質と言はねばならぬ。以上の如き特質を有つ本書は、判例集として最高のものと云ふも過言ではないであらう。殊に私は本書の分類と綜合との中に學問的價値の高きものを見出すのである。私は岩井學士の多年の研究の成果たる本書が、學界並に實際界に多大の裨益を與へむことを只管希ふて已まない。」(法學博士石田文次郎氏序文より)

編輯餘録

□ 刑法學界の恩人岡田朝太郎博士が晩秋十一月の半に永眠せられた。編輯子は直接博士の指導を受くべく年代の隔たりを持つて居たが、然し、博士が間接に吾人を啓蒙せられたところは決して尠くなかつたのである。

□ 博士の舊著日本刑法論の中に於て當時の我國に於ては殆んど顧みられなかつた累進獄制がいと細かに説明されイングリランド式と愛蘭式の差異が丁寧に解されて居たが今や累進制なるものにこの一人の先驅者を送ることとなつたのである。

□ 未だ編輯子が司法省に在勤せるの日。上司から現代刑罰制度に於ける懲役と禁錮との矛盾、要なき禁錮を廢止すべきにあらざるやを質問されたことであつたが、その時編輯子はその啓蒙的なるに驚いたことであつたが、あにはからんやそれは岡田博士が刑法改正委員會への意見書に基くものであつた。

□ 晩年の博士は實に不幸であられた。ネクロロジ一つをさへも贈られぬほどしかく世は忘れ去つた。然し、博士は裏面に於てその終りまで實に刑事政策の指導者であられたのであつたのである。茲に弔意を捧げる。

□ 行刑當局の努力によつて刑務作業官制度が是認せらるると共に又又刑務官の増員が許されることとなつた。人の充實は結局陣容の整備が思はれる。今や行刑は實のる時期に到達したかの觀がほの見える。

□ 晩秋の一夜岩井協會長は判檢事及刑務所長を招いて行刑に關するきたんなき話の交換をせられた。行刑はかくして陪審制にすすみ眞に犯人の社會復歸作用を具體化すべく望みがつながれ得ることになるのである。

□ いよいよ、刑務官練習所生諸君の卒業を機會に今年は去り行くのである。思へば思ひ出多き年であつた。

昭和十一年十一月二十五日
あき羅

定規文注	料告廣	表價定
※御注文は總て前金のこと ※御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇番刑務協會とすること ※御注文の際には必ず送附先明記のこと、從つて轉居の際には新舊住所を御届け下されたし	一冊 (税共) 金二十五錢 二冊 (税共) 金一圓五十錢 三冊 (税共) 金一圓五十錢 四冊 (税共) 金一圓五十錢 五冊 (税共) 金一圓五十錢 六冊 (税共) 金一圓五十錢 七冊 (税共) 金一圓五十錢 八冊 (税共) 金一圓五十錢 九冊 (税共) 金一圓五十錢 十冊 (税共) 金一圓五十錢	一冊 (税共) 金二十五錢 二冊 (税共) 金一圓五十錢 三冊 (税共) 金一圓五十錢 四冊 (税共) 金一圓五十錢 五冊 (税共) 金一圓五十錢 六冊 (税共) 金一圓五十錢 七冊 (税共) 金一圓五十錢 八冊 (税共) 金一圓五十錢 九冊 (税共) 金一圓五十錢 十冊 (税共) 金一圓五十錢

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十一年十一月二十八日印刷納本
昭和十一年十二月一日發行

編輯 伊藤忠次郎
印刷 東京市葛飾區小菅町一八四番地 大河恭三郎
印刷 東京市葛飾區小菅町一八四番地 刑務協會印刷所
發行 東京市神田區西日比谷町一番地 刑務協會

電話銀座 二三四四・三八二五番
振替口座 東京 二五〇五九番

4088

49° Année N° 12

Décembre 1936

KEISEI

Revue pénitentiare du Japon

dirigée par

G. Iwamatsu

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale.

K. Kimura, professeur de droit pénal à l'Université impériale de Tohoku. — De la peine en théorie et en pratique.

T. Ogawa, directeur-adjoint de la Prison de Fuchu. — Étude sur le travail pénitenciaire.

K. Hosokawa, chargé de cours à l'Université Hôsei. — De la théorie de la peine dans la période de Tokugawa.

Mouvement des idées à l'étranger.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice